

るに足らず。特に兩者の共同の敵の力甚だ大なりしを以て、分離の憂は更に減殺せられたり。從來互に極端に馳せ、最も相反對せる立脚點よりして互に相争ひし黨派は、今や相共に現實の方面に立脚し、此の現實圈内に於て勿論互に相争ひしも、同時に互に相和解し、茲に其の争は憲法の活ける醗酵素となれり。此の狀態を佛國の狀態と比較するは、興味なき業にはあらず。蓋し兩者は多くの共通點を有し、佛國に於ても亦英蘭に於けるが如く、貴族は權力を握り、すべての他の階級を排除する一種の特權を有し、兩者共に其の宗教に依りて、一方は其の加特力教により、他方は其のプロテスタント教によりて、此の特權を有したり。然れども兩者は又同時に極めて大なる相異を示せり。即ち佛蘭西に於ては萬事が畫一的にして、其の發達は豊富なるも、而も道德的には腐敗せる一種の宮廷社會に從屬し、服従せしに反して、英國に於ては局限せられたる一定の範圍内に於て、殆んど相等しき實力を具へたる二個の黨派の間に強烈なる軋轢あり、政治的競争あり。佛國に於ては幾分の權力を用ひて扶養せられたる信仰は、忽ちにして其の明白なる反對性のものに變じ、英蘭に於ては之に反して狹量の嫌なきに

あらざるも、而も男性的に自覺せる一種の宗教信仰發達して、すべての敵を征服したり。佛國は虚偽の名利心の企圖に傷き、英蘭の脈管には青春の活力充實せり。英國の國民力は從來恰も兩山脈間の谿流が、其の流れ深く、其水量豊富なるも、狭き河床内に壓迫せられしに似たり。今や其の谿流は始めて山間より平原に出で、其の波に船を浮べ、其の岸に世界的都邑を建て、傲然として此の平原を支配せんとする狀あり。從來國王と國會との間に於ける大多數の紛争勃發の原因となりたる課稅協贊權は、今や寧ろ兩者を接近結合せしむるに至れり。チャールス二世は在位二十五年間に總額四千三百萬磅を收め、ウイリヤムは十三年の間に七千二百萬磅を受けしが、其の後此の額は驚くべき増加を示したり。其の此くの如く増加せしは、全く其の協贊が自由意思に基きて行はれしが爲めにして、一般國民は國王の收入が少數在廷者の奢侈の費用となるにあらずして、國家の一般需要に供せらるゝものなることを悟りたるなり。かくて英國海軍の優勢は久しからずして疑ひなきに至り、一六七八年に於て王國艦隊は燒夷船を合せて軍艦八十三隻、乗組員一萬八千三百二十二人を數ふるの盛大を致せり。一七〇

一年十二月に至りては、燒夷船及小型船を除きて、第一乃至第六級艦百八十四隻乗組員五萬三千九百二十一人に達したり。若し世人の信する如く、郵便事業の収入が内國交通の標準を示す者とせば、内國交通も亦非常に發展したりと云はざるを得ず。一六六〇年に於て一萬二千磅に過ぎざりし郵便事業収入は、一六九九年に於ては九萬五百四磅に増加せりと云ふ。佛蘭西と西班牙と相合して西印度交通を英、蘭人と和蘭人との手より奪はんとするの憂が、西班牙王位繼承戦争に對する本來の(英、蘭の)國民的動機なりしことは、其の當時既に世人の認めたる所なりき。最後に締結せられたる平和(一七一三年のユトレヒト條約)は、其の他の點に於ても亦是に關するウイグ黨の盛なる批難攻撃を當然受くべきものなりしとするも、而も此の平和は上記の憂慮を除くを得たり。英、蘭人がジブラルタルを失はざりし一事は、英國がブルボン家の兩國(佛及西)に對して有する優勢を何物よりもよく證明するものなり。英國人は今や更に進んで、條約によりて西班牙植民地に對する最も有利なる交通權を獲得し、同時に英國植民地は驚くべき進歩を以て擴大せり。バタヴィヤがカルカッタに對して光を失ひしが如く、和蘭の往時の海

Batavia Calcutta

上權力は爾來英國の海上權力に對して光を失ひ、フレデリック大王は既に之れを評して、和蘭は恰かも一短艇が其の母船に附隨するが如く、其の隣國に追従すと云へり。(英國と)ハハトヴァトの合一は、反佛國的傾向に於て和蘭に劣らざる一の新しい大陸的利害關係を英國に加へたり。其の大運動に於て英國文學は始めて歐羅巴に勢力を及ぼし得るの位置に達し、佛國文學との競争茲に始まり。天然研究及び哲學の兩派は、一個の新らしき獨創的世界觀を生み、かの世界を征服する精神は、此の世界觀に於て、自ら自己を捕捉し且つ反映せり。文藝若しくは美術に就いて、形式上不朽なる完成せる記念物の創作を、此の時代に於て英國人に認めんとするは、勿論誇張に失するを免かれざるべきも、英國は其の當時に於ても若干の優秀なる天才を有し、また夙に少くとも一個の大詩人を有し(シェイク)其の作篇は——本來永久に理會せられ且つ永久に人心に効果を及ぼし得べき性質を有して——今や始めて歐羅巴に知らるゝに至れり。英國人は從來暫く佛國の形式を甘受し來りしが、今や英國人の精神と其の科學との感化は最も卓越せる佛國人に於ても認めらるるに至れり。

此の如くしてルイ十四世が曾て政策によりて若しくは宗教の勢力によりて願使せんと希望したりしかの競争者(英)は、それ白體に於て一層強大に世人が何れの點に於て期待し得たるよりも一層偉大に且つ一層危険なる敵となりてルイ王に對立せり。歐羅巴西部のすべての海上關係一切の形勢はこれによりて根本的に變化せり。

同時に東方も亦此の間に於て變化せり。

獨逸族の奧太利は吾人の觀察する意義に於て一個の舊國家と稱すべきものなりとの意見は、予の同意する能はざる所なり。中世の間、奧太利は皇帝を出だしたること以外には殆ど語るに足るべき何物をも有せざりき。其の後、同國は西班牙王國に勢力を奪ひ去られて背後に落ち、第十六世紀の末、宗教の分裂と種々の地方に於ける階級の世襲特權とによりて、盡くの對外的威望を失墜し、三十年戰役の初めに當りて、獨逸軍隊は皇帝の爲めに其の世襲領土を回復せざるべからざるに至れり。ワレンスタインの事業がフェルデナンドの上に投ぜし光彩すら唯、一時的のものに過ぎずして、之れによりて喚起せられし反動は却つて猛

das deutsche Oestrail

Kaiserthum

Wallenstein

Ferdinand

Stände

Stände

Wallenstein

Ferdinand

烈なるものありたり。爾來瑞典軍隊の奧太利諸州の各首都を脅かせしこと幾度なるを知らざりしも、奧太利家は方に此の當時に於て、其の敵を破滅せると、其の從屬者の奮起せると、又加特力教の最後の確立とによりて、内部に於ける其の勢力の基礎を永久に堅固にすることを得たり。此の如きは奧太利の近代に於ける威望獲得の第一歩にして、其の後、匈牙利の克復によりて、奧太利は始めて歐羅巴に於て重きをなす一個の獨立國の位置に達したり。オーフエン(今のオーストリア)が土耳其人の手に存ぜし間は、佛蘭西人は土耳其宮廷に對する其の勢力を利用して、欲する毎に奧太利を威嚇し、否、實に奧太利をして非常に危険ならしむることを得たり。一六八三年のカラムスタフの出征は、佛蘭西人の使噓に由るにはあらずとするも、佛蘭西人は善く其の事情に通じたり。獨逸若しくは基督教界に危害を加へんとするが如きは、其の際に於て佛蘭西人の目的とせし所にはあらず。彼等は此の如き遠大なる企圖を抱かざりしも、ウイーンを取らんことを欲し、土耳其人をしてライン河岸までも前進せしめんことを欲したり。事此に至らば、ルイ十四世は基督教界の唯一の擁護者として現はれ出づるに至るべく

此の如き運動の結果として必ず起るべき混亂の裡に於て、ルイ王は必ず獨逸の帝冠を左右せしむるべく、又若し自ら欲せば、之を自ら獲得するの機會を逸せざりしならん。⁽¹⁾

(1)〔原註〕詳細なる研究の結果によれば、佛蘭西人は包圍の危險を利用して、皇帝との商議に利益を得んと欲し、ルイ十四世はウィーンの陥落を傍觀して、然る後に獨逸人と合して土耳其人を再び驅逐し、此の如くして西歐の大權を事實上に於て得んと欲せしが加し。佛國史第三編第十三卷第三章比較。(全集十三の三四八頁)

ウィーンの城壁の下に於ての此の計畫は失敗せり。今回の侵入は土耳其人の最後の大きな努力にして、彼等が之が爲めに蠻族特有の過度を以て、其の全力を用ひたるだけ、其の反動の禍害は愈々恐るべきものありたり。爾來秩序なき土耳其群集は、某伊太利人の謂はゆる『突破し難き堅固なる城壁の如く』前進せし獨逸軍兵の爲めに到る處に撃退せられ、『オーフェン』は帝國の鎖鑰にして、此の地の防禦は宗教上の一責務なり』とのムフチ(土耳其の)の「フエトツ」(判決中の)宣言も效なかりき。オーフェンは遂に奪還せられたり。匈牙利全土は再び征服せられて、RAIZEN 奧太

利の二世襲領土と變じたり。不平の徒は鎮壓せられ、低匈牙利の境界地域内にはライツRAIZEN 族進入し來り、將來此の地を土耳其人に對して防禦するの任に當れり。爾來奧太利は以前に比して全然異なる根柢を有するに至れり。從來匈牙利に於ける一切の戦は獨逸人によりて行はれ、其の地のすべての河流は獨逸の血もて染められたりと稱せられしが、今や匈牙利人は奧太利軍の中堅として獨逸の諸戦役に現はるゝに至れり。かくて佛國の外交は從來の如く、輕微なる理由を口實として土耳其人を(獨逸)帝國の内部に呼入るゝことは、最早や可能ならざるに至り、僅かに一度び不平黨の援助と助力とを得たるに止まれり。終に國內全く靜平に歸し、皇帝は從來最も多く危害を與へたる州を基礎として、爾來其の權力を確立せり。

土耳其人を抑制し、否、恐怖の裡に束縛したる、此の堅牢豊富にして且つ武力完備せる權力(奧太利國の)の確立が、歐羅巴東部の形勢に如何なる變化を必然的に惹起せしかは、更に此れを説くを要せず。

ルイ十四世は少くとも更に他の一變化の初期に際會せり。

波蘭の狀態は、ルイ王をして容易に此の國內に於て常に一黨派を有せしめたり。此の一黨派は即ち瑞典の勢力にして、瑞典は少くとも因襲と舊き同盟とによりて、常則としてルイ王に結びつけられ居りしを以て、王は多くの努力を用ふることなくして、北方に於ける疑ふべからざる優勢権を得たり。(瑞典王)チャールス十二世は、毫も此の狀態を改むることなく、チャールスの最初の決心の一は、王自ら其の宰相に向つて云ひし語を借りて云へば「全然佛國と同盟を結ひて、其の朋友の一たること」なりき。其の後殆ど同時に起りたる西班牙王位繼承戦役と北方戦役とは、世人の屢推測せし如き豫め計畫せられたる商議によりて媒介せられたる關聯を何等有することなかりしも、瑞典人の企圖は其の成功によりて偶然に佛蘭西人に利益を與へたり。全く此の兩事件は同様の傾向を有し、ブルボン家は西班牙王位繼承戦役を利用して、歐羅巴の南部を手中に收めんと希ひ、ブルボン家の舊同盟者たる瑞典人は、北方に於ける統治権を完全に掌握せんとせり。チャールス十二世が既に丁抹人を襲ひて強て和を講ぜしめたる後、又既に波蘭を攻略して此の地に一王を即位せしめたる後、又獨逸東部の防備が西部に比

して多く勝る所なきに乗じて、既に獨逸の一半を縦横に侵略し、且つサクソニヤを一時保有したる後に於て、其の主權の確立の爲めには、曾て一度敗走せしめたるツァール(普國皇帝、ペ)を全く破滅するの他に、最早や何物をも残す所なかりき。チャールスは此の目的の爲めに、サクソニヤに於て英氣を養ひたる其の軍隊を率ゐて出發せり。ツァールは此の間に於て大なる努力を以て戦備を整へたり。かくて一七〇九年(ポルタヴァ)の決戦となり、ゲルマニヤ族とスラヴ族との非凡の産兒たる北方の兩英雄、チャールス十二世とペートル一世とは、茲に再び相見るの機會を得たり。是れ實に一個の記念すべき對照なり。ゲルマニヤ人なるチャールスは、氣宇濶大にして、且つ單純に、其の性行に汚點なく、全然一個の勇士にして、其の言眞實に、其の行大膽に、敬神の念篤く、強項殆ど執拗に近く、其の動かすべからざるや、泰山の如し。スラヴ人なるペートルは、溫情にして同時に冷酷に、極めて感動し易く、尙半ば蠻人なるも、而も潑刺たる智識慾者の熱情を傾けて、歐羅巴諸國民の研究と進歩とに憧憬し、滿腔の大雄圖を抱いて、之を遂行するに倦むことを知らず。かゝる兩雄の鬭争は實に崇高なる偉觀たり。其の何れが他に比

して勝りしかは、之を云ふこと能はざるべきも、ツァールの成功が他に比して一層大なる未來を有せしことのみは確實なり。チャールスは其の國民の眞正の利益を殆ど解する能はざりしが、ペートルは自ら準備し且つ着手せし其の國民の發達を自己の一身に結びつけ、之を以て最高の目的となせり。勝利はツァールに歸せり。ツァールはポルタヴアの役に關して、其の部下に送らしめたる報告の追加中に附記して、『聖ペートルブルグの基礎は之れによりて横たへられたり』と述べたり。此の基礎は彼の國家と彼の政策との全建築の基礎となれり。此の時よりして露西亞は北方に於て覇權を振ふの位置に達したり。茲に達せんが爲めに長年月の發展を要したるが如く信ずるは、蓋し謬見たるを免かれざるべし。露西亞は一躍して此の位置に到達せり。波蘭王オーガスト二世は一に露人の武力によりて其の王位を克復することを得たり。亦如何にしてよく露人の勢力の支配より脱することを得べきや。加ふるにオーガストは國內の分裂に於て、其の貴族との争に於て、更に新たに露人の援助を求めざるべからざるの境遇に陥りたり。之れによりてペートル一世は波蘭に於ける兩黨派に命令する直

接仲裁裁判官となり、波蘭の軍が其の勢力の四分の三を失ひしに反して、ペートルの軍は益、其の數を増し、益、熟練を加へ、益、恐るべきものとなりしを以て、従つてペートルの威力は一層の強盛を加へたり。一七一七年某ヴェネチヤ人は此の形勢の變化を評して、曾て波蘭人より法律を受けたるツァールは今や其の欲するまゝに無限の權威を以て波蘭人に其法律を與ふと云へり。爾來波蘭に於ける佛蘭西の勢力は必然的に漸次減退し、佛蘭西人は貴族を味方とし得たるときに於て、すら最早や自己の王位候補者を助くる能はざるに至れり。此の間に瑞典は同じく此の結果によりて勢力と威望とを失墜せり。ルイ十四世は其の晩年に及びても、尙瑞典王室の爲めに其の領土全部を確保せり。それにも拘はらず瑞典王室は終に其の少からざる部分を失ふに至れり。勿論佛蘭西人はストックホルムに於ては其の勢力を維持せり。一七五六年ストックホルムの人民は、瑞典は恰かも佛國の一州なるが如く、巴里よりして統御せらるると云ひて、不平を訴へたり。然れども當時瑞典は既に述べたる如く、全然勢力を失ひたる一國家となり居たり。佛蘭西人は其の勢力を以て『縁なし帽』及び『縁つき帽』の兩黨を憐れなる

情態に乖離分裂せしめ數回之れを利用して露國に對する戰爭を惹起せしも之れによりて却つて不利益なる結果を招き露西亞帝國の爲めに新たなる勝利と擴張との機會を造るに過ぎざりき。

(1)〔原註〕リュエリエールの波蘭亂世史(Histoire de l'anarchie de Pologne)の云ふ所によれば(一)の一、二〇頁、八萬人より一萬八千人に減少せり。

かくして從來佛國より間接に支配せられし北方は今や全然之れと異なる統治權の下に立つに至れり。一個の大なる國民(亞西人)は此の地方に於て一種の新らしき一種の眞個歐羅巴的發展を始めたなり。東方に於ては佛國の勢力は勿論消滅したるにあらず。然れども奧太利がチャールス六世の下に十分に衰微せしにも拘はらず佛國の勢力は往時の勢力を有せざること既に久しかりき。海面は競争者(英)の手中にありて佛國がカチスを経由して西班牙領亞米利加と開始せし有利なる連絡は其の競争者によりて其の便不便に應じて或は忍容せられ或は遮斷せられたり。

之に反して南部歐羅巴に於てはブルボン兩宮廷(佛國と西班牙)の自然の一致は暫ら

く中絶せしも後再び事を共にするの程度まで恢復せられたるを以て佛國は尙ほ依然として一大優勢を有し獨逸に於ても今尙ほ優勢を保ちたり。

就中獨逸に於て。

一七三六年の歐羅巴の政治的狀態に關する觀察の今に傳はるものありて奧太利繼承戰役より少しく以前の狀態特に獨逸の國情を吾人の爲めに才氣ある筆を以て簡潔に叙述す。⁽¹⁾ 著者は皇帝チャールス六世が其の權力を帝國內に於て擴張せんが爲めに憲法の君主專制的傾向を更に一層大ならしめんとして焦慮せしことを認め、又皇帝が其の當時既にライン河畔に現はれたる露西亞人と連絡するを敢てしたるは其の降伏規約の若干の條項に違反するものなることを認むるも、而も此の方面に於ける危険を甚だしく重大視せず。著者謂へらく、最近の戰役は皇帝の宮廷の弱點を暴露したり。皇帝が其の計畫を遂行せんと努むる態度の傲慢と暴戾とは、此弱點に對する醫藥なりと。著者は絶叫して曰く吾人をして寧ろかの陰謀秘計と阿諛的舉動と僞善とを用ひて吾人を奴隸の境遇に陥れんと努むる者(佛蘭)に對して警戒せしめよと。著者は當時佛國の宰相

たりし樞機員フリュアリーが非常なる温和の風を装ふも、而も之に拘はらず却つて此の假面の下にかくれて、リシュリュー及びマザレンの計畫を行はんとしつゝ、あることを看破して曰く、彼は外面寛宏を装ひて、其の隣國を欺き、其の虚に乗せんと欲するもの、謂はば其の溫柔平靜は、其の宮廷の政策の爲めに借り來りたるものなり。彼が世の視聽を聳動することなくして、佛國の爲めにロートリンゲンを取りたる智略は、實は恐るべきものにして、——彼は垂涎せられたるライン境界を略取せんが爲めに、皇帝の歿後、其の結果として必ず來るべき紛亂を待ちつゝ、ありて、ライン境界の略取は蓋し決して甚だしく遠からざるべしと。

(1)〔原註〕『歐羅巴政治團の現状觀察』一七三六年、フレデリック二世の遺稿(Considerations sur l'état présent de corps politique de l'Europe, 1736. Oeuvres posthumes de Frédéric II.)

一七四〇年チャールス六世歿せり。樞機員フリュアリーは世人が彼に期待したりしより更に一層大膽なる行動すらも敢て辭せざりき。マリア・テレーサの夫は親佛主義に於て缺くるところあるの故を以て、マリヤの父の後繼者たらしむるを欲せざる旨を露はに言明せり。バヴァリアのチャールス七世に獨逸の帝冠を

與へしは、主としてフリュアリー、其の人にして、フリュアリーは獨逸に於て殆んど同等の勢力を有する四個の國家を、相列ねて建設せんと計畫したり。奥大利家を殆ど匈牙利に制限し、ボヘミアはバヴァリアに與へ、モラヴィヤと上シレシヤとは、之をサクソニヤに與へ、普魯西をして下シレシヤを以て満足せしめんとするは、即ち此の計畫にして、若し此の計畫にして行はれたらんか、其の性質上到底互ひに一致することなるべき此くの如き四個の國家に對して、佛國は容易に永久の霸權を保持することを得たりしなるべし。

第三章 普魯西

當時獨逸の祖國は未だ有力なる諸國家をも包有せず、事業によりて名を著したる人物をも有せず、判明にして強固なる國民的感情をも有せず、——隣國民の優勢に對抗し得べき何等の文學をも、何等の美術をも、亦固有の文化をも有せずして、顯著なる眞の危険の瞬時に際會せり。是の時に方りてフレデリック大王は

出現せり。普魯西は勃興せり。

吾人は茲に大王の人物を論ぜざるべく、又大王の譲り受けたる國家、大王の造れる國家を叙せざるべく、前者と後者との根原力及び兩者の發揮せし存在の豐滿を叙述せんことは、吾人の決して容易に敢てし得る所にあらざるべきを信ずるが故に、吾人は茲に唯、兩者の世界的地位の觀察を試むべし。

此の觀察に際して、吾人は勿論、フレデリックの最初の運動が、チャールズ六世の歿後直ちに佛蘭西の政策の取りたる方針によりて援助せられしことを認めざるべからず。然れども大王は更に深く進んで佛國と事を共にするを果して得策とせしか。予が前章に於て其の一斑を示さんと試みたる觀察の著者は、即ち大王其の人にして、大王は眞の國務より尙ほ遠ざかり居たる皇太子時代に於て、此の觀察を試みたり。而して此の觀察は、明かに佛國政策に全然反對せしものなり。大王は此の(佛國政策)の方面よりして、獨逸に來らんとする危險を、最も明かに看破し、極めて強盛に感知したり。大王が其の戰爭を全く獨立して行ひ、正に此の理由によるものにして、大王は其の武力の成功が佛蘭西人の利益とな

らんことを常に恐れたり。大王が佛國公使に對して、朕は獨逸の君主なり、朕は佛國軍隊が條約の規定以上に永く獨逸國土内に留まるを忍容せざるべし、と宣明せる態度は如何ばかり嚴肅なりしぞ。一七四一年の晩期に至りて、奧太利を完全に屈服せしむるとは、決して甚だしく不可能なりとは見えざりしが如し。

ボヘミアと上奧太利とは、シレシヤと殆ど等しく敵の手中にあり、ウイーンはプラ
Bohmen Oberösterreich Schlesien Prag
ーグと同じ程度の危險状態に陥れり。若し此の攻撃にして努力を以て繼續せられたらんには、其の結果は殆ど測知し難きものありしなるべし。予はフレデリックが其の最後の歩を進めざりしことを、フレデリックの寛宏に歸せんとは欲せず。彼は佛國の爲めに其の舊敵を除くことの自己の利益にあらざるべきことを最も善く知り居たり。フレデリックは匈牙利の女王(マリア)が破滅の淵に陥らんとせしを見て、女王をして氣息を繼がしめんと欲したり。フレデリックは自ら之れに關して、朕は意識して、戰鬥を中止して、而して休戦に同意したりと語り。フレデリックの目的は、佛蘭西及び奧太利の何れよりも制御を受けざるにありき。王は完全に自由なる境遇に立ちて、兩者の中間に於て、自己の力に基く一

個獨立の地位を占めんと欲したり。此の單純なる希望は、シレシヤ戰役中のフレデリックの政策を説明するものにして、フレデリックの如く猜疑の眼を以て自己の獲得を保持せしものは、未だ嘗て其の例を見ず。王は敵を信ぜざると等しく、友をも疑ひ常に武備し且つ常に用意し形勢の自己に利ならざるを見るや、直ちに起ち危険の來らんとするを見るや、其の未だ近づかざるに早く武器を執り有利の位置を得ると共に、又勝を得ると共に、直ちに媾和の握手の爲めに手を伸ばせり。王が他の利益の爲めに力を致すことを好まざりしは、自明の事に屬すと雖ども、而も王は自己の利益を擁護するに當りても亦誇張に陥ることなく、眩惑せらるゝことなかりき。王の要求は常に當面の利益を目的として、未だ嘗て過度に失せしことなく、唯王は極度まで之れを固持せんと欲したり。

然れども此の如く意外に勃興して、大膽不敵の態度を取るに至りたる此の獨立は蓋し隣邦の不快と敵意とを惹起せざる能はざりき。

マリヤ・テレサが富める一州(シヤ)の損失の悲みを直ちに忘るゝこと能はずして、此くの如く幸運なる且つ技倆ある一競争者(フレデリック)の帝國內に起りたるに

對して、不快を禁ずる能はざりしは、之れを理會するに難からず。然れども普魯西の威望は、北方政治體系にも亦著しく影響を及ぼしたり。北方に於ける權力平均を維持するの目的を以て、普魯西が瑞典及び佛蘭西と協商を行ふや、其の本來甚だ他意なき性質のものなりしにも拘はらず、露國の二三の大臣は、北方に於ける露國の霸權が之れによりて危くせらるべきを信じて、フレデリックに對して滿腔の憎惡を發したり。事情かくの如くなりしを以て、フレデリックは當然佛國よりの援助を受くべき位置にありたれども、普魯西が瑞典の如く願使し易からずして、フレデリックが自ら自由獨立の政策を行ふを誇りしが爲に、ヴェルサイユの宮廷も亦フレデリックに對して不快を抱くに至れり。佛國宮廷は甚だ利害に明かなりしも、而も其の全政策體系を變更し、それより後、奧太利と提携せんと決意せり。佛國の輿論は、其の特有の突發的踴躍を以て、喜んで此の協商に賛成を表したり。此くの如くして、女帝(マリア)は大陸の兩大國(佛と普)と連合することに成功し、劣國たるサクソン、ニヤ、ポメラニアの兩隣邦も之に加はり、チャールス六世の歿後、奧太利に對して結ばれたると甚だしく異ならざる一個の同盟茲に成立を

見んといふも露國が之に参加せし爲め前者よりも却つて一層強大なるものありき。普魯西諸邦の分割は曾て奧太利諸邦の分割が論ぜられしと等しく論ぜられ、フレデリックは唯海上に於てのみ同盟者——先に奧太利と結托せしと同一の同盟者(國英)——を得たり。

フレデリックは其の新領地を加ふるも尙ほ甚だ大ならざる勢力、敵國の大同盟に對しては殆ど云ふに足らざる勢力を以て、果して此の大同盟と戦ふことを得べきや、果して敢て戦ふの勇氣すらありしや。

フレデリックは人の知れる如く、ウイーンの宮廷に對し、其の戦備に關して確定的説明を求めたり。王は其の大臣の一人に向つて、ウイーン宮廷の説明にして若し幾分にも満足を與ふるに足るものならんには、吾等は兵を進むることをなさざるべしと語れり。終に待たれたる使節は來れり。回答は甚だしく要領を缺けり。フレデリック大王は云へり、『籤は投ぜられたり、明日吾等は進軍すべし。』此くてフレデリックは勇ましく此の危険に突入せり。王は此の危険を求め、殆んど自ら之を喚起せり。而して此の危険の裡に立つに及んで、王は始めて其の

何物なるやを完全に知ることを得たり。

若し或事件にして一大人物によりて起れるものありとせば、七年戦役の事件の如きは正に是なり。

現時の戦役は少數の決勝戦によりて終結するを常とす。往時の戦役は現時の戦役に比して稍、久しく繼續せり。然れども當時は存在の總和國家其の者の存亡に關してよりは、寧ろ要求と利権とに關して争へり。然るに七年戦役は其の繼續の久しきを以てして、何れの瞬間に於ても普魯西の存亡が問題となりし點に於て一異例をなす。當時の形勢、歐羅巴一般の敵對行爲より見るときは、唯、僅か一回の戦は、普魯西の滅亡を惹起するに足れり。此の事はフレデリック自らも十分にこれを感知したり。コリンの戦の後、王は叫んで曰く、是れ吾等のポルタヴァなりと。幸にして此の語はフレデリックの爲めに實現せざりしも、王が爾來刻一刻絶えず滅亡の危険に襲はれしことは、到底之を否むべからざるなり。此くの如き絶望の境遇に在りて、フレデリックの軍事的天才、其の軍隊の勇武、其の臣民の誠忠若しくは種々の偶然の事情が、如何なる救済扶助を王の爲めに提

供せしやは、今茲に述べざるべし。歸する所は、王が道德的に自己を確保支持せしにあり。

佛蘭西哲學はフレデリックを唯、輕快なる精神練習、泡沫美文學藝研鑽の方面に導きたるに過ぎずして、奮闘努力の辛酸よりは、寧ろ永續せん限りの人生の享樂に誘ふに似たり。然れども吾人はいふを得べし。眞の天才は謬れる教によりて損はるゝことなく、善く其の本領を保つを得べしと。蓋し天才は自らその身の法則にして、それ自身の眞理の根柢の上に立ち、唯自ら此の眞理を意識するを要するのみ。此の意識は人生により、一大企圖の努力によりて得らるゝものにして、災禍は天才を成熟せしむ。

既に久しく一大將帥なりしフレデリック二世は、今や其の遭遇せる災禍によりて英雄となれり。其の試みたる抵抗は、嘗に軍事上の抵抗なりしのみならずして、同時に内面的、道德的、精神的の抵抗なりき。王は絶えず事物の最終原因を熟考し、現世に於ける萬事の無常を大觀して、此の戦争を行へり。

予は王の詩篇を力ある詩の傑作として賞讃せんことを欲せず。此くの如き

觀察點よりしては、王の詩篇は固より多くの缺點を有すべし。然れども此の戦役の轉變中に生じたる作品は、少くとも單純なる思想の雄大なる飛躍の跡を有し、窘迫争闘及び危険の裡に於ける男性的精神の運動を吾人に展示す。王は「荒れ狂ふ海のたゞなかにあり。稲光りは暴風の雲を横さまに貫き、雷はわが頭の上にて鳴りはためく。暗礁はわれを圍みて立つ。船人の心臓は動かすなりぬ。幸の泉は涸れ、椰子は消え、月桂は凋みぬ。」(椰子の枝と月桂の冠)時としては王は恐らくブールダールの説教に於て、一個の信頼、一片の慰藉を求めたりしが如く、屢Boudaloueまた古人の哲學に頼りたり。然れども王の幾度となく研究せしルクレチウスLuchezの第三卷は禍害の必然的にして、何等の靈藥もこれを如何ともすべからざることを王に教へしに過ぎず。フレデリックは此の冷酷なる絶望的學說の裡よりしてすら高遠なる思想を求め得たる一個の男兒にして、その屢戦場にて得んと希ひし死に對しても亦畏るゝことなく堂々と進み行けり。王は好んで其の敵を三頭政治家に比較し、従つてカトローの靈を呼び、ブルツスの魂を呼びて、彼等の例Triumviri Cato Brutusに倣はんと決心しるたり。然れども王の境遇は、是等の羅馬人の境遇と全然同

一なること能はざりき。是等の羅馬人は一般的世界運命——羅馬は即ち世界なりき——の進行過程の中に編込まれて、其の人物と、其の力を盡して戦ひし主義との勢力以外に何等の後援をも有せざりしも、フレデリックは自己の祖國を代表し、祖國の爲めに戦はざるべからざりき。若し何等か或特別なる思想が王を左右せしものありたりとせば、それは王の國土、王の祖國に對する此の思想なりしと吾人は謂ざるを得ず。クネルスドルフの戦の後、フレデリックが其の不幸の如何に大なるかを測り、其の境遇状態の如何に望なきかを察し、其の敵の自己に對する憎惡と、彼等の幸運とを見て、萬事休すとなし、而して後に其の國土と其の軍隊との爲めに唯一個の活路(死)あるのみなることを見、一身を犠牲に供して此の策を實行せんと決心をなせし當時の王の窮狀を、誰か能く吾人の爲めに描き得るものぞ。然るに漸くにして新たなる抵抗の可能なること明かになり、王は終に殆んど成功の望みなき此の義務に新たに身を委ぬること、なれり。王は、其の國土が久しく「敵に蹂躪せられ、其の名譽を奪はれ、救済の資源なく、全然危険の裡に」立つを見ざるを得ずして、其のまゝ、之を見棄て、死するに忍びざり

しなり。王は其の國土に告げて曰く、「朕は朕の不幸なる生命の殘餘を爾に捧げん。朕は無益なる憂慮に身を焦すことをせずして、再び危険の巷に身を投ぜんと欲す」と。かくて王は其の軍隊に向つて叫べり。「いざ諸共に運命に向つて戦はん、互に相結べる數倍の敵驕慢と輕侮とに醉へる敵に向つて勇ましく進まん」と。かくて王は耐忍せり。而して終に平和の日に遇へり。王は自ら此の戦役の史を綴りて、其の結尾に於て記して曰く、大なる事業に於て危険の裡より吾人を救ひ得るものは、獨り意志の強固あるのみと。王は其の國土を減縮せらるゝことなく保持し、再び其の主權を收むることを得たる時よりして、戦役によりて蒙りたる國家の創痕を癒すを以て、其の最上唯一の務めとせり。

若し強大國といへる概念を以て、すべての他の列強に對し、又其の聯合に對してすら、自ら能く守るの實力を有せざるべからずとの意味に解するを得ば、フレデリックは即ち普魯西を強大國の地位に上ぼしたるなり。サクソニヤ家の諸皇帝及びヘンリー獅子の時代以來、世は茲に始めて北獨逸に於て、一個の獨立せる何等の同盟をも要せざる、自力に信頼する國家を見るに至れり。

此くの如くして、佛國は此の時よりして、獨逸の問題に於ては、殆んど或は全く何事をも爲し能はざるに至れり。奧太利繼承戦争に於て、佛國が喚起し且つ助長せし反對運動は、今や全然終熄せり。普魯西の解放せらるゝと共に、バヴアリア及びサクソニヤは再び奧太利に結びたり。

此の形勢には急に何等の變化を見得べくもあらざりき。蓋し佛國は奧太利に對して、七年戦役の原因となりたるがの親密にして、精細なる同盟を結びたるが爲めに、自ら此の變化を阻止したり。予は茲に佛蘭西人が、少くとも幾分の誇張を以て、此の同盟に歸するすべての他の結果を、果して幾何の程度に於て此の同盟が有せしやを研究せざるべし。然れども佛國が、曾て獨逸の反對運動を擁護するの具に供せし其の從來の地位を、これによりて自ら放棄せしこと、竝に佛國に於て論ぜられし如く、『此の瞬間よりして、普魯西王は大陸に於ける佛國の覇權を犠牲にして、獨逸の自由の保護者となりし』ことは確實なり。吾人は奧太利が從來とても佛蘭西人に對して其の舊勢力を認容せりと信すべきにあらず。

ジョセフ二世は尙ほ共治者たりし時代に於て、且つ即位の當初よりして、宣明せし

Johann

Joseph

II

Kaiser

めて曰く、『皇帝は皇位の權利を神聖視す。故に皇帝に對して親善の關係に立たんと欲する者は、願くは此の權利に觸るゝならんことを求む』と。獨逸の政治的獨立の眞の保護は、外國に對する此の兩國の自由にして且つ根柢堅き聯合にありしことは、當時に於て既に之れを認識することを得たり。

Verbindung

此の大なる變化は、之れと同時に文學に於て、獨逸國民が佛國の模範及び其の虚偽の模倣より獨立するに及びて、之が爲めに始めて其の十分の意義を得たり。予は我が國民が從來に於ても亦、或程度に於て精神上の獨立を有せしことを否定せんと欲する者にあらず。思ふに此の獨立は、最も多く神學體系の完成に存し、此の神學體系はすべての精神的人物を動かし、且つ主として其の起原に於て獨逸的性質を有せり。然れども之を有せしは、唯、僅かに國民の一部に過ぎずして、且つ宗教の純粹にして理想的且つ内面的なる認識は、こゝに極めて奇怪なるスコラ哲學的形式内に強ひて入れられたり。吾人は多くの他の科學に於ける研究的活動と、其の部分的成功とを認めざる能はざれども、是等の科學も亦悉く同一の形式の下に壓服せられざるを得ずして、教壇上の傳承には適當せるも、眞

個精神的理會には適當すること罕なる、錯雜なる學說組織に於て普及し、大學は制限と強制とを受けながらに一般文化を支配せり。従つて社會の上流階級は其の感化を受くること漸く薄く、且つ既に述べたる如く、容易に佛蘭西の思潮傾向に感染せり。然るに此の世紀の中葉以來、國民的精神の一個の新たなる發展が始まれり。吾人は此の發展が從來の立脚點に對して、或程度の反對に於て行はれたるにも拘はらず、尙頗る前記の立脚點より出發せしものなることを忘るべからず。獨逸精神は教理的體系に満足すること能はずして、尙之れに囚はれながら、而も最早や甚だしく制限せらるゝことなくして、此の體系の缺陷を文學を以て補充せんとして勃興せり。宗教は終に再び、其の人道的關係に於て人心に近づけられ、而も最も喜ぶべきことは、狂熱耽溺を離れて、茲に至れり。哲學は大膽なる試みに於て、すべての認識の最上根原の新たなる説明を敢てし、獨逸哲學の二派は、兩々相並び、本質上其の趣を異にするも、而も近き親族的關係を有して、同一の地に現はれ、爾來此の兩派は、其の一は寧ろ觀照的態度を以て、他の一は寧ろ研究的態度を以て、相共に且つ相扶けて發展し、互に相吸引し、且つ互に相

mehr untersuchend

mehr anschauend

排斥し、而も相合してのみ獨創的意識の豐滿を表現したり。批評と古代學とは學者の群を突破して、活ける觀照に到達したり。こゝに國民の精神は一朝忽然として覺醒し、其の深遠と成熟とに援助せられて、獨立なる且つ自由なる試みを以て、一個の詩的文學を發展せしめ、此の文學によりて假令尙ほ多くの内面的矛盾を免かれざるも、而も全體に於て調和せる一個の新らしき、包括的世界觀を完成し、而して此の世界觀に向つて自己を對立せしめたり。此の文學は又最早や國民の一部に限らるゝことなくして、國民を全然包括し、實に茲に始めて國民をして再び其の統一を眞に意識せしめし點に於て、評價し難き程貴重なる性質を有したり。大詩人の新時代は必ずしも常に舊時代に次で現はれずとするも、吾人は甚だしく之れを怪しむを要せず。大なる試みは既に爲され且つ成功し、言はるべきことは、既に根本に於て言はれたり。而して眞の精神は、既に歩まれたる安樂なる途上の歩行を屑しとせず。然れども獨逸天才の作品は、尙完成の域に達せざること遠く、其の任務は實證科學を浸潤せしむるにありたり。此の際天才自身の修養の過程より、若しくは亦他の影響より來れる多くの障礙は、天才

の途に當りて現はれたり。吾人の今希望し得る所は、天才がすべて是等の障礙に打勝ち、自己の内部に於て一種の完全なる理會に到達し、而して後によく不斷に新らしき産出をなし得んことにあり。

然れども予は茲に中止すべし、何となれば予は政治を語らんと欲したればなり。但し是等の事物は極めて密接に相關聯し、而して真正の政治は唯、偉大なる國民的存在によりてのみ支持せらるゝことを得るものとす。唯、精神的人物の此の活躍を伴へる自信力の覺醒に與りて最も力ありたるは、フレデリック二世の生活と名譽とにして、他の諸現象は一もこれに及ぶものなかりしことのみは、蓋し斷じて疑ふべからず。一國民が自由に發展し得んが爲めには、自ら獨立を感ずること必要にして、未だ曾て歴史の大動因によりて準備せらるることなくして文學の隆盛を見たる例なし。唯、異とすべきは、フレデリック自ら毫も之を知らず又殆ど想像だもせざりしことにして、王は國民を自由にせんが爲めに事に從ひ文學は王と共に此の事に從ひ、而も王は其の同盟者(學文)を知らざりしなり。同盟者はよく王を知れり。一個の英雄が獨逸人中より現はれたるの一事は、獨逸

人の自負心と膽かたを高めたり。

既に述べたる如く、第十七世紀の要望の一は佛國に制限を加ふるにありしが、今や此の希望はすべての期待を遙に超越したる程度に於て達せられたり。之が爲めに一個の人爲的に錯雜せる政治體系が形成せられたりとは、根本的には吾人の論ずる能はざる所にして、かくの如く名づけられたるものは形式に過ぎず、其の真相は偉大なる諸國家が自己の力によりて勃興し、若干の新たな國民的獨立が、根原的勢力を以て世界の舞臺を占領したるにあり。奧太利は、加特力教的獨逸的特色を有して、軍事的に堅牢に、それ自體の裡に新鮮にして盡くることなき生活力の横溢せるを示し、豊富にして、一個獨立の別世界を形成せり。希臘^{das griechisch-slawische Prinzip}スラヴ主義は今や世界史上空前の強盛を以て露國に出現し、露國の採用せし歐羅巴的形式は、毫も此の根原的要素を壓服することなくして、寧ろ却つて之れを浸潤せしめ、之れに生命を與へ且つ茲に始めて此の要素の力を喚起せり。尙ほ英國に於ては、ゲルマニヤ的^{die germanisch-nordmen Interesse}海事的利益は一個の巨大なる世界的勢力に發展して、すべての海洋を支配し、往時の海軍國のすべての追想は、之れに對して消滅す

るに至りしが、是と同時に獨逸的^{Of deutsch-protestantischen Interesse}新教的利益は普魯西に於て、其の久しく求めたる支柱、其の描寫及び其の表現を見出せり。『假令其の秘密を知るも、誰か之れを言明するの勇氣を有せん』と一詩人は云へり。予は敢て是等の國家の性格を説述せんと試みざるべきも、而も吾人は、是等の國家が過去數世紀の種々なる大發展の裡より發生したる主義に基きて建設せられたるものなること、從つて此の發展に順應して、其の根原を異にし、其の政體を異にして發達し、又事物自然の理に基きて、現代に對して生じたる大なる要求に適合せしことを、明かに見ることを得。是等の國家の發生、いふまでもなく、内部の形勢の複雑なる變化なくしては行るゝこと能はざりし其の發達完成は、佛蘭西革命の勃發に先だつ百年間の大事件なり。

第四章 佛蘭西革命

此の大事件は勿論それ自體に適合する意義を有せしとするも、而も佛國が是

に由りて一種の制限を受けたること、並に佛國が他國の成功を目して自國の損失となすの理由を有せしことは否定すべからず。且つ此の大事件は、他國に對して常に活潑に進行したり。佛國が曾て、奧太利の匈牙利に於ける並に土耳其人に對する進出を阻止せんと試みたりしこと幾回なりしぞ。今やドナウ河方面に於て、土耳其人に對して配置せられたる最良の聯隊が、佛蘭西人に對抗せしめんが爲めに、ライン河方面に向つて、召還せられざるを得ざるに至りしこと幾回ぞ。露西亞は先に佛國政策に勝ちて、北方に於て勢力を確立したり。ヴェルサイユの内閣は、普魯西が世界に於て如何なる地位を占めたるや、又保持せんと勉めたるやを悟るに及びて、此の勢力を失墜せしめんが爲め、否、予は敢て云ふ、全く之を破滅し去らんが爲めに、亞米利加に於ける自國の利益を忘れたり。佛蘭西人がジャコベン黨を援助せんと企て、或は恐らく一人のスケチアートを英國に送らんと企て、往時の形勢を再び克復せんと企てしこと、幾度なりしや知るべからず之が爲めに佛蘭西人は、奧太利に對して普魯西と結ぶも、若しくは普魯西に對して奧太利と結ぶも、毎に英人の反對を受けたり。佛蘭西人は大陸に於ける交戰

の爲めに海上に於ける損失を招けり。チャタムが云ひし如く、彼等は七年戦役の際、獨逸に於て亞米利加を失へるなり。Chatham

かくの如くにして、佛國は最早や百年以前に於けるが如く、歐羅巴世界の中心點として重きをなすこと能はずして、其の地位は遙かに低下し、波蘭の分割に關しても何等の交渉をも受くることなくして、之を傍觀せざるべからざるに至れり。更に深く佛國の神經を惱ましたるは、一七七二年に於けるツーロン港頭のToulon一事件にして、英國の一フレガット型艦Fregate茲に現はれて、口約に基く艦隊の武装解除を監視せしも、佛國は之を如何ともする能はざりき。葡萄牙、瑞西の如き小獨立國家すら、佛國以外の勢力をして干渉の餘地を有せしめたり。

但し茲に云はざるべからざるは、佛國の不振は必ずしも世人の屢々想像せし如く甚だしくはあざりしこと是なり。同國は土耳其に對して尙其の往時の勢力を保持し、視族間契約によりて西班牙をして其の政策を奉ぜしめ、西班牙の艦隊及び西班牙植民地の富源は、佛國自由に之を利用せり。自餘の各ブルボン宮廷は、佛國に結び、トリノ宮廷Turinの如きも亦殆んど其の一に數ふるを得べし。瑞典

に於ても佛國黨終に勝利を得たり。然れども世界的主權の光輝に浴するを喜ぶこと、何れの他の國民よりも甚だしき、佛蘭西國民は到底かくの如きことを以て満足すること能はざりき。彼等は其の權利と思惟したる要求權の損失のみを感じ、自ら保持し得たりし所のものを見ずして、他の攻略獲得したる所のもののみを注視したり。彼等は不快の念を以て、自國の匹敵し能はざる、強勢にして根柢堅實なる雄大國家の自國に對して出現せるを見たり。

革命の原因は盛に論ぜられ、又屢々絶對に求め得べからざる所に於て求められたり。予の見る所にては、革命の最も重大なる原因の一は、政府の信用を深く失墜せしめたる對外形勢の如上の變化に存す。政府が國家を正しく統治するの術を知らず、また適當に戰爭を遂行するの法を知らずして、最も危険なる弊政を盛に行はるゝに至らしめ、従つて歐羅巴に於ける政府の威信の失墜大部分茲に其の原因を發せしは事實なり。然れども佛蘭西人は、單に佛國の世界的地位の變化の結果たるに過ぎざる一切のことを、亦其の罪を政府に嫁したり。彼等はルイ十四世の勢力全盛時代の追懷の裡に生活し、他の諸國が潑刺たる元氣を

以て勃興し、最早や往時に於けるが如く佛國の勢力を甘受せざるに至りたるに基因するすべての結果を政府の對外政策の無能と、確に否認し難き政務紀綱廢弛の罪とに歸したり。

故に佛國に於ける運動は、その一面に於ては改革的運動の性質を有し、此の性質は忽ちにして革命的性質に變ずるに至りしも、而も此の運動はその當初よりして既に對外的傾向を取りたり。

亞米利加戰爭は直ちに此の兩面性を發揮せしめたり。若し之れを知らざる者は、セギュールの追想録よりして、佛國上流貴族中の青年の戰爭參加が、戰爭熱と謂はゆる哲學との如何に奇異なる混合より出でしかを見ることを得べし。セギュール曰く、「自由は榮譽の好餌を以て吾等の眼前に現はれたり。成年者は其の主義を貫徹し且つ專恣なる暴力を抑制するの好機會を捉へたるに反し、吾等青年は、唯戰爭を爲さんが爲め、自己の名を揚げんが爲め、名譽の地位を得んが爲めにのみ、好んで哲學の旗幟の下に立てり。武士の氣質を以て吾等は哲學者となれり」と。然れども是等の青年は、漸次甚だ眞面目なる態度を以て哲學者となれり。

是れ實に奇異なる混合なり。彼等は英國を攻撃し、之を衰微せしめ、其の植民地を奪取して以て功名心の満足を買はんと欲せしも、而も彼等の得んと希求せし所のものは、特に英國貴族の獨立の地位、下院議員の名譽ある地位なりしなり。

此の亞米利加戰爭は、今や世界の形勢を決定する力を得たり。是れ一般の權力關係の變化によりてよりは、寧ろ其の惹起せし間接の結果に由れり。何となれば英國植民地は其の母國より分離せられしも、母國はそれ自體に於て堅牢なる根柢を有せしを以て、此損失を甚だしく深く感ぜざりしこと直に明かになり、又佛國海軍は再び或程度まで威望を恢復するに至りしも、而も英國は數回の決戦に勝利を得て、其の聯合せる競争者に對して能く優勢を保持することを得たればなり。

予の云はんと欲するところは、嘗に共和政治的傾向の勃興のみにあらず、更に一個の直接的結果にありたり。

大なる熱誠を以て、チュルゴトは、合衆國獨立戰爭參加に反對したり。彼は當時

既に缺陷の下に苦みたる財政を、政費の節約によりて整理し、且つ同時に必要な改革を遂行せんことは、唯、平和に於てのみ可能なることを見たり。然れどもチユルゴ―は滔々たる青年の熱狂の流に對抗すること能はざりき。戦は遂に宣せられ、且つ巨大の費用を以て行はれたり。ネツケルは其の非凡の銀行家的手腕の限りを盡して新たに公債を起すことを得たり。然れども公債の募集愈、多くして、財政の缺陷は之れに伴ふて益、増加せり。既に一七八〇年に於て、ヴェルジエンヌは財政状態の眞に憂ふべきものあるを國王に陳奏し、講和の必要なるを直に講和するの必要なることを述べたり。然るに平和は延引せり。而して平和締結後始めて世人は紊亂の真相を知得せり。吾人は此の場合に於ても亦顯著なる一対照を見る。英國は佛國に等しく疲弊し、且つ債務を負ひて、亞米利加戦争より脱出せり。然れども英國に於て、ピットが病弊の根柢に斧鉞を加へ、且つ大なる施設によりて國家の信用を恢復せしに、反して、佛蘭西の財政は技倆なき手より益、技倆なき經驗なき且つ同時に不堅實なる手に移り、かくて病弊は月々に増長して、政府を恰かも其の存在の根柢に於て危険ならしめ、かくの如くして、全然

其の威望を失はしめたり。

對外關係が是によりて蒙れる影響何ぞ夫れ甚しき。佛國は最早や何等の選擇の自由を有せずして、如何なる代價を拂ひても戦争を避けざるべからざるの境遇に陥りたり。例を舉ぐれば、佛國は戦争を回避せんが爲めに、寧ろ好んで和蘭に對する奧太利の要求を償金によりて買ひ、時の財政状態不良なりしに拘はらず、自ら其の半額を負擔せり。若し利害の及ぶところ唯、佛國のみに止まりしならんには、(奧太利)皇帝は、バヴアリアに對する其の目的を貫徹することを妨げられざりしやも知るべからず。佛國政府は和蘭の所謂愛國黨との連合を勉めて鞏固にしたりしも、而も尙愛國黨が普魯西に蹂躪せられ、壓服せらるゝを傍觀せざる能はざりき。予の見る所によれば、佛國政府は之に關して深く咎むべきにあらざるなり。一七八七年七月和蘭に對する普魯亞の宣言現はれしとき、佛國政府は此の宣言の遂行を阻止せんが爲めに、果してよく何事を爲さんと欲せしぞ。高等法院が新税の登簿を拒みしは、正に此の時にして、此の新税なくしては政府は國政を續行すること能はざりき。且つ其の後久しからずして、八月十五

日のかの有名なる會議に於て、グラン・シャンプル(Grand-champre 天室の義高等を指す)は其の門を開かして、集まれる群集に向ひ、國王は今後豫め三部會(allgemeine Stände 會國)を召集するにあらざれば何等の新税を徴すること能はざる旨を宣言せり。從來の全内政状態が問題となりたる瞬間に於て、政府は到底外國に對して勢力を揮ふこと能はざりしなり而も此の時は極めて重大なる時期にして、兩個の皇帝宮廷(露西亞及奧地利)が土耳其を攻めんと決せしは正に此の時なりき。佛蘭西人は其の舊同盟者(土耳其)に援助を與ふること能はずして、土耳其にして若し滅亡を免かれんと欲せば英國及び普魯西に就て救を求めざるべからざりき。

かくの如きは、いふまでもなく佛國外交政策の無氣力、無價值を示すものにして、佛國外交政策の方針は、自國の自然の要求にも順應せず、亦歐羅巴一般の利益にも適合せざるものなりき。此の聲價失墜が、内政の紊亂より來りたるは、否むべからざる事實にして、其の紊亂は是に由りて更に非常に増大せられたり。ブリエンヌの大監督の政策は、最も激烈なる、又最も廣く一般に互りたる攻撃に遭へり。大僧正は和蘭を援助せずして、陸上に於ても亦佛國軍人の聲譽快復すべ

かりし此の好機を逸せしとの故を以て、怯懦なりと誹られ、甚だしきは不忠なりとさへ咎められ、佛國の名譽は之が爲めに、鮮血の流を以て洗ふにあらざれば再び清め難き程に汚されたり、と論ぜらるゝに至れり。

かくの如きは勿論誇張の論たるを免かれざるも、而も吾人は此の不平の根柢に横はれる感情を非難すること能はず。或大國民の國民的意識は、歐羅巴に於ける相當の地位を要求す。對外的諸關係は便宜上の一國を形成せずして、實力上の一國を形成す。而して一國の威望は常に其の有する内面的實力發展の度に相應すべし。何れの國民も、自己の實力相當の地位にあらざるを見るときは之を痛切に感ず。況んや從來幾度となく、特に大國民たらんとの特別の要望を起したる佛蘭西國民に於てをや。

予は佛國革命の恐るべき發展を來さしむるに至りたる複雑なる原因を詳論するを避けて、唯、對外關係の不振が之に與りて大に力ありたるとのみを云はんと欲す。吾人は唯、久しき以前より佛蘭西國民の奧太利家に對して抱きたる全憎怨を一身に受けたる奧太利の一皇女、即ち憐むべき皇后(マリア・アントワネット)が、此の際

如何なる役を演ぜしか、又奧大利の一委員の蜃氣樓が如何なる不吉の數齣を惹起すに至りしかに想到すれば足る。佛蘭西人は諸隣國に對する自己の往時の勢力を失ひしことを見たるのみならず外國は佛國に對して秘密の裡に強大なる勢力を及ぼしつゝありとまで考ふるに至り、内政のすべての施設に於て此の勢力を認め得ることを信じたり。此の不平こそ正に民衆の一般的憤怒沸騰及び狂暴の火焰を燃上がらしめたるものなれ。

對外關係の此の着眼點を念頭に置かば、吾人は佛蘭西革命に關して次の見解を立つることを得べし。

凡そ一大國家の發達完成を期せんが爲めには、何れの國に於ても其國民的實力が非常なる方法を以て結束せらるゝを見る。此の目的の爲めに内國關係の裡に横はれる多くの障礙は排除せられざるを得ずして、又時としては舊特權が侵害せらるゝことありたり。この準備は種々の國に於て、或時は比較的大なる或時は比較的小なる熟慮と成功とを以て行はれたり。かゝる準備が各國に於て如何に行はれしか、其の成功と不成功との程度如何、又その結果如何なりしや

を叙説するを得ば、必ずや極めて有益なる生氣活躍せる一卷の書を成すに足るものあるべし。終に佛國に於ても亦此の事業は着手せられたり。往時の佛國諸王の專政君王權は、口を極めて誹謗せられたり。但し眞實を云へば、此の主權の發動は勿論尙若干の專恣を作ひたるも、而も大體に於ては之に反して非常に衰頽するたり。政府はかの國民の實力結束の事業を行はんと試みしも、政府の力既に衰へて、其の目的を貫徹するに能はず、亦實力なき人士に由りて之を行ひ、特權ある階級の反抗を抑壓する能はざりき。是に於て遂に第三階級——既に輿論を征服し始めたる民主思想の勢力——の助力を求めたり。然れども是れ政府に取りて餘りに強大なる勢力を有する同盟者なりき。政府はこの同盟者(第三級即ち平民)の實力を認識するや、忽ち狐疑逡巡し、一旦取りたる道を棄て、其の攻撃せんと欲せし敵(貴族及び僧侶)の陣地に退却せり。かくて政府より其の助力を藉らんが爲めに招致せられたる此の被侮辱者(平民)は、すべての政治的熱情を煽動し、此の世紀の確信と方向とを以て、實にそれ自身の傾向を以て、茲に争闘場裡に立ちて、一個の運動を惹起し、此の運動に於て、第三級或は寧ろ第三級の内部

と周囲とに發生したる叛逆の要素は、巨人の歩みを以て前進しつゝ、常に特權ある各階級、即ち上流者を倒せしのみならず、王と王位とをすら顛覆し、全舊國家を破滅せり。

Aristokratie

すべての他の政府を強固にしたりとは決して云ふ能はざるも、而も二三の他の政府を強大にし且つ強固にしたりし一個の企圖は、かくの如くして其の取りたる發展により、其の生じたる結果によりて、佛國政府を破滅の間に陥れたり。但し世人が往々にして、此の大なる廢址の裡に於て、佛蘭西の勢力と其の外面的意義とが、必ず全く滅ぶべきを信ぜしは謬なりき。舊勢力恢復の傾向は十分旺盛にして、かく恐るべき形態の下にありてすら、此の傾向は管に看過せられざりしのみならず、未だ曾て例なき方法に於て、貫徹せられ、而も他の國家の類例を遙かに凌駕して貫徹せられたり。他國にありては、既存の中等權力は其の獨立を制限せられ、一般的努力に對する稍、大なる參加を餘儀なくせられたりしに反して、佛蘭西に於ては中等權力は全く破滅せられり。貴族と僧侶とは其の特權を奪はれしのみならず、事件の進行と共に其の財産すら奪はれたり。寔に是れ

最大様式、絶大規模の沒收と謂ふべし。歐羅巴が先に救濟、人道、自由の天使として歓迎したりし思想は、今や其の眼前に於て忽ち荒廢の惡鬼に變じたり。大地を養ひ之を活かす溫熱の施主として期待せられたりし火山の火は、今や恐るべき爆發をなして大地の全面に濺ぎかゝれり。然れども佛蘭西人は此の破壊滅の裡にありて、片時も統一の主義を放棄するとなかりき。正に此の革命混亂の數年間に於て、佛蘭西の歐羅巴諸國に對する態度の如何に從來に比して遙に強かりしやを見よ。吾人は、すべての力のかの猛烈なる爆發は、外に向つて繼續せり』と謂ふを得べし。舊佛蘭西と新佛蘭西との間には、恰かも上流社會とジャコベン俱樂部員との間に於けると同一の關係存したり。上流社會は活潑にして天性勇敢なれども、宮廷生活に慣れて、屢一種の些細なる功名心の病に罹り、優權にして享樂に耽りつゝ、舊國家を指導し、ジャコベン俱樂部員は野蠻にして且つ兇暴に、僅少の思想に心酔し、且つ血に汚されて新國家を支配せしなり。事物の從來の過程の結果として、自餘の國家は、かの上流社會と全然同一ならざるも、而も之れに類似せる一種の上流社會を戴きしを以て、ジャコベン俱樂部がすべての力

Aristokratie

Jakobiner

のかの兇暴なる緊張によりて優勢を獲得せしは、毫も怪しむに足らざるなり。されば茲に思はざる事情の遭合によりて、最初の勝利得られんか、そのみにて既に革命的熱狂を醒起するに足るものありき、而して此の熱狂はやがて國民を捉へ、暫らく其の生活の原則となれり。

吾人は佛蘭西が之が爲めに大に強盛を來し、假りに自餘の諸大國が同盟を持續せりとして、それ等諸國を合一したるものよりも、一層強くなれりとは勿論いふを得ず。或は其の最近の諸隣國の連合せしものに比するも、猶之より強きことなかりしならん。世人は列國が政策及び作戰を誤りたる爲めに甚だ不良なる結果を來せしことを十分に知悉す。列國は其の從來の相互の猜疑の惡癖を直ちに矯正すること能はざりき。一七九九年に於ける一面的同盟すら伊太利を解放し、且つ甚だ有力なる一個の軍事的地位を占むることを得たりしに、悲しむべき乖離は彼等を分離せり。然れども佛蘭西の國家が歐羅巴に對する戰爭の間に形成せられ、此の戰爭に應ずるを目的として、打算せられ、此の戰爭によりて有らゆる力を集中するを得、個々の大陸國家に對して、優勢の地位を得るに至

りしことは否むべからず。佛蘭西人は自由を求めつゝ、あるが如く見えし間にも、佛蘭西は革命に革命を重ね、歩一步進みて、遂に如何程大なる外國の軍事體系をも遙かに凌駕する武斷專制政治に到達したり。幸運の將官(ナポレオン)は帝冠を戴き、使用せられ得る國民の凡べての力を、何時にても戰場に向はしむるの權力を有したり。此の如き途を経て、佛蘭西は茲に其の優勢の昔に立還れり。かくて佛國は大陸を英國に對して閉鎖し、幾度となく行はれたる戦役に於て、埃太利よりして獨逸及び伊太利に於て其の最も舊く領せる諸州を奪ひ、フレデリック二世の軍隊及び王國を顛覆し、露西亞をも佛蘭西に屈從するの餘儀なきに至らしめ、佛蘭西人は茲に露國の内部の諸州に侵入し、其の舊首都まで前進せり。佛蘭西皇帝は南部歐羅巴及び獨逸の大部分を包容せる中部歐羅巴に對して同時に一個の直接の統治權を確立せんが爲めに、唯、以上數國との戰爭を要せしなり。是によりてルイ十四世の時代に行はれたる萬事を凌駕せしこと幾何ぞ。歐羅巴の舊き自由の屈服せられたること幾何ぞ。歐羅巴は佛蘭西の裡に滅び行くが如く思はれたり。世人が曾て其の遠き影のみを見て恐れたりし世界的君主

專制國は、茲に至りて殆んど實現せられたり。

第五章 恢復

然れども列強に於て出現したるかの旺盛なる武力は、果して忽ち窒息せしめられ且つ絶滅せらるべかりしや。

ヘラクリツス曰く、『戦争は事物の父なり』と。新たなる發展は、相反對せる力の遭遇よりして、危險の大なる動因——禍難、奮起、救済——に於て、最も判明に出現す。佛國は、其の猛烈なる運動の裡にありて、能く國民の共同感情を、未曾有に活潑に維持せんが爲め、國民をして全力を傾けて戦争といへる唯一の目的の爲めに、努力せしめ、非常に其の力を伸展せしむるを得しによりて、のみ、其の優勢に到達したり。

此に至りては、佛國に抵抗し、若しくは此の優勢を今一度び挫かんとの希望を抱かんが爲めには、最早や從來用ひられて奏效したりし手段にては十分なるこ

と能はず。軍事組織の改善を以てするも、是れのみにては未だ足らざりしなるべく、更に一層根本的なる革新を行ひて、有らん限りのすべての力を結束するの必要あり。從來寧ろ無意識に生活を支持し來りたる諸國民の、かの眠れる精神を覺醒して、自覺せる活動をなさしむべく決心するの必要ありしなり。

國民的精神の此の若返りを、歐羅巴諸民族及び諸國家の全範圍に互りて探究し、此の精神を再び覺醒したる各事件、其の最初の勃興を豫告せし徴候、到處に於て之を表現せし運動及び制度の複雑多趣、又最後に其の勝利を贏ち得たる事業を論ぜんは、必ず一個の光輝ある研究なるべし。而もかくの如きは餘りに廣大に互るを以て、吾人は茲に一指を觸るゝことすら能はざるなり。

列國は次の如くにして、世界運命の要求を果たすことを始むるに及び、——一八〇九年——茲に初めて幾分成功の希望を以て戦ふを得るに至りたることは、動かすべからざるの事實なり。即ち秩序整然たる諸國內に於て、全住民が、自ら其の宗教を結びつけたる舊來の住居を棄て、之を兵燹に委して顧みざりしとき、——古來平和なる市民的生活に慣れたる住民の大群か、手に手に武器を執り

て起ちたりしとき、——列強が遂に傳來の憎怨を眞に忘れて、眞心より互に聯合するに至りしとき、——茲に始めて此の時以前に成功せざりし所を成功し、敵を破り、往時の自由を恢復し、佛蘭西を其の國境内に封鎖し、汎濫せる河水を其の河床内に退かしむることを得たり。

諸大國が歐羅巴の獨立の爲めに戦はんが爲めに起ちしことを以て、佛蘭西革命に先だつ最後の百年間の事件なりしとせば、諸國の國民的特質が自ら若返り生氣を加へ且つ新たに發展したるは革命後の時期の事件なり。是等の國民的特質は、國家は之なくしては存立する能はざるべしとの意識を以て、國家の中に進み入りたるものなり。

世人が殆んど一般に抱ける見解は次の如し。曰く、現代は唯、分裂の傾向、分裂の力のみを有す。現代の意義は正に唯、事物を固結し、拘束する制度の中世より殘存するものを絶滅するにありて、現代は一種の先天的本能の如く、確實に此の目的に向つて前進す。是れ即ち凡べての大なる事件、發見、全文化の結果にして現代の民主的思想及び制度の傾向、抵抗し難きものあるも、亦正に是れより來り

而して此の傾向は、吾人の目撃する凡べての大なる變化を、必然的に惹起するものなり。此くの如きは一個の一般的運動にして、此の運動に於て佛國は他の諸國に先驅しつゝ、ありと。是れ實に最も悲しむべき將來觀をのみ生じ得べき意見なり。吾人は此の意見が事實の真相に對して能く自ら支持し得ざるべきを信ず。

唯、妄りに否定して自ら快しとするとは甚だ遠ざかりて、現世紀は最も實證的なる結果を産出せり。現世紀は一大解放を完成したり。而も決して全く分裂の意味に於てせるにはあらずして、分裂は寧ろ此の解放の爲めに建設、結束の勞を取りたり。現世紀は劈頭第一に諸強國を生みたるのみにあらずして、すべての國家の主義と、宗教及び法律と、特に各國家の主義を活潑に革新したり。

現代の特色は正に茲に存す。

世界史上の時代の多數に於ては、諸民族を結束せしものは、宗教的結合なり、然れども往々にして亦寧ろ現代の結合と比較せられ得べき他種の結合あり、一個の政治體系によりて連結せられたる若干の稍大なる王國と、自由なる國家

といが此の結合の中に相並びて存立したることあり。予は唯アレクサンドルの
 後のマケドニア^{macedonisch-griechische Königreiche}希臘諸王國の時代を述べんと欲す。此の時代は高く發達した
 る共同の文化、軍事上の發達、複雑なる對外關係の作用及び反動作用を有し、又商
 業利益と財政との大なる意義、工業の競争、數學と關聯せる精密科學の隆昌を有
 して、多くの點に於て現代に類似す。然れども一人の征服者の事業と其の後繼
 者間の分裂とより發生したるか、諸國家は其の存在の何等特別なる主義をも
 有せず、亦自ら之を形成することをも能くせざりき。是等の國家は兵力と財力
 とを基礎として立てり。而して正に其の故に忽ちにして瓦解し、終に全然消滅
 せり。羅馬は如何にしてかの諸國を然く速かに然く完全に制御し得しやとの
 疑問は屢發せられし所なるが、是れ羅馬が少くとも有力なる敵を有せし間だけ
 は驚嘆に値する嚴正を以て、自己の原則を固守せしが故に、能く茲に至りしなり
 歐羅巴に於ても亦唯、領地の廣袤、軍隊の勢力、財力の大小及び一般文化に若干程
 度に參與することのみが、國家に取りて價值あるもの、如く思はれたることあ
 り。然れども若し此くの如き謬見を打破するに適したる事件にして會て之あ

りしとせば、それは現代の事件即ち是れなり。現代の事件は道德力と國民的特質
 との國家に對し通有する意義を、終に再び明かにして、一般に意識せしめたり。
 若し現代の國家にして、其の存立の根柢となれる國民主義よりして、新生命を受
 くることなかりしならんか、其の運命は果して如何なりしぞ。國家が此の主義
 なくして存立し得べしとは、蓋し何人も敢て信ぜんとは欲せざるべし。
 世界史の吾人に示す所のものは、其の最初の一瞥の際に恐らく見ゆる如き諸
 國家諸民族の偶然の縱横突擊、相互侵入、興亡相續にはあらず。往々にして甚だ
 疑はしき文化の進歩も亦世界史の唯一の内容にはあらず。吾人が世界史の發
 展に於て看取る所のものは力にして、詳言すれば、生命を産出する精神的の創
 造力、それ自體に於て生命たるもの、道德的精力即ち是なり。是等の力は之を定
 義し、抽象的概念の下に置くこと能はざれども、而も吾人は之を直觀し、知覺する
 ことを得べく、又自ら其の存在に對する同情を産出することを得。是等の力は
 繁榮し、世界を占取し、極めて複雑なる形容に於て出現し、相互に争闘し、制限し、壓
 服す。而して是等の力の相互に作用し、順次に繼承する所、又其の生活し、死滅し

世界史論進講録
若くは復活して益大なる充實益高き意義益廣き範圍を包容するに至る所に
世界史の秘密は存するなり。

近世列強史論 終

附録 第二

政治學說史論

政治學說史論

第一章 耶蘇會士の著書に現はれたる 人民主權の思想

教會改革を革命の破壊的運動に對する一種の準備として觀察するは、殆んど一般に行はるゝに至りたる見解なり。曰く、『第十六世紀の一人の立てたる自由討究の原則は、威力を以て認諾に認諾を重ねしめ、終にすべてのものを顛覆せり』と。論者は當今甚大なる沸騰を惹起しつゝ、ある思想を、教會運動と聯關せる政治運動の中に發見し得べきを信じ、曰く、『加特力教にして若し、die Jesuiten 耶蘇會士にして若し抵抗を試みざりしならんには、吾人は既に久しき以前に於て、今日吾人が其の危険と戦ひつゝ、ある位置に進みたりしならん』と。

此の問題は一小論文に於ては、殆んど其の一端をも述ぶること能はざる大問

題にして、況んや其の全體を論じ盡さんとするが如きは、到底不可能のことたるを免かれざるなり。⁽¹⁾

(1)〔原註〕此の論文はかの歴史政治雑誌(Historisch-politische Zeitschrift)の第二卷第三號に掲げられたるものに、幾分の増補を加へたるものにして、其の最初の起草を見たる一八三五年の頃に當りて、以上の意見は特に佛國に於て盛に發表せられたり。(中略)萬人等しく此の如き思想を有し、何人も其の當否を検することなくして之に雷同したり。

予は唯、是等の問題に關係を有し、且つ其の最も重大なる要因に關涉する一點を捉へて論ぜんと欲す。
Momente

近時絶大の意義を有するに至りたる人民主權の思想を、世人は通常かのプロテスタント的運動に由來するものとし、此の思想を學理的に完成したる最初の人々として、世人はブカナン及びオットマンの如き、無論プロテスタント運動の中央に立ちたる人々を引證す。
Buchanan Hotmann

ブカナンの著せる『蘇格蘭王權論』は、茲に論すべきものにして、彼が此の問答に於て、王權を以て常に法律に服従すべきものとせしのみならず、亦多くの點に於

て人民に服従すべきものとせしは事實なり。然れどもブカナンの目的が一般に通ずる一個の學説を立てんとするに在りしとするは、蓋し其の眞意を誤解するの説たるを免かれざるべく、彼は寸毫も他人に對して標準を與へんと欲せしにはあらず。彼は一篇の文を以て蘇格蘭の憲法を辯護し、而して憲法に於て彼の原則を發見せり。彼は明白に述べて曰く、『何れの國もそれ〴〵自己の法律と國家組織とを有す。或者は共和政治的組織を有し、他の者は君主專制的組織を有し、更に他の者は貴族政治的組織を有す。自國の國家形式を他國に強ひんと欲するは、そも何たる僭越の所業ぞ』と。又續けて曰く、『吾人は小なれども、而も二千年以來自由なる一國を有す。最初よりして、吾人は吾人の國王を選び、吾人の國王に公正なる法律を指定し、而して是等の法律は、幾百年の長き歲月を通じて其の良好なることを示したり。吾人に對して、此の如き法律を廢せよと求め、或は少くともこれを忽せにせよと求むるは、そも何たる暴狀ぞ』と。且つブカナンは其の書の全體に於て、一般の人權よりは、寧ろ遙かに蘇格蘭成文法規に關して議論せり。
Reich
allgemeine Menschenrechte
positive schottische Satzungen

オットマンを論ずるに際しては、吾人は彼が筆を執りたる當時の身邊の事情を顧慮せざるべからず。セント・バーソロミューの殺戮に於て、オットマンは極度の危険の裡に漂ひ、僅かに其の生命を全ふすことを得たり。彼が佛國に關する其の書に於て、迫害を行ふに至りたる政府の絶対權力に對せしむべき抵抗の爲めに、其の正常なる所以を辯ぜん^{とせし}は、一種の正常防禦なり。彼は主として成文法よりして、佛蘭西の國王も亦一個の制限を有すること、特に婦人の政治(ソルロンヌの改革は母后カザリソルロンヌの方寸に出でたり)は、此の國にありて適法にあらざること、證明せんと欲したり。佛國の國王は多くは舊來の上流者の權力によりて位に上ることを得たるものなるに、オットマンは此の權力と人民とを混同しつゝ、人民の爲めに甚だ擴大なる權利特に其の首長を選ぶの權利を要求せり。

プロテスタント派の他の論客も亦當時の大なる政治的・宗教的沸騰の裡に投じ、人民主權の思想に基づく所見を公表したり。されど吾人は是等の意見を本來の意義に於けるプロテスタント的のものとして觀察すること能はざるべし。吾人は唯、獨逸に於ける宗教改革運動者の著書を一瞥するのみにて、是等の著書

が世間的政府の權利に關係し且つ此の權利を立論の根據としたるものなることを、直ちに認むることを得べし。且つ佛國のプロテスタント教徒も亦勿論争鬪の時に際して、自説を辯護するの目的を以て、人民主權の思想を取りたれども此の學説の眞の完成は、遂に彼等の間に於て之を見るに至らざりしなり。

之に反して、此くの如き完成は、全然異なりたる他方面に於て現はれたり。既に一五六二年トリエントの宗教會議に於て、耶穌會士の將軍ライネツは下の如く述べたり。『上帝の教會と人類の國家との間には一個の反對あり。教會は自ら自己を作らず、其の政府も亦自ら自己を形成することなく、其の君にして其の王たる基督は、最初にこれに法律を與へたり。國家はこれに反して、自ら其の政府を自由を以て形成す。起原上すべての權力は民衆にありて、民衆は之を其の君長に賦與せしも、而も其の之を賦與せしが爲めに、自ら之を自己の手より奪ひしにはあらず』と。

ライネツが如何にして此の學説を立つるに至りしやの疑問は、之に答ふることと容易なり。君主も亦監督と等しく、而も羅馬に對する其の獨立を保持せんが

爲めの同一理由よりして、其の権力が直接に神の権利に由来するものなることを主張せり。耶蘇會士の將軍は、其の何れにも反對せり。監督の権利に關しては、將軍は比較的容易に説明することを得たり。即ち將軍は單にこれを法皇に還元せり。君主に對しては、將軍は人民主權の學說を以て對抗し、君主政治は其の源を人民に發するものなりと説けり。蓋し此の如く説明せられたる君主政治の起源は、法皇政治の起原が直接に神の任命に由来するに比して、遙に卑しきものとなりたればなり。

此の根本思想よりして、此の時代の争ひの裡に、甚だ完成せられたる一個の學說發達し、此の學說は耶蘇會教團の論客中の最も有名なる者(ベラル)及び史家マリヤナに於て、其の最も注意するに値する形に於て現はれたり。吾人は唯、此の二人の所説を一瞥せんとす。

(1) ベラルミン

ベラルミンの態度はライネッツの如く明白截然たるものあらざりしが如く、ベラルミン

ラルミンは君主權も亦神より出づと明言せり。

然れども吾人は進んで、ベラルミンが如何なる意味に之を解釋せしやを讀むに及んで、一驚を喫せざる能はず。

ベラルミン曰く、「一般の見地より觀察して、政治は神に由来するものにして、特殊の見地よりして換言すれば、政治が君主專制政治たり、貴族政治たり、若しくは民主政治たる限りに於て然るにはあらず。政治は人類の天性より出づるものにして、従つて此の天性を造りたる者より來る」と。

吾人は神法といへるものを、ベラルミンの解せしよりも更に廣大なる且つ拘束力少なき一般の意味には到底解すること能はず。政治は總じて神より出づ。神は政治の必要を天然に植え付けたり。天然の要求は即ち正に神法なり。ベラルミンは唯、此の意味に於てのみ、羅馬書第十三章の有名な金言(君長

に背く者は神の命令に背くものなり)を解釋せんと欲す。

然れども此の説は未だ以て毫も議論の本領を明確ならしむるに足らず。吾人の先づ聞かんと欲する所は、權力は本來何人の手に存するやの問題なり。べ

ラルミンは何等躊躇するところなく、此の疑問に答へたり。

ベラルミン曰く、『此の権力は其の(権力の)主體としての全民衆の手に直接に存するものなることを忘るべからず。何となれば、此の権力は神法に由来するものなるが、神法は特別な何人にも此の権力を與へざりしを以て従つて之を全民衆に授與したればなり』と。

吾人の見る如く、是れ即ち人民主權の學說の根柢なり。然れども此の説は、此の點に於て實は猶思辨的なるを免かれず。世人は更に一步を進めて、他の方面に於て、此の説よりして國家權力の無限絶對をさへ推論し、すべての將來に對する民衆の完全なる權利放棄を想定せり。吾人をしてベラルミンがこれよりして如何なる結論を求めしやを聽かしめよ。

ベラルミン曰く、『此の権力は民衆によりて、一人もしくは數人に委任せらるゝものなることを記憶せよ。自然法も亦同様にかく委任するものなり。共和政治は其の権力を自ら行ふこと能はず、必ずや一人若しくは少數者に之を委任せざるべからず。』

『また更に記憶せよ、一人の國王を戴くか、若しくは執政官を戴くか、若しくは他の長官を戴くかは、民衆の合議に委ねられたることを。正當なる理由あるとき *andere Magistrate* *Consul* は羅馬に於て行はれたる如く、民衆は王國を貴族政治又は民主政治に変更し、或は亦逆に變更することを得。』

此の如くにしてベラルミンの想定したる人民主權は、決して永久に其の權利を放棄することなくして、憲法制定權を再び掌握するの權利を絶えず保有するものなりき。革命はベラルミンの立てたる原則によりて、常に自ら辯護せんことを求めたり。

ベラルミンが此の説を立つるに際して、如何なる政治的顧慮を有したるや、予は之を知ること能はず。思ふにベラルミンの意見は、國家が要望し得るよりも更に一層高等なる權利を教會の爲めに要求するにありたるが如し。ベラルミンは茲にライネッの立脚點に歸る。

ベラルミンが法皇の權力の由来を神の任命に歸するは、勿論のことにして、其の書『羅馬法皇論』の全篇は此の前提の基礎に立つ。蓋しベラルミンの論ずる所

によれば、吾が民を治めよとの語は、ペートルのすべての後繼者にも對して發せられしものなればなり。宗教的權力と世間的權力との相異は、正に此の點より結果し來れるものにして、後者は民衆の手に存し、從つて民衆に其の由來を求むることを得べく、前者は之に反して神より直接に一人に委任せられたるものなり。此の説の必然の結論として、宗教的權力は當然一種の優越權を有す。ペラルミンは此の兩個の權力を精神及び肉體に比較す。謂へらく、精神は肉體の行動に干渉せずして、之を放任し、唯此の行動が精神に反抗するときに於てのみ肉體に命令し且つ之を懲戒するに至る。同様に宗教的權力は、世間的權力に干渉せずして、其の欲する所に向つて進ましむるも、而も唯世間的權力が宗教的目的に反抗せざる間のみ然り。『然れども此の反抗起らば、世間的權力は宗教的權力によりて抑制せらるべく、之に必要なりと思惟せらる、如何なる方法を以てしても必らず抑制せらる、を要す』と。

耶蘇會士に屬する諸の論者の最も主要なる着眼點は茲に存す。宗教的權力は神より出で、世間的權力は人より出づとの説は、教會と國家との間に起りたる

すべての論争に際して、其の主要議論の一となりしものにして、此の議論を以て彼等は、英國の主權を不合理なるものとして攻撃せり。彼等は此の議論に基きて、君主と僧侶との合議の必要を唱へたり。而して更に甚だしきは、彼等の原理よりして國家に對して生ずる結果に關しては、彼等は、大抵深く論ずることを避けたり。然るに彼等の間に一人あり。是れ疑ひもなく總じて此の教團の有したる最も才能ある團徒の一人なるが、彼は此の問題を論じて、何等の斟酌する所なく推斷を下し、其の論の精細なる、則ち人の所望に適せり。西班牙の史家ジョン・マリヤナは即ち其の人なり。
Mariana Johann

(2) マリヤナ

フィリップ二世の師傅ドン・ガルシヤ・ロアイサは、甚だしく法則的に行はれたる此の王子の教育に際して、先づ其の同國人マリヤナに對して其の意見を求めたり。マリヤナは甚だしく之を重大視して、直ちに詳細なる書簡を以て答へしのみならず、更に『國王及び王政論』と題する一書を立案せり。彼は西班牙史の著者とし

て最も善く知りたる西班牙史中より例證を求めて此の書を満たせり。然れども飽くまで事實の正確を期したる著者の此の態度は、著作の完成を遅延せしめマリヤナはフリッパが既に王位に上りたる時に至りてはじめて其の著を脱稿するを得たり。王子に捧げらるべかりし著書は國王に献ぜられたり。吾人が茲に觀察せんとするは即ち此の著なり。

本書は三部より成り、其の第二部と第三部とは君主の教育君主に於て啓發せらるべき性質最も望まほしき政治の種類に就て論ず。吾人の主として觀察せんと欲する所のものは、其の第一部にして、著者は此の部に於て王權の起源と屬性とに關して、一個の頗る完成せる理論を開陳せり。マリヤナは人類の個人的存在の弱點と無力とを其の議論の發足點とし、此の存在は結合團結によりて一個の社會に進むことを得るものとし、會て強者が弱者に對して猛獸に類する暴威を振ひ、世界が殺戮と掠奪とを以て満たされたる時代ありて、此の時代にありては、純潔なる者と貧困なる者とは更に何等安全を保つこと能はず、近親間に於てすら相互の殺害所業行はれたりと想定せり。

さてマリヤナは國家權力の由來を此の状態に求めて曰く、「此の故に抑壓せられたる者は、社會の條帶によりて互に他と團結せんと試みるに至れり。正義に於て信頼し得べき點を以て卓出せる一人を景慕して、此の一人の救助によりて外敵竝に相互の侵害に對して安全を求め、公正なる政治の行はれんことを求め、すべての者を平等の權利によりて結びつけんことを求めたり。諸都市に於ける團結と王權とは、茲に其の源を發したり」と。王權は節制Mäßigungと徳行とによりて得られたるものにして、生活を安寧幸福ならしむる市民的社會は、脆弱の意識よりして發生したるものなり。國王の權威は民衆の保護を目的としたるものなりしが、久しからずして世人は、(國王の)個人的熱情、憎惡若しくは憤怒を恣にする餘地なからしめんが爲めに、法律によりて其の權威を制限するの必要を感じたり。法律はすべての熱情を離れたる理性なり。

マリヤナは此の點に於て、ライネッツの暗示に従ふものなり。即ち彼は社會先づ形成し、而して後に選擇若しくは委任によりて王權の發生せしを説く。

然れどもかくの如きは、一個の甚だ平凡なる理論にして、上に述べたる如く、決

定的問題は茲に始めて發生す。

マリヤナ曰く、『市民が彼等の權力を自己の手より奪ひ、之を全然他に委任せんと意向を有したりとの説は、蓋し眞實ならざるが如し』と。

マリヤナは勿論、君主專制政體が他の政體に比して一個の長所を有することを承認するも、而も嚴密なる制限の下に於てのみ然りとす。曰く、『何物も法律によりて束縛せられたる君主政より善良なるはなく、何物も法律を超越せる君主政より有害なるはなし』と。唯、單一人者が最良の人民を相談役とし、これを議院に集め、且つ其の裁量に従つて公私の事務を行ふことを條件としてのみ、マリヤナは單一人者の統治權を是認せんと欲す。

此の意見に對して、君主政治の世襲——明かに此の意見と甚だしく一致するものとは云ふこと能はざる制度——を論じて反對せんとする者あるも、マリヤナは是によりて窮することなし。其の説に曰く、『國家が世襲的となりたるは、之れに關して恐らく必要なるべしと信ぜらる、件、即ち一切の人民の意思の表白と自由なる一致との結果よりは、寧ろ人民が其の世襲的となるを看過し、且つ敢

て之に反對せんと試みざりしが故なり』と。然れどもマリヤナは、是と同時に、世襲繼承を以て一個の善美にして、且つ有效なる制度なりと思惟す。謂へらく、蓋し公共の政務が、一代に限られたる主權を有する者により處理せらる、よりも權力を恰かも自己の所有物の如く考へ、且つ之をその子孫に傳へんと欲する者によりて一層良好に處理せらる、ことは、經驗の吾人に教ふる所なりと。加ふるにマリヤナは、自ら理解せられ得る如く、空位時代の爭亂を恐れたり。マリヤナは西班牙が女系世襲權によりて偉大を致せし故を以て、女系世襲權すら敢てこれを斥けんとはせず。マリヤナが女系世襲權を認めて、而もこれと同時にその配偶の選擇を説くは、奇異なるが如きも、その議論の特色を示すものなり。世襲權は彼の見る所にては、決して絶對の效力を有するものあらず。彼は必要なる場合に於ては、人民が世襲權に幾分の變更を加ふることを得ることを主張す。この議論の前提とせし一般の原則は、甚だ氣遣はしき結果を有し得る次の如きものなり。曰く、『一般の最大利益のために、すべての人々の一致によりて定められたる所のものは、民衆の同一意思によりて再び變更すべからざるの理あり』と。

らんや』と。

君主の権力と人民の権力との優劣如何の問題に關して、マリヤナは躊躇することなく、民衆の爲めに有利なる裁決を下せり。曰く『子が父より強大なるを得べく、河流が源泉よりも善良なることを得べきや』と。

又曰く『人民は君主よりも大なる権力を有するが故に、分裂の場合に於ても、亦君主より大なる權威を享受すべきにあらずや』と。

マリヤナの議論に従へば、國王は民衆の意志に反して新税を徴するの權なく、また法律を變更するの權もなし。マリヤナは國王を戒めて、暴君の例に倣ふ勿れと云ひ、極めて嚴正なる語調を用ひて、國王は民衆の與へたる法律も、國王自ら與へたる法律も、共に之を遵守するの義務あるを力説せり。國王は此の如くしてのみよく善政を行ひ、また強勢者の暴狀を抑制することを得べしといへり。此の如きはすべて幾度となく同様なる方法に於て反覆せられたる教訓勸戒なり。彼の議論の特色は、國王を拘束するの力あるものとして、國王の尊重すべき法律を論ずるの條に於て始めて現はる。マリヤナは更に語を續けて曰へらく

『他の法律に於て既に然りとせば、宗教に關係する法律は更に遙かに然らざるべからず。種々の國土を宗教上に於て結束せんがために、宗教上の事件を處理し、儀式を制定し、又救に關係する法律の遵奉を監視するの任務を有する一個の元首(法皇)設けられたり。神の法律と一致する戒律に従ふときは、神聖なる宗教の僕(法皇)は、君主の命令權に服従すべきものにあらず。何となれば、君主が若し自ら誤謬の見に捉へらる、時、吾人は奈何んぞ神聖なる宗教を、瀆神の上司(君)の決斷に委ぬるを得べきや。君主は苟くも聖別せられたる者(法皇以下僧侶をいふ)は、何人をも死刑に處することを得ず、その罪死刑に當るといへども、これを課するを得ず、即ち隱匿權は永久に侵害せらるゝを得ざるなり。世人は更に一步を進めて、教會政治を強固にして、最高無上の宗教を保護するを得しめ、最良の築城防備を此れに許與して、到處に惡逆を拘禁するを得しめんことを勉めざるべからず』と。是れ即ち、君主は主として、法律を完全に施行して、教會の特權を保全するの義務を負ふとの思想なり。

然るにこの思想は茲にマリヤナを導きて、一個の說に到達せしめ、之を掲げた

る書は、最も世間一般の注意を惹起したり。(其の説とは他なし)。暴君暗殺説即ち是れなり。

マリヤナは佛蘭西の國王ヘンリー三世が、少壯より虚偽の宗教思想を抱きて、法皇に破門せられたる、ナヴァルの王ヘンリーを其の後繼者と定め、又之が爲めに集合したるプロアの三部會(國)に於て、兩ギーズ(公)を無意義なる口實の下に殺したるの理由によりて、王の暗殺を是認せり。

蓋しマリヤナは、宗教上に求められたる動因に加ふるに、更に國家憲法の世俗的要素中より求めらるゝ動因を以てせんとするものにして、此の二個の動因は共に彼の事件に於て相合して作用せりとなす。謂へらく、王政の本源たる人民は、最高権力行使の権利を王に委任したれども、決して王が之を永久に人民の手より奪び去るが如き形に於て之を委ねたるにはあらずと。マリヤナは此の如く説き、更に之れに附加せる、暴君は果して暴力に訴へて之を排除するも可なるやの問題に關する説明に於て、法律上の権能なく且つ輿論の贊同なくして、武力を以て最高権を占取したる暴君は、當然此の制裁を受くべきものなりと斷言せ

り。然れどもマリヤナは、輿論の同意によりて、若しくは世襲権によりて國政を行ふ君主に在りては、固より同一に論ずべからざることを認容せり。謂へらく君主の惡徳及び不良なる慾望が、一定の限界内に止まる間は、是れを忍容することを得べきも、若し社會を毒害し、公法律及び無上神聖なる宗教を蔑視することあらんか、吾人は之を除かんことを思はざるべからず。これが爲めに、最初の手段としては、先づ三部會(國)に於て、君主に對する決議を行ひ、其の義務に忠實ならんことを警告すべし。而も君主にして若し自ら改めず、又民衆の希望に満足を與へざるときは、民衆は本來優越権を有するを以て、君主を公敵として待遇し、己むを得ずんば之を殺すの権利を有し、私人と云へども社會の危急に赴くの権利を有す。但し私人は公論と若干有力者の判定によりて、其の行爲を是認せらるゝを要す。歴史の示すが如く、此の如きは屢起る事件にはあらざれども、君主にして人民の忍ぶ能はざるに至るときは、人民は常に正當の権利を以て之を殺すを得るのみならずして、甚だしきに至りては名譽を以てすら之を殺すを得るものなることを知るは、君主のために有益なる教訓たるを失はざるべしと

此の説は新らしきものにあらずして、既に一度び第十五世紀に於て現はれたりしも、コストニッツの宗教會議に於て正式に排棄せられたるものなり。

Concilium von Costnitz

マリヤナは自ら此のことを知るも、宗教會議の裁決が自説を拘束するの力ありとは信ぜず。曰く、此の法令は唯、法皇の裁可によりてのみ效力を生ずるを得べきものなるが、予は未だ此の法令が法皇によりて確認せられたるを聞かず。

Decret

法皇分立の紛争中に召集せられたる彼の會議は、此の裁決によりて、フス黨の異端邪説を防遏せんと欲せしなりと。

Schisma

die Hussiten

マリヤナは自己の意見が宗教會議の裁定と衝突することを知る。而も彼は敢て自説を主張し、予も亦一個の人間たる以上、必ずしも誤謬に陥るなきを保し難しといへども、予の主張する所は、自己の正直なる所信にして、若し之れに勝りたる説を出だす者あらば、予は其の人に向つて敢て感謝するを辭せざるべしといへり。

吾人はマリヤナの説を以て、其の教團の學説、若しくは更に進んで加特力教會の説なりと目すること能はざるべし。蓋し彼の説は、彼が人民の権力と聯關せ

Orden

しめたる舊階級的諸權能と、教會及び教會の法律の特權との結合によりて、是等の諸要素が佛蘭西に於て相合して作用せし瞬間に於て、彼の胸裡に發したるものにして、かの佛蘭西に於ける加特力同盟の事件の一個の抽象なり。マリヤナはジエームス・クレメントの最大崇拜者にして、口を極めて之を稱讚し、古代を通じて崇拜せられたる英雄に對比せり。

Jacob Clement

die französische Ligue

此の意見が西班牙の一王子の教育を目的としたる書に於て述べらるゝに至りしも亦、此の事情よりして當然なり。

マリヤナの書は、フィリップ二世の即位後にも尙ほ書き續けられたるものなるが、フィリップはかの佛蘭西加特力同盟の同盟者且つ擁護者にして、マリヤナの原則と見解との由來する歴史上の事件と状態とを基礎として、一種の加特力的世界帝國の計畫を立て、その晩年に異彩を放てり。

Katholische Weltmonarchie

第二章 三個の國家權に關する學說の 歴史に就いて

吾人は現代の憲法を一瞥して、直ちに立法權、執行權及び司法權の區別を見る。此の諸權分割の理論的基礎を求め、若しくはその實際的適用を研究するは、予の試みんと欲する所にあらず。國家權の分割に關して、古代に於て若しくは中世の國法學的形式に於て存する類似せる思想の跡を探求せんとするも、亦等しく予の目的にはあらず。予の目的は唯、國家權分割に關する理論の發生が、革命時代及び立憲時代の前の國家生活に在ることを證明せんとするにあり。而も予は其の學說の内面的動機よりも、寧ろ學說の形式及び其の勢力獲得を促がしたる諸事情に關係して、これを證明せんと欲す。

各時代の哲學者及び政治家の國家に關する諸學說が、其の時代の歴史的事件に對して如何なる關係に立ちしやを研究するは、廣大なる意義を有する一個のもの、蓋し學說は權力の衝突の裡に發生し、往々にして黨派の取りたる、或は取らんとしつゝ、ある地位に關する辯明の觀を呈したり。學說の由來を單に事實に求めんとするは、蓋し思索的精神を侮辱するに近かるべく、學說は寧ろそれ自體に於て一個の獨立せる運動を有す。思辨は自己の歴史を有し、此の歴史は一の時期より他の時期に互り、或時期に於て確定せられたるものは、次の時期のために基礎として用ひらる。然れども其の發達と其の勢力獲得の度とは、要するに常に其の時代の事件と極めて密接に關聯す。

史上の大危機は新たななる構想、新たななる理想及び新たななる體系に衝動を與ふ種々の國家權に關して、今日一般に行はるゝ學說の起源を探求せんとするに當りて、吾人は第十七世紀にかり、英國に於て此の國土の運命を永久に決定したるか、かの宗教的、政治的争闘に遡らざるを得ず。意見と學說との一種の運動は此の争闘に伴ひて行はれ、此の争闘其のもの、結果と等しく、次の數世紀に對して極めて大なる影響を及ぼしたり。此の時代に於て、國家權分割の學說は勿論完全に發達するには至らざりしも、而も大體に於て其の根柢を得たり。

(1) 立法權

第十七世紀の末期に當りて、王權神授説の辯護者も、亦其の反對論者にして一切の權力の山來を人民に求めたるものも、共に等しく其の著書に於て屢、第十六世紀の一著述家リチャードフッカーの説を引證したり。フッカーの書は、是等の論者の説を理會せんが爲めに、必ず繕かるべきものにして、余は當面の問題に對して、フッカーの説が予の豫期せしよりも重大なる價值を有するものなることを發見せり。

リチャードフッカーは、大監督ホイットギフトの友人にて、大監督は女王エリザベスElizabethの下にありて、法皇政治及び清教Puritanismに對し、國王主權の辯護論者として大なる役割を演じたり。フッカーは女王と同一年、即ち一六〇三年に死せり。然るに其の著『宗教政治の法律を論ず』八卷は、王政復舊の時に至りて初めて全部刊行せられ而して直ちにCarlチャールス二世に獻せられたり。其の開卷第一の表題には、チャールス一世が此の書を其の諸子に推奨したりとの意味の文字附記せられたり。

フッカーの最大目的は、Presbyterianプレスビテリアンの提起したる第二改革の要求に對して、英蘭教會を辯護するにありしも、彼は加特力教徒に對しても亦英蘭教會を保護せざるを得ざりき。其の書に於て最も重要視すべきは、フッカーが國家の概念よりして此の辯護を試みたるの點なれども、フッカーは其の論證に際して、此の概念に一種特別の廣袤と限定とを與へたり。

如何なる權威によりて、法皇政治の廢止と教會の新組織とは遂行せられたるやは、すべてに關聯する問題なり。

獨逸及び英國の近代史に關しては、後の時代の基礎となる此の最大行爲に於て現はれたる相異は、最も注意すべき價值を有す。

獨逸に於ては、宗教改革は帝國權の一個の委任權によりて行はれ、而して此の帝國權は其れ自體既に早くよりして、宗教的權利を行使し來りたるものなり。帝國權は帝國諸侯に與ふるに、彼等の特別領域内に於て、其の時代の不安によりて紊亂したる公共の秩序を克復するの權能を以てしたり。結局茲(獨逸)にては教會と帝國との往昔の抗爭が、解決の標準を與ふること、なるべく、即ち帝國は往

昔の諸皇帝が行使したる權威を實行せるなり。諸侯は今や其の其の地方會議Landständeと共に教會監察局を設置し、新規則を制定するに際して、何等の完全なる獨立權Kirchenvisitationenを要求することなく、帝國々會の決議によりて全權を委任せられたるを楯とせり。然れども此の全權委任の事たる、國會を組織する諸階級の一部分のみ之をなし、他の部分は之を行はざりしを以て、茲に帝國權は、前に宗教平和條約に於て試みられ、後ウエスフアリア平和條約に於て確認せられたる如く、雙方の正しき要求に應ずるの任務發生したり。Reichstagsbeschlüsse
der Westfälische Friede

英國に於ては、その趣き全然同じからず。

英國に於ては、伊太利より英國に逃れたる一法學者アルベリックス・ジェンチリスAlbericus Gentilisが、西班牙と佛蘭西との王は、法皇が彼等の國事に干涉するが故に、完全なる主權者にはあらず、と主張せし意味に於ての國民自主權の概念が、すべての運動の發足點となり、萬事國王と國會との主權の下に行はれたり。Autonomie

然れどもこれに對して、加特力教方面よりして著しき異論起れり。曰く、國王も宗教上に於ては、他の各基督教徒と等しく、其の宗教的牧者に服従すべき義務Hierarchie

を有し、國會は一個の世間的團體にして、自然法によりても、亦神法によりても、宗教的事件を律するの權能を有せず。教會に干涉するは、國王と國會とが天國の神聖政治を左右せんと欲すると等しく、不遜の行爲なりと。

然るにこれに對する答辯は、教會と國會との間には、此の議論に於て前提せらるゝ如き截然たる區別存せずと云ふにありたり。曰く、英蘭の公共團體は同時に英蘭の教會なり。何となれば公共團體は常に世間的の利害と義務とを有するに止まらずして、同時に精神的及び宗教的の利害と義務とを有すればなり。Gemeinwesen

宗教及び天啓其のものを別にして、國教は唯、總じて公共團體の一部を形成するに過ぎず。教會と國會との分離は、羅馬帝國に於て異教の行はれたる間は、正當なる理由を有するものとして認めらるゝを得たるも、基督教時代に於ては最早や然らざるに至れり。蓋し帝國はコンスタンチヌス以來、一般に承認せられたる主權を、教會に於て行使したればなりと。Constantine

然れども英國の取りたる處置は、(羅馬)帝國が有せし權能を根據として、辯明せられ得べきものにはあらずき。何となれば(羅馬)帝國の權利が英國王に移れ

ることは、之を立證すること困難なるべく、又國會に取りては、この根據よりしては、全く何等の權能をも求め得べくあらざりしを以てなり。是に於てフッカーは Hooker 其の議論を一個の他の點に結びつけたたり。

フッカー曰く、皇帝は人民の棄權の爲めに皇帝に歸したる立法權によりて、其の權利を行使したり。此の權によりて皇帝の布告は、あらゆる關係に於て、法律となりたるなり。宗教上の關係に於ても亦然り。Place（羅馬）皇帝が基督教に改宗したる後は、教會に對する皇帝の法律的規定は、基督教徒の側よりして最早抗爭せられざりき。何となれば聖式及び神學説及び勸戒に關しては、君主は假令其の臣民の最も卑しき者にも勝ることなしとするも、而も君主はかの權力によりて、宗教上の問題に關して法律を發布するの權利を有すと。かくてフッカーは英國の爲めにも亦、立法權をかくの如く廣大に視んとするも、而も英國に於ては、人民の棄權更に行はれたることなく、部分的の棄權すら行はれたることなしと説く點に於て、フッカーの説は他と區別せらるべき特色を有す。曰く、「宗教に關する吾が法律に效力を與ふるものは、Religion 英國の國家と教會との總體なり。之を與ふる權力

は原來王國の全體の所有に屬するものにして、其の全體が總じてさる事のありし限りに於て、自由にして且つ熱慮せられたる承諾によりて、之を其の全體を統治する人(國王)に移したるものなり」と。——又曰く「政治の本體は、英國の國會及び之れと連結せられたる僧官會議によりて左右せられ、政治は國王とすべての臣民との手に在り」と。

フッカーは數十年前、女王メリーの下に加特力教會が復舊せられたるとき、羅馬法皇廳が世間的政治の干渉を甘んじて受けたる事實を挙げ、法皇の特別免除Dispensation 權は國會の權威によりて始めて法律の效力を生ずるに至りしが、法皇の使節は之に對して何等反對する所なかりしと説けり。フッカーは僧官會議の制に重きを置き、此の會議は特に僧侶の要素を代表し、其の説は常に諮問せらるゝも、其の決議は要するに本來唯、建議たるに止まり、其の法律效力は、英國の全公共團體の協賛を待ち、始めて之れに與へらるゝものなり。何となれば全公共團體は同時に教會をも包容するものなればなり。而して英國の國會は、此の問題に於て裁決するの完全なる權能を有すといへり。

國王が教會の首長なりと稱せられしは、多くの者の反感を買ひしを以て、フッカーは之れを説明して、國王は吾人の眼に見ゆる教會の外形を統治し、眼に見えざる教會首長たる救世主の宗教的統治とは絶対に關涉する所なしと説き、従つて一派の人士が、世間的權力は基督に由來すと主張せば、其の説は自家撞着たるを免かれざるべしといへり。吾人は茲にフッカーの神學的思辨——此の思辨に於て神父と神子とに就いての教理は、實に一種の政治上の要因とすらなるに至れり、——の跡を追ふことなく、唯、彼が國王と立法權との關係を如何に解せしやを觀んと欲す。

フッカーは國王の權利の由來を契約に置きたり。此の説たる、嘗に夙に西歐世界に於て立てられたるのみならず、既に大なる政治的行爲、例へばフィリップ二世に對する和蘭の離叛に方りて適用せられたるものなれども、フッカーの解釋は、之れに一個の新らしき意義を與へたり。其の解釋に曰く、上帝は人類を造くるに當りて、自ら自己を統治するの權をも亦人類に與へたり。人は彼自身の主として生れたるものにして、何人にも奴隷たることを得ず。民衆は自ら其の政治を定む

るの權利を有し、多數者又は少數者若しくは一人者に此の權力を委任することを得。他の諸國に於ては最高權が如何に制定せられたりとするも、英蘭に於ては、人民が自ら同意せんと欲したる權力以外の如何なる權力にも服従することなしと。——フッカーは一種の教會法的觀念の例に倣ひて始めて方式を與へられたる説、即ち『王は各個人よりも大なるも、一切の個人を合したるものよりも小なり』(Rex major singulis, universis minor)といへる説を信奉す。即ち王は一般的統治權を有するも、個人として王に統治せらるゝ者の總體に左右せらる。フッカーは制限せられたる王政を欲するも、王政の最善なるものは、最も多く制限せられたるものにはあらずして、最も善く制限せられたるものなりと云へり。但しフッカーは王政の立法權によりて制限せらるゝの必要を唱へたり。『法律は王を作る。』——『王は正當の權利を以て爲し得る所のものにあらずれば、何事をも爲さず。』然れども立法權は各社會に於て、其の社會それ自體に屬し、輿論の同意を得ざる法律は法律にあらず。世人或は抗辯して、何人も自ら同意せざる法律に拘束せらるゝことなしと云ふものあらんも、此くの如きは社會をして完全なる無政府

状態に陥らしむるに至るべし。フッカーは國會は各人を代表すとの説を立て、曰く、國會の權利は各個人に由來するが故に従つて各個人は國會の決議に拘束せらる。何となれば吾人の名に於て他人の行ふ所のものは、吾人自身を拘束する力を有すべからずと。代議なるものは茲に先づ一個の權利として現れずして、總體に對して義務を負はしむるものとして現はる。世人或は更に抗辯して、社會の全状態は之が爲めに絶えず其の存在を危くせらるゝなきを保すべからずと云ふものあるべし。フッカー答へて曰く、吾人は吾人の屬する社會が恐らくは五百年以前に自ら作りたる法律によりて拘束せらる。蓋し吾人は吾人の祖先に於て生活し、吾人の祖先は吾人に於て生活す。共同團體に關涉する社會は不滅なり。君主が絶對の立法權を有する國家も他國には之れあるべし。——英國に於ても亦君主は其の幾分を有す。君主が立法上に於て一個の拒否權を有するは、彼の最も主なる權利なれども、彼が此の權を有するも亦法律によりてなり。法律を作るものは政治體の總體なり。國王は其の政治體に於ける最上者として、茲に此の法律施行の準備を爲す。國王に屬する執行權は、後世の見解と

頗る一致したる形に於て茲に現はる。國王が教會の首長たる權利は此の執行權に其の基礎を有す。宗教上の事件に於ては、國王は此の目的の爲めに宗教上の政廳を用ひ、此の政廳によりて宗教的會議を召集すべく、此の會議は唯、拘束的、法律を作るの權を有せざるのみと。

フッカーの著書中、後半の諸篇も亦果してフッカーの筆に成れるものなりやとの疑問は、從來屢起りたる所なるが、此の疑ひは今や十分の理由を以て放棄せられたり。全書を通じて到る處同一の思想圈あり、同一式の措辭と立論とあり。立論の屈折せる徑路を追うて著者に隨伴するは、幾分の忍耐力を要する業なるも、而も此の屈折の裡に徹底的に思考せられたる聯絡あり。近時に至り、勢力を得るに至りたる若干の思想は、第十六世紀の此の書に於て湧出す。即ち明白に立法に參與し、且つ執行權を有する王政が契約に由來する説——主として立法權、其のものに就いての见解及び立法權を代議に基づくものとし、従つて立法權を以て共同團體の精神となすの説——各人は本來自由なるものなりといへる觀念及び、主權は人民に在り、但し此の主權は歴史的因襲に拘束せらるゝとの觀念、最

後に教會と國家とは連結せられて、一個の獨立なる共同團體を形成すとの説の如き是にして、すべて是等の思想は英國に於ける教會の改革よりして生じたる状態に順應して、フッカーの書に於て現はれたるものなり。

フッカーはマリヤナと時を同くして生活し且つ著作せり。兩者は甚だ類似せる世俗的學說より發足す。而も兩者の相異は測り難く大なり。此の相異は主として、マリヤナが法皇政治の勢力の下に發生したる如き、法皇の霸權を認むる教會立法の全部を以て法治の條件としたる點に存す。フッカーは正に此の霸權と夫れより流出せる諸法律とを廢止すべき理由を彼の著書によりて國法學的に立證せんとしたり。前者は其の國王(西班牙斐力)が當時世界的王國建設の基礎とせんと欲せし基督教界統一の觀念を發足點とし、後者は其の女王(英國女王)が其の獨立の全範圍に互りて之を防禦せんと試みたる國民主義の概念より發足せり。マリヤナの書に於ては、國民主義の學說は一般の教會主義的學說に壓倒せられ、或は之れに従屬し、國民の權利は一旦採用せられたる甚だしく教會的色彩を帶ぶる國家組織と法皇の霸權とを保持せんがために主張せらる。

フッカーは之に反して國民主權の思想を更に一步を進めて敷衍し、教會の狀態をも此の主權に服従せしむ。茲に兩者の信仰上の着眼點の對立を見る。何となれば加特力教信者は、常に信仰に關してのみならず、教會の對外的事件の整頓の爲めにも、亦羅馬法皇の最高權威を必要としたればなり。第一の點(信仰)に關してはプロテスタントは其の信條の性質上既にかゝる必要を見ず、第二の點(教會對外關)に關しては、國民的僧侶社會を代表し且つ此の僧侶社會をも拘束すべき一般立法權を有する一個の國會あれば足れり。故に國內の總ての階級(Stände)を律する獨立せる立法權の思想は、一般的教會の主張に反對して發生したるものなりと斷言することを得べし。フッカーは、此の立法權は決して宗教に關して處理するの權能を有せざるも、教會の外面に關しては、之を處理するの權能を有す。是れ各國民が此の點に關しても亦有する自主權(Autonomie)に順應して然るものなりとせり立法が從來の英國憲法に適合する形態を取るに至りたるは、フッカーの所説の本質に關する事實なり。然れども茲に尙裏面に隠れたる他の問題、恐らくは最も重要なる問題あり。

マリヤナの理論は君主政に反対して立てられ、フッカーの意見は、君主が立法と國民との上位に立つ範圍内に於て、君主政を辯護するものなり。女王エリザベスが生存せし間は、フッカーの開陳せし學説は一般の狀態に適合したり。加特力教が西班牙王國の勢力を藉りて、恢復せんとするに對し、英國人が行ひたる大なる鬭争は、此の(加特力教恢復の)計畫に對する國民的反抗を辯護する(フッカーの)學説をして益、勢力を得しむるに與つて力ありたり。女王の歿後、蘇格蘭^{schottisch-irische} スチュアート王朝の出現と共に形勢一變せり。蘇格蘭に於ては、當初(英蘭と)類似したる運動起りしが、後遂に甚だ異なる結果に到達し、激烈なる紛争は、遂に進んで僧侶階級廢止の企てとなり、王政は、^{Presbyterian} プレズビテリアンの意見に對抗して、辛ふじて自ら保持することを得たり。

スチュアート家は、今や此の抗爭を英蘭に携へ來り、尙ほ十分の勢力を保有しつゝ、ありたる監督の特權を基礎として、自家の權威を確立せんと努めたり。スチュアート家は此の如くして英蘭を統治し、且つ蘇格蘭を壓服せんと欲したり。時は來りて、數年間スチュアート家の此の希望は達せられ得るが如く思はれたり。

王チャールス一世は一時、國會を召集することなくして能く統治し得るの權勢を有したり。其の後、極めて異常なる情勢の綜合作用によりて、王が已むを得ずして再び國會を召集するや、王の政治に反對するすべての要素が勢力を得たる下院と王とは、全然乖離を來たし、之が爲めに教會問題は直ちに一個の政治問題に變じ、憲法に準據する權力の優越は、果して先づ國王と下院との何れに存するやの論争は、一切の問題を其の渦中に投じたり。

下院は國民を代表し、立法權を最高能力に於て所有すべき特權を主張したり。下院は既存の法律に拘束せらるゝことなくして、新法令を制定するの權能を有し、これに關して國王の認可を受くるの必要なしとの學説新たに起り、下院の首領等はかの古ノルマン式に、國王が國會の議決せし法律の廢棄を宣言すること^{althonmanische Formel} を廢止せしめんと欲せり。

如何なる讓歩を以てするも、到底彌縫すべからざりし此の乖離よりして、内亂直接に起り、此の内亂に於て王政は仆れたり。國會も亦自ら喚起したる不從順なる勢力に對抗して、自ら保持すること能はずして、過去數世紀間に確定せられ

たる事物、悉く信用を失ふに至れり。人心を攪亂し且つ散亂したる此の破壊的傾向は、今や必然的に反對説を惹起し、次で是等の諸説は極めて巖峻に出現せり

(2) 反對學說

トマス・ホブズの學説は思辨のみの產物にはあらずして、既に他の條に述べたる如く、内亂に於て優勢を保持せし傾向に反對して起りたるものなり。ホブズは最初の黒雲の中に、來るべき暴風を豫知したり。彼は英國貴公子の同伴者として、屢、佛蘭西及び伊太利に遊び、其の最後に佛蘭西に滞留せしは、樞機員リシュリューが王室の權力を高めて各反對黨を壓倒し、其の王權をすべての公共秩序の基礎たらしめし時代であり。ホブズが其の歸國の後に、國內不安の兆歴然たるを見て、衷心憂慮に堪えざりしは、理會するに難からず。彼は一六四〇年の小國會に於て現はれたる最初の反王室の傾向を見るや、直ちに主權の概念の説明によりて、之れに對抗せんと欲し、國會が王權中より奪ひ去らんと企てし所の同一物を、王權の爲めに要求せんと努めたり。然れども英蘭國民の意向は、全然彼に

對して反對を表したり。長期國會開かれて反對黨優勢を得るに至りて、ホブズは再び佛國に赴くの得策なるを信じたり——蓋し優勢なる黨派と戦ふは、ホブズの好んで爲さんと欲する所にもあらず、亦其の天職なりとして感知したる所にもあざりしなり。英蘭に於ける運動に對する嫌惡と、佛蘭西に於て最大權力の威望の下に享樂したる安靜との影響の下に、ホブズは其の書『市民論』de civeを著せり。此の書は一六四二年始めて印行せられ、當時の世界を支配せし宗教的政治的立脚點に全然立脚せり。彼は此の書に於て、極めて熱心に王政に左袒し、而かもこれと同時に、僧侶に對して極めて熱心に反對せり。従つてデカルト及びクラレンドンDescartes Clarendonの如き人士は、最初よりしてホブズの爲めに憂慮したり。蓋し此の兩傾向王政と僧侶との結合は普通の現象にして、王政隆盛なるときは、僧侶も亦保護せられ他の方面に於ては、王政と僧侶とは共に排斥せられたり。兩者の中間の態度は、既に此の理由によりて必ず禍害を招くの原因となるべく思はれたればなり。

ホブズは自己の事業と功績とに關して、之れを視ること決して輕小ならざり

き。彼は嘗て『天文學がコペルニクスに始まり、ガリレオに始まり、眞の物理學がハルヴェイに始まる如く、政治學は予の著『市民論』に起る』といへり。彼の最初の目的は、物理學階梯と同時に心理學階梯を包容すべき一の學說體系を確立するにありて、政治學に關する部分は其の第三部門をなすべかりしなり。然るに此の部分をも最初に世に出せし理由として、ホッブスは擧げて曰く『政府の權利と服従の義務とに關する利害問題は、今や吾が祖國に於て當面の實際問題となり、其の解決は祖國に對して極めて重要な意義を有するに至れり。蓋し最大なる災害は、誤謬、好辯の學說より來るものなり。臣民は其の國王を殺害し、或は之を廢するを得といふが如き、或は國王は民衆の從僕なりといふが如き、説の爲めに既に禍難の起りたること幾何ぞ』と。ホッブスは叛亂の源泉を以て私人が自己の意見を以て公共の事件に容喙するの權利ありとするに在りと思惟せり。彼は國家に於て確定せられたる法律以外には、正邪善惡に關する何等の學說存せざること、國家によりて自己の權利の宣言を委任せられたる者に非ざれば、何人も或行爲の適法如何を判決するの權能を有せざること、——又基督教は各人が其の

君主に對して負ふ服従を妨害するを得ざること、を示さんと欲すと云ひ、此の教によりて平和に達するの途を開かんことを希望すと云へり。

ホッブスは既に其の書の最初の刊行によりて大なる尊敬を得たり。ガッセンデはホッブスを評して、余は偏見に囚はれざること彼が如く、眼識の深く主題に徹すること彼が如き哲學者を知らずと云へり。然れどもホッブスの着眼點と其の學說とは、すべての現在の國家組織と相距ること甚だしく、或は之と矛盾すること甚だ峻烈なるものありしを以て、ホッブスは佛蘭西に於ても亦永く留まること能はざるに至れり。而して今や英蘭に於ては、前提せられたりし如く、プレスビテリアン主義は遂に其の權威を保つこと能はず、而も無政府狀態と關聯して比較的大なる自由ありしを以て、ホッブスはその羅典語の著書を改訂し、或は寧ろ其の中に發表せられたる思想を新に叙述して、之を英國に於て刊行するの得策なるを信じたり。此の新叙述を掲げたる『レヴィアサン』二卷は、一六五〇年を以て倫敦に於て現はれたり。ホッブスは次で自ら巴里に赴き、校正刷は巴里に向つて送られたり。彼は諸說紛争の間に立ちて、平和を克復する力ありと信じたる自説

が優勢を贏ち得んことを希望したり。

『レヴィヤサン』の獻呈辭中に於ても亦ホッブスは其の最高目的は俗權をその内
外より受くる攻撃に對して防禦するにありと記し、且つ其の聖書解釋に價値を
置けり。ホッブスの聖書解釋は其の云ふ所の如く、世人が俗權を排撃するに用ふ
る所のものと勿論其の趣きを異にしたり。
Schriftauslegung

ホッブスは聖書の法典的諸書の最初の批判家の一人なり。他の點に於て堪能
なる人士よりして主張せられたる如く、モーセの五書に關するホッブスの見解が
今日の批判の結果と一致すとの説が、果して全然當れりや否やは予之を知らず
予は救世主の使命に於ける舊約書と新約書との關聯が細密に知らるゝに及ん
で、之に關するホッブスの議論が果して能く後人の喝采を博するに至るべきやを
疑ふものなり。ホッブスの最も主要なる原則は、救世主の王國は、現世界の王國に
あらず、救世主は使徒を治者として設けしにあらずして、現世界の彼方に立つ神
の王國を準備せんが爲めに、彼等を教師として置きたりと云ふにあり。彼は此
の原則より推して、教會の權威は何等の強制權力を有せずと結論し、且つ樞機員
の原則より推して、教會の權威は何等の強制權力を有せずと結論し、且つ樞機員
Messias *Coerztingewalt* *Cardinal*

ベラルミンを其の論證のすべての點に於て攻撃す。ホッブスの議論は獨り加特
力教徒に對して反對の鋒を向けしに止まらずして、再洗禮論者、基督の眼に見ゆ
る王國を出現せしめんと努むる第五王國の人士に對しても亦然り。想像の靈
感を重しとして國法を斥けんと欲するが如きは、ホッブスが最大僭越なりと思惟
せし所なり。權力の起源に關する宗教的、政治的討論は、其の當時如上の軌道の
上に進行したり。

吾人は蓋し茲に、國王の卓越せる一反對者なるミルトンが國王に出でたりと
目せらるゝ、宗教的政治的意見に反對して著したる書『エイクノクラステス』(偶
破)に於て、此の問題を如何に解釋せしやを、簡單に述ぶることを得べきか。ミ
ルトンの議論の發足點は、人類は神の生き寫しにして、自由に生れたるものなれ
ども、墮落の結果として、暴虐盛に行はるゝ、至りたりと云ふにあり。其の論に曰
く、他に對して一方を防禦せんが爲めに、世人は有司を設け、國王を選びたり。國
王は主と稱すべきものにはあらずして、唯、其の委任せられたる一個の權能を行
ふに過ぎず。國王は共同團體の全權代理なり、受任者なり。國王に越權の事あ
Bellarmin *Milton* *Eikonoklastes* *Ebenbild* *Herren*

いしが故に、世人は法律によりて國王を制限せり。是れ等の法律は有司よりも大なる意義を有す。有司の權威は法律を遵奉することを條件として立つ。——有司が法律を破るときは、人民はすべての責務を免かるゝものなりと。

さて此の衝突は如何にして之を避くべきかの問題に就いては、ミルトンは終に次の提案に到達せり。即ち有司の權力を人民の利益を目的として而も強固に行使せしめんが爲めに、一個の大なる會議が國民によりて選舉せらるべきものなりとの提案是なり。ミルトンは選舉せられたるもの、一部が毎年引退して、新たなる選舉によりて補充せらるるが如き傳達仲介の方法すら之を排斥せり。然れども此の如きは忍び難き虐政を示すに至るべきこと明かなり。ミルトンは以前著したる一書に於て、著者獨特の熱心を以て、俗政の有司は宗教上の事件に干渉する權利を有せずと論じたり。教會の權威は何等の強制權をも有せずと論ずる點に於て、ミルトンはホッブスと一致し、而も俗政の權威に對しても亦信仰の問題に關する強制權の所有を否認せんと欲す。但しミルトンは其の Calvesari プロテスタント的確信の爲めに窮地に陥り、加特力教徒寛容の如きは、全く耳を

傾くることを欲せず。曰く「本來彼等の宗教は宗教の形態の下に於ける一個の世間的王政、聖典に對する一個の加特力教的異端なり。一個の人間に服従することによりて、加特力教は宗教的自由に對する其の要求權を失ふ。加特力教が有司より嫌疑を受くるは當然なり」と。

然れどもプロテスタントの方面に於ても、宗教上の着眼點よりして俗政權力を求めんとして努力せしものありしことは、何人も之れを否定すること能はざるべし。

ミルトンは卓越せる著作者、大なる詩人なり。然れども鋭敏なる思想家としては、ミルトンは到底ホッブスの敵にあらざりき。ホッブスは正に茲に述べたる點に於て、その議論を進めたり。如何なる權利を以て、國家は加特力教を排除すること得たりや。加特力教に反對せし種々の教會の黨派が最高權力を求めんとして努力せしは、如何にして之れを辯護し得べかりしや。ホッブスは此の兩個の領域を絶對に且つ完全に分離せんと試み、全く現世界のものにあらざる神の王國に關する若干の少數の原則に於てのみ、宗教の本體を認め、國家の基礎を専ら

世間的權力の原則の上に求めたり。

予はホッパスがフッカーを知りしや否やを決定せんと欲する者にあらず。然れども兩者の立脚地は、世間的權力の權威に關しては、互ひにその趣きを等しくせり。

フッカーは立法權の制定に關して、二個の原則より發足せり。其の一は法律の制定に關するものにして、其の際に、次の前提を要すといへる原則なり。即ち人類の意思は内面的に天然の神聖なる法律に背き、頑強にして、叛亂的なり。人類は、フッカーの語を用ひて云へば、野獸に勝ることなしとの前提是なり。其の二は法律の拘束力に關するものにして、其の拘束力は代議士が之を協賛するに基くとの原則是なり。

此の二個の公理は、等しくホッパスの議論の基礎となりしものなれども、ホッパスはこれを尙ほ一層明晰に完成し、且つこれを最高權其のもの、根據に適用したり。

ホッパスは人類を惡きものと思惟すとはいはんと欲せざるも、何れが惡人なり

や、何れが惡人ならざるやは、何人もこれを知ることを能はざるを以て、國家に關してのみは、人類は不善なりとの前提必要なりと説く。然れどもホッパスが此の前提に關して出來得る限りの強き語を用ひしは事實にして、國家の由來を契約に求めたる論者中にて、或一部の者は人類の天性に於ける社會的要素に基づきて其の學説を立て、他の一部は非社會的要素即ち敵意を以て其の學説建設の基礎とせしが、ホッパスは斷然後者の群に加はれり。マリヤナの如きも此の群に屬する一人にして、其の書中には既にすべての者に對するすべての者の戰爭の説あり。

然れどもホッパスは、嘗に此の一般的戰爭狀態と、各人の自己を保護する必要とを其の論の發足點とせしのみならずして、更に進んで、すべての物に對するすべての人或は寧ろ各人の權利より發足せり。ホッパスは、天然は萬物を萬人に共有せしめたりとの共產主義的見解を信奉するも、所有權の起源を研究するに當りて、最初の占取者の間に於ける契約のみにては、人類の天性不善なるが爲め、何等の效果を生ぜざるべく、當然彼我に屬する權利に關して各人を保全せんが爲め

には、一個の刑罰權の必要ありと論斷せり。曰く、人類天性の暴虐によりて絶えず危険の状態にある生命に對する各人の權利も、これと等し。殺害せざるべし、偷盜せざるべしといへる單なる協定は、何等の效果をも生ぜざるべく、違反者に對する一個の刑罰權、即ち財産と生命とに關する此の兩個の原權利を擁護する權力、正義の劍を揮ふ權力の必要ありと。

然らば此の如き權威は如何にして生ずるに至るやと云ふに、其の發生は天然の一法律の力によるものにして、此の法律に従つて、各人は平和と、平和の維持とに必要なる程度に於て、其の權利及び自由を放棄す。此の法律は即ち、人が我の爲めに爲さんことを我が希ふ所のものを、我は人のために爲すべしと教ふる法律なり。理性は欲求に反對す。各人は其の欲するところに従つて行動するの權利即ち我自らを統治するの權利を、他が等しく之を爲すことを條件として、或一人又は一の會議に割讓す。要は各人の意思を包容する一般的意思を創造するにありて、此の意思は各人を代表し、従つて最高權力を委任されたる者の行ふ所のものは、各人自らこれを行ふに等し。此の如くして一個の共同意志、共同團

體、大なる「レヴィヤサン」^{Leviathan}の運命を有する神生ず。多數者の權利を主張する代議

Leviathan

der sterbliche Gott

Representation

は、此の場合に於ても亦一個の義務の基礎となり、各人は國家權所有者の行ふ所のことの創意者たることを表白す。其のはじめ自由意志に出でしもの、此に至りて直ちに絶對服從の義務に變ず。

ホッブスは天然状態よりして直接に以上の問題の解決に向つて進む。

ホッブスは君主に對しての人民主權の說に、毫も耳を傾くることを欲せず、また蘇格蘭人の間に唱へられたる如き、君主は各個人よりも大なるも、一切の個人を合したる者よりも小なりと説く、溫和なる形式に於ての人民主權說にも、全然同意すること能はず。謂へらく、吾人は一切の個人を總體として考へざるを得ず。従つてこの總體が今正に讓與せし主權は、尙ほ總體に屬するものと云はざるを得ざるべし。然れども此の如きは主權の分割を包容するものにして、全く通ぜざるの說なり。君主は國民の代表者なり。君主は都市と伯領との代表者を召集して其の意見を聽くことを得。然れども是等の代表者は總體の代表者にはあらずして、彼等は唯、君主の委托したる職務を行ひ、而して後に郷里に歸るの職

分を有するのみ。共同團體はすべての臣民相互間の團結にして、他の各結合は謀叛として觀察せられざるを得ざるべしと。

此に至りて、權力分割の説は最早や唱へらるゝこと能はず、裁判權に關してすら然り。何となれば分割説に従ふときは、宣告を執行する者は宣告を下す者の従僕たるべく、劍の權利は後者に屬するに至るべければなり。立法權に關しては更に一層然るものあり。何となれば吾人は争を調停せざるべからざるのみならず、これを豫防せざるべからざればなり。最高權力は、ホッブスの説に従へば、法律に服従するものにあらずして、法律を作るものなり。法律は人類の將來の行爲を律せんが爲めに存在し、彼の所有と我の所有、權利と非權利とを確定し、又善と不善、行ふべきこと、行ふべらざることをすら確定す。但し、自然法律によりても亦、殺害、偷盜、姦通の如き犯罪が禁ぜられたることを否定せんとするの意味にはあらず。然れども政治的法律は、如何なる行爲を犯罪と稱すべきや、如何なる行爲を以て犯罪なりと論ずべきやを確定す。最高權力を掌握する者に對して、所有權に關する無條件の權利存するが如く信ずるは、蓋し一個の謬

見なり。蓋し最高權力所有者は自ら所有權を規定して、之れに對する最高の判官たるに過ぎざればなり。兵權は絶対に最高權力に屬す。蓋し吾人は合一することなくしては、外敵に對して自ら防ごこと能はざるべく、而して最高權力は疑ひもなく、敵に抵抗する爲めに、すべての者の力を合一するの權利を有すればなり。

此の如く、ホッブスは其の原始狀態概念よりして國會が國王に反對して自ら主張し要求したるすべての諸權利即ち全範圍に於ける立法權の專有、租稅拒絶權、兵權を國會に讓ること反對せり。ホッブスは一般論争の裡に立ちて、定義と概念との一城寨を築造したりとも謂ふべく、これらの定義と概念とは、是れに對して加へられ得る如何なる攻撃をも撃退せんがために、それ自體に於てよく關聯を保ちたり。

耶蘇會士は契約説に基づき人類に由來する國家は、神に由來する教會の下位に立つべきものなりとの議論を唱へしが、英蘭人は之に答ふるに、人をして自ら主權者に服従を拒む正當の權利ありと思惟せしむる恐ある説は、契約によりて

生じたる主権者の爲めに、悉く之を排除せんことを要求する旨を以てせり。曰く主権者が或事を命令し、之に背くものは普通の死刑を以てするに、若しこれと同時に、他の方面(教會の側をいふ)よりして、或權威者(Stärke des natürlichen Todes)が永久的死の刑罰によりて之れを禁止したりとせば、永久的責罰に對する恐怖は、恐らく普通の死刑に對する恐怖よりも更に強力なるべきが故に、國家は遂に崩解せざるを得ざるに至るべし。此の故に主権者は、如何なる學說思想が平和に有害なりやを判定し、又之を禁止するの權利を有せざるべからずと。

フッカーは立法權が禮拜の方法をも規定すべきものなりとせしが、ホッブスは主権者が此の權利を有すべきことを一層強く明言せり。謂へらく、禮拜は其の性質上統一せざるべからず。種々の宗教許容せらるゝ時は、公共の禮拜は全く存立せざるに至るべし。而も共同團體は神を公共的に禮拜せざるべからずと。基督教の主要原則は、共同團體によりて採用せられたるものとして前提せらる。是等の原則は統一によりて保持せらる。加特力教徒竝に諸宗派の宗教實行のすべての自由は、必然的に減じざるを得ずと。

世人はホッブスを以て、其の學說によりて、單に王政恢復の豫備事業を行はんと欲せるものとなして彼を責めたり。ホッブスは契約に關する彼の概念を唱へながら、英蘭の王位が事實征服によりて獲得せられたるものなりしにも拘はらず英蘭王の爲めに敢て主権者の權利を要求して憚らざりしは事實なり。フーゴHugo・グロチウスも亦實に、人類の爲めに奴隸の境遇に沈むの權利を要求したりCrotius。ホッブスに取りては、議論の根柢を茲に求むるの更に容易なるものありしなり。何となればホッブスは總じて契約の由來を、自己の生命と財産とに對する各人の憂慮に求めたればなり。ホッブスは征服にも亦契約説を適用して論じて曰く、奴隸は何等の義務拘束をも有せざるべきも、その主人に何等の害をも加へざるべしとの約束に對して、生命と自由運動とを得たる者は、勿論拘束せられたるものにして彼を支配する權利を主人に與ふるものは、勝利にあらずして彼自身の同意なり。世人の通常口に、自由の思想は、天然の法律より來れるにあらずして、古人がその時代の共和政諸國に於て眼前に見し所のものを、其の書中に記載せしに基きて生じたるものなり。天然の法律は、絶對主權を要求す。

然れどもホッブスは共和政府に加擔せりとの故を以て、特にオリヴァー・クロンウエルの稱號、即ち正當の權利ある君主に對する暴力の權利を辯護せんと欲したりとの理由によりて、幾度となく非難せられたり。

事實の真相をいへば、ホッブスの書の有する意義は、此の刹那的關係を超へたる彼方に在り。ホッブスの意は、最高統治權を制定するにあり。此の統治權が君主政治としても、貴族政治としても、或は又民主政治としても制定せられ得るものなることは、ホッブスの十分屢いひしところにして、ホッブスは唯、君主政治を選び、其の列擧したる理由の證明するよりも一層強く、其の優越を認めしのみ。然れどもホッブスの學說體系の缺陷は、此の方面に存せずして、寧ろ倫理的概念がこの體系中に於て消滅し、個人の意思と行爲との動因を人類の到底忍ぶ能はざるべき方法に於て確定するの點に存す。ホッブスの學說體系をこの軌道に於ける彼の先輩及び後輩と比較するは、決して無用の勞苦にはあらざるべし。然れども學說體系の評価は吾人の目的にあらずして、吾人は唯、立憲思想發展の進行を證明せんと試みるものなり。此の點より見るときは、ホッブスが一個の獨立なる最高

權力の必要を、再び世人の意識内に喚起せしは、極めて重要なることたるを失はざるべし。

(3) 執行權

此の(最高獨立主權)の必要を忘却したる國會は、世人が恐らく思惟せしより一層親密に王の特權と關聯したる若干の特權の上に立てり。國會は其の權力の由來を、國民を代表するの事實に求めしも、戰爭に於て武力によりて勝敗を決し獨立せる軍事的權力を獲得したる(クロンウエルの一派は、之れを拒否して、國會を解散破壊し、此の一派によりて國王は處刑せらるゝに至れり。一般の紛亂の裡に於て、終に護國卿(Protector)の權力起れり。護國卿は國王の位に即くは、其の最初の理想に反する一個の虚偽の地位を得るに等しかるべきを唱へて、正當の理由を以て國王たることを拒みしも、自己の資性と時勢の要求とに動かされて、強固にして永續すべき國家の秩序を確立するに努力せり。今や始めて執行權の確立と立法權に對する執行權の關係とは、眞面目に論ぜらるゝに至れり。是等の

概念は先に述べたる如く、フッカーの書に於て既に之れを見ることを得べく、ミルトンも亦これに論及せり。然れども是等の概念は、予が後に詳細に述べんと欲するフーゴー・グロチウスの書中の一節によりて、一般に討議せらるゝに至りたるものなり。ホッブズは、國王の主權者としての最高意思が、全く代表せられ居らざるを以て、之が爲に一種の絶對權威を要求せしが、今や斯る權威は事實上の且つ直接の威力を以て護國卿(ウァロン)の一身に生じたり。然れども卿も亦國會後援の必要なるを自らも感じ、又外國よりして之を耳にすることを得たり。舊き意味に於ての國會を召集するは、其の爲し能はざりし所にて、此の如きは主義上の反對者の集會を作るに等しかりしなるべし。彼が一六五四年に於て召集せし國會は、實際の國民代表機關の概念より出でたるを以て、此の概念は實に舊來の形式に於て召集せられたる國會に對する争闘に於て勝を得たるなり。然れども之と關聯して、新國會は人民主權を眞に代表し、且つ此の主權に内在する權力を其の完全なる廣延に於て所有すといへる主張を以て現はれたり。然れども護國卿は此の主張に對して、其の有せし、而も自ら自己の武功に基きて得た

るものとせし權威の範圍を、甚だ多く縮小せしむることを欲せざりしを以て、最初の會議に於て、直ちに兩者の峻烈なる衝突を來せり。會議の日記の云ふところによれば、嘗て長期國會の特權に反對して、最も熱心に大聲論争したりし者が、今や則ち國會の權利を最も猛烈に主張せし者にして、之に反して護國卿の權利の爲めに議論せし者は、嘗て王政に反對して武器を執りたりし者なること知られたり。後者は嘗て特に國會の權利を楯として論議せし者なるが、今や全く此の權利を認めざらんと欲せり。

久しからずして、自然の勢ひ常に然るべかりしが如く、國會派の主義は國會に於て優勢を得るに至れり。然れども護國卿の權威も亦之れを承認せざるべからざりしを以て、立法權を形成する國會の傍らに、卿の權威を執行權として制定せんとの考起れり。吾人の知る如く、此の區別は新らしきものにはあらざりしも、一六五四年の國會が實際的制度によりて立法權を執行權より分離せんと試みるに至りて、始めて本來の意義を得たり。從來政府として現はれしものは、茲に此の兩權力に分離せられたり。

世人は立法權を獨り國會の有すべきものとして、政府の首位に立ちたる者は、毫も之に參與せしめざりき。換言すれば護國卿に一個の拒否權を認むるを欲せざりき。世人は執行權を以て本來立法權の一部を成すものとせしも、而も執行權は國會の集會によりて行はる能ざるものと判定し、之れを護國卿に委任するを敢て拒むことなく、尙ほ英蘭國民が卿に負へる義務に應じ、卿に與ふるに卿をして世界の舞臺に於ける一個の大俳優たらしむるに足るべき權能を以てせんと欲したり。

萬事方に變化し、世人が系統的に繼續の狀態より遠ざかるに至れる此の時に於て、一個の執行權を確立し、之に與ふるに適當なる權限を以てして重きを致さしめながら、而も之を國會の下位に立たしむることは以前に比して寧ろ容易なるが如きの觀ありき。而も此の事たる、此の時に至りても亦遂に不可能なりきクロンウェルは之を喜ばざりき。國會の下位に置かるゝの一事は、若し吾人にして此の語を用ふるを得ば、彼の存在の神經と逆行せしなり。クロンウェルは此の要求を斥けたり。其の權力と國會の權威との間の調和に於て、クロンウェルは其

の當時に於ても、其の後に於ても、遂にその目的を達すること能はずして、此の問題は其の全意義に於て一個の未解決問題として残れり。

此の時英蘭は舊王政に復歸せり。王政復舊は同時に國會兩院の回復、及び總じて舊來の形式に於ける立法の繼續性の回復なりき。回復の傾向は數年間引續きて最も勢力ある傾向なりき。然れども時と共に往時の紛争も亦再燃するに至りしは、其の傾向其の中に其の原因を有したり。國會は必ずしも以前に比して一層民意に適合するものとはならず、人民主權の思想に一層適合するものとはならずして、寧ろ反對に、新たなる政治的、宗教的規定を確定し、之によりて非プロテスタントの徒は國會の諸權利より排除せられたり。而も國會は之れと同時に、政治的優越を立法權に屬せしむるの思想より流出せるすべての要求を主張したり。即ち國會は大臣の責任、國家財政の最高監督權、對外事件に於ける決定的干涉權を要求せり。但し此の干涉權は國王が、其の收入を節減せられたるも、外國の補助を受けて、自ら支ふるを得しが爲めに制限せられたり。國王は此の補助を仰ぐことによりて、再び外國の制肘を受くるの地位に陥りたり。然

れども國會も亦決して外國の勢力に對し、超然たること能はざりき。反對黨の領袖等は實に外國より年金を受領せしを以て、國力に相當する對外政策は、内治の適當なる行政と等しく、殆ど行はるゝ能はざるに至れり。王政復後二十年を経て、舊怨は再び破裂して炎々たる火焔となれり。アルジャーノン・シドニーが政府に關する其の書を著せしは此の衝突の際なりき。彼は其の思想を自己の血を以て證印したり。裁判官をして彼を處刑するに至らしめしは、書中の一節なりしなり。其の出版せられたるは、裁判所に送られたる短篇にあらずして、此の書の長篇なりしも、吾人は此の長篇に於て、著者の禍難の原因となりたる主張を包容すと想定せざるべからざるかの一節の闕けたるは、惜むべし。之より少しく以前に、サー・ロバート・フィルマーは後に忘れられたる一著書に於て、原來國君に屬せし族長政治的關係を、自然法上より説明し、之に合理的効力を與へんと試み、人心に印象を與ふること甚だしく、人をして政治的討議と政治學とのすべての力を用ひて、之を反駁するの必要なるを思はしめたり。

シドニーの議論は、主としてフィルマーの説に對する反駁を包容す。シトニー

は總べての權力の由來を人民に求むるも、而も其の立脚點は本來共和政治的のものにもあらず、亦護國卿政治の下に勢力を得たる思想と同質のものにもあらず、シドニーはその議論に於て、眞實の國民代表の意味に於ける選舉制の變更を強要せず、又現在の國會が人民主義の思想に適合せざりしにも拘はらず、之を承認せり。然れどもシドニーは、代表の思想より推して求め得らるゝ最も廣大なる權限を以て、國會の當然有すべきものとせり。長期國會の立脚點を詳論してシドニーは、國會は其の職務を終了する以前に解散せらるべからざることを是認せり。シドニーは國會を召集し且つ解散する國王の權限を否認し、其の理由として、國會の行ふ權利は國王より出づるものにあらざればなりと云へり。立法權に於ける國王の參與に關しては、シドニーは長期國會に於て現はれたると等しく活潑に自説を披瀝して曰く、『國王之を裁可す』といへる方式は、假令如何に大字を以て書かれ、如何に演劇的強調を以て宣言せらるゝも、是れ畢竟國王が其の宣誓に従つて、上下兩院の一致可決したる法律を確定する以外に、何等の意義をも有せず。勿論國王が其の樞密院顧問官と共に、國會の職務に關して、評議を

なすことだけは、之を認容せざるべからず。何となれば國會は假令最も優秀なる人士を以て組織せらるゝとするも、最善の目的を以てして尙且誤ることあるべければなり。此の誤謬を發見せんが爲めに、國王の樞密院は用ひらるゝことを得。何となれば國王は、樞密院の決議に従つてのみ發言するを許さるればなり。各顧問官は其の投票に對して責任を負ふ。國會が其の受けたる反對の理由に満足せざるときは、以前に議決せられたることは、完全に其の效力を保つべし。國王は其の宣誓により、兩院の決議に同意を與ふるの義務を有す。國王は自ら何等の立法權を有するにあらずして、唯、法律の定めたる形式を満たすに止まると。シドニーは國王を以て、國會によりて代表せられたる人民の選定し且つ廢止し得る一個の行司Magistrateなりと觀察す。反對論者は勿論此の説を非難して、立法權は諸有司に唯、その取るべき方向を示すのみにして、之を強制すること能はず、況んや國王を強制するが如きは、其の更に爲し能はざることなりと云へり。然れどもシドニーはその契約説を固守し、國會は國王に對しても亦一種の強制權力を有すと説けり。

他の一反對論は目前の事實に於て横はれり。即ち國會の此の同じ主張よりして、數十年以前に國內一般の紛擾發生したること是れなり。シドニーの議論は即ち是等の主張を辯護せんが爲めの一篇の論争文に過ぎずして、シドニーは是等の主張の濫用を豫め防止するの必要に關しては、眞面目の態度を以て深く論ずることをなさず。彼は、立法に參與する者は、何人も立法の結果をも顧みざるべからず、即ち慎重の態度を守るを要し、この理由によりて既に過激の言動を慎まざるべからずと論ずるも、此の論は諸黨派の激情を抑ふるには、其の力餘りに弱きに失するの觀あり。

かゝる思想の對抗は、政治上に於ける諸派の反對意見を悉く表白し盡したるものとは決して云ふ能はざれども、或程度まで之を表明したるものなりしが、其の後久しからずして、専門哲學者にして、同時に時の政治運動に加はりて盛に活動したるジョン・ロックは、世界に於て大なる勢力を得るの運命を有したる其の學説を以て、此の對抗戦裡に現はれたり。

若しシドニーの議論が既に出版せられ居りしならんには、ロックはフィルマーの

意見を反駁するに際して、其の實際なせし如く、力を用ふることなかりしなるべし。フィルマーの定説を非とする點に於て、ロックはシドニーと一致したれども、其の他の點に於ては、後者と遙かに其の着眼點を異にしたり。就中社會の發生に關するロック獨特の一般の見解は、ロックをして國會の權力に再び制限を加ふるに至らしめたり。蓋しロックは強固なる合一によりて、財産と生命とを保護せんことを求むる個人の要求を以て、國家の起源なりと見たり。ロックの此の説は、幸福と福祉とに關する自己の概念を標準として、其の有する所のものを保全すること、に最も重きを置く平和的人類の自然の感情を表白するものなり。ロック語へらく、國民の全權代理者は國民の幸福に背馳する何等の權利をも有することなしと。ロックは立法權を與へられたる國會を以て、財産及び自由の保全を目的とする機關なりとし、獨斷を以て集會を行ふの權利を國會に認むるを欲せず、其の欲する所に從つて會期を延長するの權に至りては、更に一層これを認むるを欲せず。ロックは立法權と法律施行權との結合を非とす。『何となれば兩者にして若し同一の手に存するときは、私慾のために利用せらるゝの恐れあればなり』と

いひ、獨立せる執行權の制定の必要を力説せり。此の思想に關して、其の著「民政論」は、世論を左右するものとなれり。ロックは執行權の獨立を主として、執行權が立法に參與する點に於て求む。『何となれば執行權は其の施行の責に任ずる法律の制定に協力することによりてのみ、從屬の感情を免かるに至るべければなり』といへり。法律施行の狭き概念よりして、ロックは其の議論を他の一權力の確立に進め、其の權力の名稱を定むるに際して幾分躊躇するところありしも、遂に之れを聯盟權die federale Gewaltと名けたり。(是れ他なし)外國に對して國家を代表する權是なり。曰く、蓋し社會は一個の總體を形成するものにして、此の利益を代表する一個の權力なかるべからず。而して此の權力は宣戰、媾和の權利を有し、且つ使節を派遣して交通するに就て、これと關聯して必要なりと豫知せらるゝすべての權能を有せざるべからずと。此の權威と法律執行の職分及び法律制定に參與する權との三者の結合、即ちロックが内面的必然よりは寧ろ時勢の狀況に基きて立證したる一種の結合によりて、彼は執行權に始めて意義と特色とを有せしめたり。謂へらく、執行權の所有者は一種の特權を有し、此の特權によりて緊急の

場合には、豫め發布せられたる法律なくして、或は又之に反してすら行動することを得べしと。一六九〇年に於て現はれたるロックの書は、全然一六八八年の革命の地盤の上に成長したるものにして、ロック自ら云ひし如く、ロックは此の著によりて英蘭の國王ウィリアムの稱號を辯護せんと欲し、すべての政府の據つて立つ權利、即ち人民の同意を、ウィリアムは完全に且つ他君主に比し一層廣く有すと説けり。ロックは國民が其の自然の權利を保持せんと決心せしを賞揚し、此の權利によりて國民は自ら極度の破滅を免かれたりと云へり。ロックの書は主として此の目的のために立案せられたるものなり。憲法を變改せんとするジェームス二世の計畫を稱して、ロックは國民に對する一個の戦争なりと云ひ、國民の側に於ても亦之に對抗せざるべからずと論じたり。ロックは國會の權力を今茲に論證せられたる範圍に於て認識するも、而も其の運動を自由に放任するを欲せず。『何となれば之を自由に放任するの結果は、長期國會の時代に於けるが如き一の革命を來すとなきを保せざればなり』といへり。ロックはスチュアート家の下に、國會が王政に與ふるを肯ぜざりし如き權能を、ウィリアムの下に於ける王政の爲め

に要求したり。謂へらく、王政は制限せられつゝ、而も生存の能力を保持し、且つ同時に一大職分を與へられざるべからず。即ち王政の淵源たる國會の立法的權威の優越を再び緩和調節せざるべからずと。是に由りて其の初國王と兩院とを包括せし立法權内に於て此の兩要素の間に起りたる紛争は、勿論根柢より除かるゝには至らざるも、而も事件の進行と時勢の要求とに應じて解決せられ、此の如くして、國會竝に國王が共に要求する絶対權威の不確定なる主張は、或程度の制限の下に置かれたれり。この制限は大變動(革命)の瞬間に於て、甚だしく王政に不利益を與へたれども、兩院の全能も亦これによりて不利益を受くるを免かれざりき。蓋し一個の權威(權)はこれによりて承認せられ、而して此の權威は尙再び一個の内面的獨立を有したり。國會の決議に基づきて起りたる王政は、同時に舊王政の繼續たるの觀を呈し、執行權は立法權に由來せざる若干の權能を有したり。此の大紛争は學說上の議論によりて行はれたるものにはあらざれども、ロックの學說はウィリアム三世の取りたる地位に一致し、特に其の學說が執行權のために一個の獨立なる權能を要求したる點に於て、之に一致したり。

ウィリヤム二世が國會の掣肘を受けしは護國卿(ウロク)に比して遙かに大なるものありたり。後者が自發的努力によりて其の權力を獲得したるに反してウィリヤムは國會の權力に招かれたるを基礎として其の權力を確立せり。然れどもウィリヤムの爲し得たりし所は護國卿に比して遙かに多く、新王(ウイム)の下に於ては嘗て護國卿の國會が卿に與ふるを拒みたる立法參與權が執行權の有する權能として認められたり。兩者(新舊兩)は其の外面に於て或程度の類似を示すも、而も兩者の間には根本的の相異存立し、而して此の相異は舊國會がその歴史的に形成せられたる組織を以てしても、尙ほ執行權の傍らに置かるべき性質のものたるを免かれずして、舊組織の廢墟の上に超出せる當時の國會の如き、一個の新らしき性質のものにあらざりし點に存したり。立法と執行との間の密接なる結合は、ロツクがこれを學理的に立論せし以前より既に存在したり。而して此の結合は一個の根本的革命的危險を避けんが爲めに發生したるものにして、若し此の結合なかりせば、常に王位のみならず、國會の兩院も、歴史的に形成せられたる状態も、共に其の存在を危くせらるゝに至りしやも計り難かりしなり。

國會兩院の組織の有する形式が、國民主權の概念に適合せざるを以て、王政の傳承舊慣が廢棄せられざりしは、之に相當したる處置なり。今や王位は執行權の支持者として觀察せられしも、而も是と同時に一の君主政治として現はれたり。此の事實は茲に共同團體の舊歴史的成分を保全するに與りて力ありたり。

かくてウィリヤム三世が其の地位を保持し、且つ歐羅巴に於て一般に承認せらるゝに至りて、ロツクの意見は茲に實際上の認證を得たり。世人は他の方面に於て屢、感じたる一個の難問題の解決を、ロツクの意見に於て求め、ルイ十四世の有せし如き絶對君主專制政治は、次の十年間に於て勢力を失ひ、且つ殆んど絶滅せられしを以て、ロツクの意見は益々大なる印象を與へたり。ロツクは専ら眼前に存せし英蘭國內の事實より抽象して、巧みに一般に通ずる結果を求むることを得たるが、ロツクが其の思想に與へたる此の構成は、此の思想の爲めに海外特に佛國に向つて普及するの途を開き、佛國の國家組織の基礎となれる思想體系の内面的動搖に乗じて、英國人就中ロツクの意見詳言すれば、其の哲學的意見並に政治的意見は、等しく佛國に流入せり。然れども英國の學説は、單に佛國に於て採用せられ

たるにあらざる。蓋し佛國の状態と其の要求とは自ら英蘭と異なるを以てなり。英蘭流の思想が佛國の思想界と接觸して、茲に始めて學說の完全なる發達を來し、後日一般に採用せらるゝに至りたり。

(4) 司法權

モンテスキューは其の著『法律の精神』中に、英國憲法に關して自己の意見を述べたるが、其の中の頗る重要な一章に於て、英國憲法の種々の形式の簡單なる指示的敘述をなし、之に附するに、國家組織制全般を包容する一個の一般的學說を以てし、是によりてかの敘述をして一個の包括的意義を有せしめたり。モンテスキューの抽象は一個獨特の系統的學說となる。モンテスキューが其の說を主としてロッキョクより取りたりとは、世人の屢主張せし所なり。實際モンテスキューは立法權と執行權との關係をロッキョクが解したるまゝに採用す。特に執行權の制定に於て、ロッキョクの說に従ふも、決してロッキョクを模寫せしにはあらず。ロッキョクが聯盟權力と名けて、本來の意味に於ける執行權と結び附し所のものを、モンテスキューは一

般に執行權の根本動因なりと解す。別に執行權を確立する必要の理由として、モンテスキューはロッキョクと等しく、兩個の權力が同一の手に在るは、國民の忍び難き結果を生ずるに至るべきを述べ。執行權の爲めに或種の行動の自由を要求すること、ロッキョクと同じく、ロッキョクに比して更に明確たる語を用ひて、執行權を稱して王政的權力なりと云へり。謂へらく、執行權は國會を召集し、其の開會期間を定むるの權を有し、又行はれたる決議を採用し、若くは廢棄するの權利を有せざるべからざる範圍内に於て、立法に於ける主要なる參與權を有すべし。然らざれば、執行權は一瞬時も其の存在の安全を保つこと能はざるべければなりと。モンテスキューの想定したる立法權の兩成分(上下)は、英國に模範を取りたるものなるが、——蓋しモンテスキューは階級區別説を極めて熱心に固持したり、——彼は此の兩成分が立法權の内部法權の内部に於て互ひに他を牽制するが如く、一層大なる圈内に於て、執行權と立法權との關係によりて同様の牽制が行はるべきものにして、此の兩權力の何れも他の領域内に干渉するを許すべからずと論じたり。モンテスキューは此の兩勢力の相互の平均によりて來るべき國家生活の

沈靜を以て、毫も憂ふるに足らずとし、此の憂慮は事件の發生によりて除かる、を得べしと云へり。モンテスキューが重きを置きしは唯、公共の自由の保全にして、執行權が同時に立法權を掌握するを許されざるが如く、立法權も亦執行權の對立によりて、之と均衡を保つこと必要なり。ロックの試みたる此の關係の説明は、意識的に或は無意識的に、之を眼前に發生したる英國革命の事件に聯繫せしめて、是によりて決定せられしも、佛國に於てはこの問題は未だ存在するに至らず、且つ此の問題が直接の意義を有するに至り得ることは、尙ほ遠き未來に在りしを以て、モンテスキューはロックに比して遙かに一層理論的なる立脚點に立ちて、此の兩個の國家權力をそれ自體に於て觀察し、全く一般的に、此の兩權力の對立を以て自由の一動因となせり。然れどもモンテスキューは之を以て未だ満足すること能はず。何となれば、兩個の權力の何れか、刑罰權を有する場合に於ても、個人の自由は危險に陥るに至るべきを以てなり。故にモンテスキューは司法權の獨立を要求し、司法權を以て、互ひにその一を缺くべからざる權力中の第三となせり。余の見る所にして誤らずんば、モンテスキューの此の説に、影響を與へ

いものは、フーゴー、グロチウスなり。グロチウスは古代の學者の暗示したる權力區別を説明して、是等の權力は悉く之を一個の單一權力に還元せしむることを得。政府の一般權能若しくは特殊權能は即ち是なりといへり。グロチウスは此の區別を文字を以て示すに當りて、後に普通に行はるゝに至りたる語を用ひざりしも、而も之と同一の着眼點を有したり。蓋しグロチウスの謂ふ所の一般權能とは、法律を制定し、且つ之を廢止するの權利出來得る限り、教會の事件をも、其の權限内に包容したる權利にして、是れ即ち英國に於て解せられたる意味に於ての立法權に屬する權利なり。グロチウスの特別權能とは、二個の全然異なる行動を指せるものなり。其の一は公けの事件に關係するもの、就中宣戰、媾和の權利にして、他の一は公けの利害に觸るゝ私事、特に公けの權威によりて解決せられざるべからざる私人間の争に關係す。ロックは此の二個の行動中前者に重きを置き之を聯盟權力の最も主要なる屬性なりとし、聯盟權力によりて執行權の概念を擴大し、且つ始めて眞に此の概念を確定したり。是に由りてモンテスキューは國際法に支配せらるゝ、一切の事を執行權に屬せしむ。之に反

して彼は國家の有する司法官職の行使を獨立なる且つ獨特なる意味に解釋し司法官職は民法に支配せらるゝ總てのものを包括すと説けり。モンテスキューは司法官職をして出來得るだけ人民の利益を圖るものたらしめざるべからずと暗示し、且つアテネの模範すら引證するも、吾人は彼の所説の初に於て既に著しく之と相異なる議論を見る。即ち彼は貴族をして下層階級の憎怨の犠牲たるを免かれしめんがために、貴族の爲めに特別な裁判籍を要求し、最高權力をして一旦宣告せられたる刑を輕減するの權利をすら保留せしめんと欲したり。司法の獨立は英國に於ても時々論ぜられたる所なり。シドニーは國會と國王との間には何等の法廷なしとのフィルマーの異論を駁して、人民は政務長官の權能を尙ほ一層確定し、且つ其の間に權力を分割するの權利を有すと論じ、政治上の權威の種々の部門の間に發生したる爭議を裁決すべき裁判籍を有する國は決して一國に止まらず、此の如き裁判籍存在せざる處に於ては動もすれば最後的手段に訴ふるの已むを得ざるに至る恐多かるべしと説けり。然れども予の見る限りに於ては、此の思想は未だ完成せらるゝに至らざりしが、モンテスキュー

は此の思想を基礎として、三權分立に基づく彼の學說體系を建設せり。

モンテスキューの議論の要旨を解せんが爲めに、吾人は茲にモンテスキューが羅馬共和政治の憲法に於て、三權力の平均を認め得ることを信ぜしこと、及び此の平均が兩グラックスによりて破られしを以て、羅馬共和政治衰滅の由て來る原因なりとせしことを述べんと欲す。其の説に曰く、蓋し從來平民は立法權の最大部分を有し、同時に執行權と司法權とに於ける或程度の參與權を有し、之に反して司法權の大部分は元老會議に屬し、又同會議は他の兩權に於ける比較的僅小なる參與權を有し來りしが、——かゝる關係が兩者間の權力平均の基礎となれり——兩グラックス出づるに及んで、元老會議は彼等の爲めに司法權に於ける其の參與權、即ち司法官を元老會議員中より選ぶの權利を奪はれ、是によりて平民に對抗する能力を失ひ、憲法はこれによりて侵害せられ、其の結果遂に自由の喪失を來したりと。此の歴史的、政治的觀察の他に、尙ほモンテスキューの議論に影響を與へたる一個の特別な動機あり。蓋しモンテスキューは佛蘭西の高等法院、貴族の一人にして、佛國高等法院の司法權能及び總じて其の獨立を保全する

を以てかの絶えず勢力を増長しつゝ、苟くも自主獨立性を有するすべてのものを滅さんとし甚だしきは高等法院をも滅亡せしめんと威嚇せる政府に對する公共的自由の一條件なりと思惟したり。モンテスキューの觀察は、自己を緊束するすべての紐を切斷せんと努めしルイ十五世の政治に對する反對の動因を包藏す。破壊的動因はこれを其の裡に認むること能はず。ジョンロック若しくはフッカーの學說に認め得べき動因も亦等しく之れを認むること能はず。内政に對する羅馬の干渉より免かれんが爲めに、世人は一國民の内部に於ける絶對的立法權の思想を捉へたり。スタチュアート家と國會との争闘に於て、國會は優勢を保持せしが、世人は此の争闘の際、立法、執行兩權の獨立作用に必須なる條件を王家の没落既に起りたる後に於て猶維持せんが爲め、此の兩權を分離したり。此の如くしてモンテスキューが司法權に重きを置きしは、佛國政府が司法權よりして、佛國に於て其の尙ほ有したる獨立を奪はんとは決心したるを憂慮せしに出づれば、三個の動因（立法、司法、行政）は從來制限せられざりし統治權に一種の制限を加ふるを目的としたるものにして、立法權は法皇政治に、執行權は既に一度び革命を

惹起したる國會の單獨政治に、司法權は佛國王政の絶對專制に、何れも對立せしむるの目的を有す。然れども是等の反對の諸要素は種々の地位に於て發生したる爲め、其の動機頗る區々たるものありしを以て、是等の要素が果して能く相結合して、永續すべき國家組織を成すに至るべきや、また成すに至らしむることを得べきやの疑問茲に起る。佛英兩國の思想の結合せしこと、或は寧ろ佛蘭西の精神が英國思想を受容し、更に之を大成せしめたるは、總じて第十八世紀の思想界及び文化を根本的に決定せしものなるが、上記政治問題に於ても亦此の點に標準を置くを得。モンテスキューは本來互ひに其の性質を同じくせざる上記の諸動因を合一せし最初の人にして、又是よりして一個の立憲的國家組織の綱要を組成せしが、此の立憲的國家組織は極めて種々なる解釋の餘地を與へ、且つ極めて種々なる利害關係に利便を與ふることを得たるを以て、益一般の賞讃を博したり。モンテスキューの後繼者中最も古き者の一人はジュネーヴ人Genève デロルムにして、詳細なる個々の點に互りてモンテスキューの理論を英國憲法の規定に適用せり。デロルムの書は執行權の諸屬性に重きを置きたることによりて

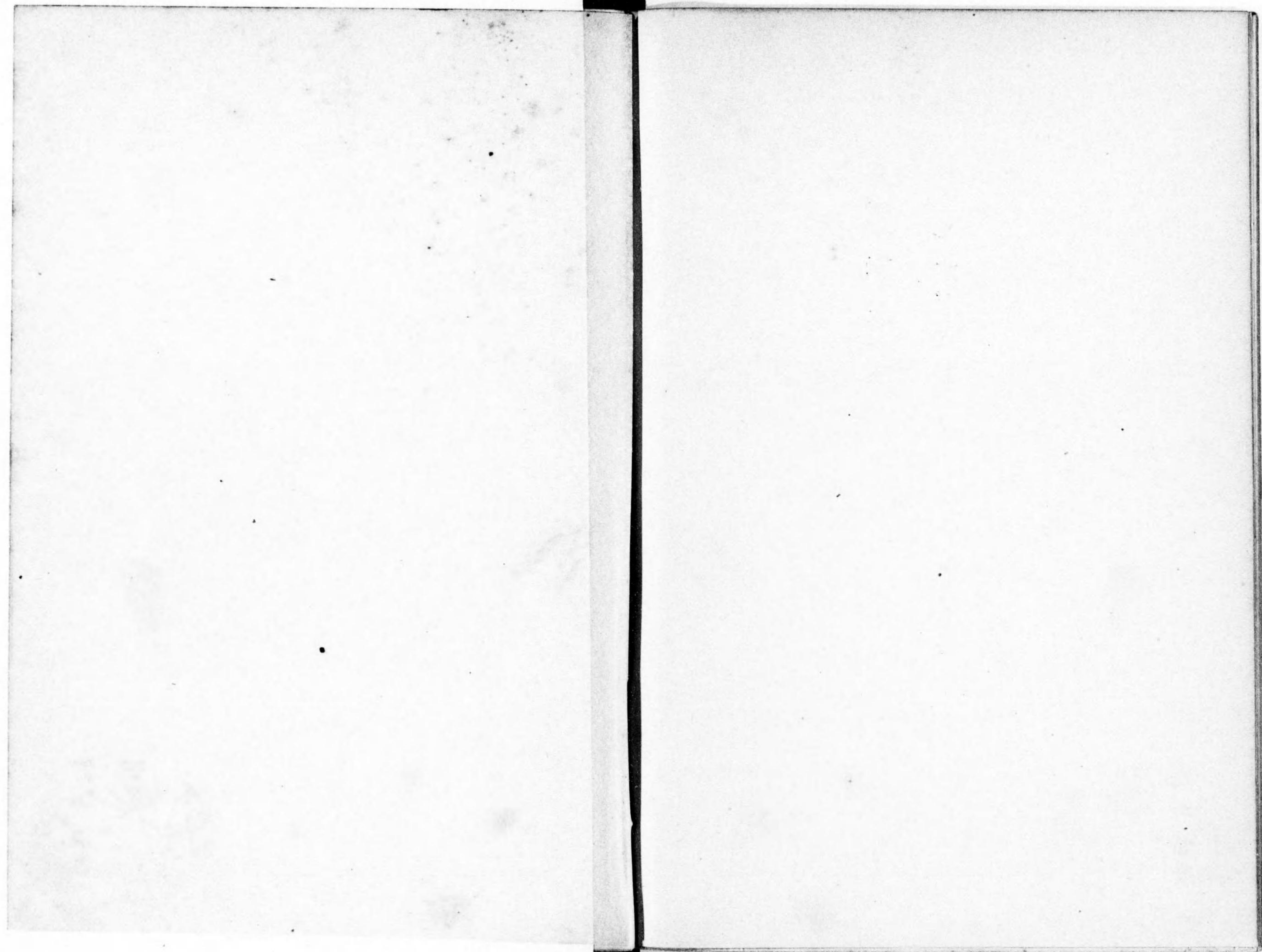
——其の英文にて書きたるものはジョージ三世に獻ぜられたり、——特に異彩を放つ。當時方に起りたる(亞米利加植民地との争闘合衆國獨立戰役)に於てデロルムは母國を辯護せり。然れどもモンテスキューの學說の全内容は、未だ之を以て盡きたるにはあらずして、世人は寧ろ植民地も亦モンテスキューの學說を採用し、且つ之を實行せんと努むることを見たり。植民地が其の個々の州に於ても、亦其の聯邦全體に於ても、執行權を更に一層強固に制定することなかりしは、其の原因を解放と戦争との數年間に於ける運動に歸すべきものとす。之に反してモンテスキューの學說の最も獨特なるもの、即ち司法權の學說は、亞米利加に於て他に匹儔を見ざる發達を遂げたり。亞米利加に於ては、司權權は一個の效力ある實際の國家權を構成す。

モンテスキューの學說は過去の事實よりせる一個の抽象彼の時代に取ては一個の理想にして、同時に將來に對する一個のプログラムなりしなり。

政治學說史論終

附録第三

レオポルド・フォン・ランケ傳





眞寫の歳十九ヶんラ

レオポルド・フォン・ランケ傳

村川堅固稿

一 ランケの生れし時と處と家と

巴里に勃發せる佛國大革命の狂瀾怒濤は全歐洲を震撼せり。列國の君主は危険なる革命思想の波及を恐れたり。エドモンド・バークEdmund Burkeが海の彼岸に於て其の熱辯を議會に揮ひ、革命に對して英國民を覺醒せるとき、大陸に於ては普墮兩國君主率先して、ピルニッツPilnitzに會見し、佛國革命政府を抑へて、憫れなる佛國王を救はんとせり。然れども佛國革命政治家の行動は益、其の狂暴の度を加へ、ブルボン王朝は仆れ、ルイ十六世は斷頭臺上の露と消えたり。英國も遂に起ちて、第一回歐洲大同盟に入りて、佛國革命政府に反抗せり。然れども革命政府が挑發せ

し佛國民の敵愾心は、能く同盟軍を防ぎ得たるのみならず、佛軍は却つて獨逸の一部に侵入し、和蘭を占領せり。初め率先して起ちし普魯西は永く佛國と争ふの不利なるを見、率先して之とバーゼルに單獨媾和を結びたり。自餘の諸國——特に英、澳の兩國が、飽くまで佛國を屈せんとして、此の後猶苦戦を續けたる間、普魯西は北獨逸に於て中立の平和を樂しむ、其の文藝の進歩に於て空前の隆盛を見るを得たり。ゲーテ、シッレルの傑作は此の間に於て盛に世に現はれたり。而も此の平和の間に於て、嘗て殆んど全歐強國を敵として之を防ぎ得たるフレデリック大王の劍が、武庫の裡に錆びつゝ、ありしは是非もなきことなりき。バーゼルの平和條約は一七九五年四月を以て結ばれたり。

史學の泰斗レオポルド・フォン・ランケは、是と同じ歳の十二月二十一日を以て呱呱の聲を擧げたり。

彼が生れたるは中部獨逸チューリンギヤの一小市ウイーへに於ける祖先傳來の家に於てなりき。今ウイーへは普魯西領サクソニヤ州の一部に屬するも、ランケの生れたる當時に於ては、猶サクソニヤ選舉侯領の内に建てり。

Kur Sachsen

Thüringen

Weiche

Provinz Sachsen

彼の家は世々牧師を業とし、彼の祖父も、曾祖父も、曾々祖父も共に牧師なりき

彼の父 Gottlob ローブ Israel ブイスラエル Ranke ランケも、初めライプチヒ大學に於て神學を修め

Gottlob

Israel

Ranke

Leipzig

たるも、中途志を變じて法律を學び、業を卒へてハルツ附近に低き職に在りたる

Hartz

後、郷里に歸りて辯護士となれり。されば父は父祖の職を變じたれども、其の脈

管には猶敬虔なる父祖の血流れ、宗教の信仰は極めて堅固なりき。其の妻即ち

ランケの母は父の如く、宗教心篤からざりしも、而も活潑の精神を有し、又父に缺

けたる文學上の趣味をも有し、且つ家計のことに熱心にして、又其の舅即ちラン

ケの祖父に對しては極めて親切なりしといふ。かゝる父祖を父祖とせしラン

ケが、生來神に對する敬虔の情に富みしは當然にして、是れ彼が後日大成せし史

學の上にも自ら影響なき能はざりし所なり。

彼の家は決して富めりといふ能はざりき。彼の祖父は六歳にして父を喪ひ

其の遺産は辛く寡婦なる彼の祖母の口を糊するに足るに過ぎざりしを以て、祖

父は近傍の某牧師の家に引き取られて成長せし程なりき。彼の父は法律事務

に従事する傍ら、其の母より譲られし僅少の地面を飽くまで利用して家計を立

て、他日ランケをしてライプチヒ大學に學ばしむるを得しも、ランケが長く學生生活を續くる能はずして、早く中學教師の職に就かざるを得ざりしは、其の家道の裕かならざりしが爲めなり。

二 少年時代

ランケの少年時代は即ちナポレオンが其の不出世の英資を發揮し、歩一步勢力を進めて、遂に全歐の過半を其の威に服せしめたる時代にして、彼が二回北伊太利を席捲せしも、埃及に遠征せしも、アウツテルリツに墮露の聯合軍を撃破せしも皆此の間の事にして、要するに歐洲の大半は戰塵の中に捲き込まれたるなり。然れどもバーゼルの平和は北獨逸に平和の別天地を存し、而してランケの郷里ウィーへの屬したるサクソニヤ選舉侯は、固く普魯西に結びたるを以て、ウィーへも亦戰禍の外に立ち、我少年ランケも亦平和の裡に小學の教育を受くるを得たり。而してゲーテ、シルレルの盛名は少年ランケの耳にも傳はりたれども、彼は未だ其の作品を翫ぶ程の年齢には達せざりき。

此の間歐洲各地の戰報は、遠雷の如く平和なるウィーへの町をも音づれたり。然れども其の遠雷が忽ち其の脚下に近づかんとは何人も豫期せざる所なりき。然るにナポレオンの凌辱は多年隱忍せし普魯西をして遂に佛國に宣戰せしめたり。ナポレオンの軍は一瀉千里普魯西に向へり。かくて一八〇六年十月イェナ・アウエルステットの戰は起れり。かゝる形勢の急轉が我少年ランケを刺戟せしは固よりなり。彼は親しくアウエルステットの砲聲を聞けり。普魯西の聯隊が其の市の傍を過ぐるを見たり。忽ちにして一敗地に塗れたる普軍の馬車が陸續退却するを見、幾くもなく佛軍の胸甲騎兵の威勢よく其の後を追ふを見たり。然れども佛國に宣戰せしは普魯西にして、サクソニヤ選舉侯は猶中立を守りたるを以て、佛軍は颶風の如くチューリンギヤを一過して、普魯西に入れり。ウィーへは、其の靜穩を復せり。

翌一八〇七年の初、ランケは其の父に伴はれてウィーへより程遠からぬドンドルフ村の僧院附屬學校に至りて、そこに入學せしめられ、其の後二年餘の間、ランケは休暇以外には家庭に歸るの機會なかりき。彼はこゝにて主として神學の

教授を受けたれども、其の他に希臘語の學修をも始め、又話上手なる副教師の口より古今の歴史談を聴き、サクソニヤ及びチューリッギヤの歴史は、特に彼を喜ばしめたりといふ。

ドンドルフ在學中、ランケは種々の病に罹り、特に其の附近に流行せる熱病の爲めに久しく悩みて、一時其の回春も危ぶまれたるほどなりしかば、一八〇九年五月フオルトなる僧院附屬學校に圖らず缺員の生じたるを幸に、そこに轉學することとなり、當時十五歳のランケは始めて郷關の東に蜿蜒せるオルラス山脈を越へたり。フオルトの學校は僧院附屬學校中最も有名なるもの、一にして、其の教師には優秀の人士あり、羅典語の教授は其の最も長所とする所なりき。ランケ茲に在ること五年。其の間主として希臘羅典の古典、特に其の詩を研究し、ホーマーの詩の如きは、三回も反覆して研究せりといふ。現代の文豪たるクロップホルネーの詩の如きも、當時既にランケの閱讀せる所にして、其の學友ストック、ゲーテ、シルレルの如きも、當時既にランケの閱讀せる所にして、其の學友中には是等近代詩人に私淑せる者尠からざりしも、ランケの興味は常に古典に傾けり。彼後年人に語りて曰く、『予がフオルトの學校に負ふ所の大なるは之を架

説し盡し難し。是れ直に其の授業其のもの、故にあらずして、其の學校に漂へる精神、予をして古典研究の深みに入らしめたる精神の故なり」と。

フオルト在學中少年のランケは青春の時期に入れり。彼は學暇を以て、其の友人と共に附近に旅行せしことも尠からず。其の際、山野森林を跋涉せしも、天然の研究は彼の最も注意せざりし所にして、丘上の古城址を訪ふは其の最も好む所なりき。

彼の研究は古典に在りしも、現在の歐洲を震撼せる大戦役は最早や少年ならざるランケの心頭に多大の感興を喚起せざるを得ず。勢威の絶頂に立ちしナポレオンの運命は一八一二年の露國遠征を一轉機として傾けり。翌年聯合軍の前進に際し、ランケは面たり、コサク兵が長槍に小旗を飄へしつゝ、驅馳するを見、幾くもなく程遠からぬリッツェンの戦あり。當時ランケは方にタクィッスのアグリコラ傳を研究中なりしかば、彼は古のブリットン人と羅馬人と、今のナポレオン軍と聯合軍との關係を比較對照し、兩者間の著しき類似を指摘せり。既にしてライプチヒの大戦となり、ナポレオンの運命茲に定まれり。此の前後血氣に

逸る普魯西學生中には、踴躍して學校を出で、從軍せるもの尠からざりしも、フルトの學生は普魯西に於ける如き、激烈なる敵愾心を有せず、中には學堂を出で、軍門に走るものなきに非りしも、ランケは「かゝることを考ふるには、餘りに弱かりき」。

翌一八一四年の復活祭、ランケの父は來りて彼をフルトより連れ歸れり。是れ彼をライプチヒ大學に入學せしめんが爲めなりき。ランケは同窓生の『萬歲』の聲に送られて、校門を出でたり。

三 大學在學時代

「フルト在學五年の間、古典學の研究に没頭せしランケは今や研學の大抱負を以て、當時、中部獨逸に於ける商業と學術との中心たるライプチヒに來り、其の大學に入りて、豫て名をのみ聞きて、竊に其の風采を想望せし諸碩學教授の講壇の前に坐せり。大學は果して彼の期待に副ひしや、如何。

將來史學の荒野を開墾して、之に科學的根據を與へ、其の面目を一新すべき天

職を有せしランケが、其の大學に入るまで、否之に入りて後も、史學を專攻するの意なかりしは、寧ろ奇なるが如きも、彼は從來の史籍が徒らに理解せられざる記事を堆積せるものに過ぎざるを見て、歴史を疎じたりしなり。故に彼はライプチヒに於ても主として神學を修むる目的なりき。彼が入學後先づ聽ける講義は、Wieland ウィーランド教授の歴史に関する講義なりしが、其の緒論に於て歴史を發生學Genetisch 的に取扱ふべしといへる點は、頗る彼の意を得たるも、其の講義の進行するに従ひ、忽ち世界史的發展の聯絡を失ふを見、興味索然たるを覺へたりといふ。チルネル教授の教會史に関する講義は、十分の満足を與へざりしも、而も彼に與ふるTschirner に中古及び近世の文學上の大現象及び有力なる代表者を研究すべき刺戟を以てせり。ランケの大學に於ける研究は當初主として神學に向けられしも、彼は此の大學に於ける神學の精神に服する能はざりき。是れ他なし、大學の傾向は神學説と當時勃興せるNationalismus 國民主義とを調和するに在りしが爲めにして、彼はかくの如く對立せる兩主義を一致せしめんとするが如きは、甚しき誤謬なりと信ぜしなり。

ライプチヒ大學の諸教授中ランケを最も感服せしめしは文獻學者にして、就中クリスチャン・ダニエル・ベックと、Christian Daniel Beck、Philogen、Hermann、Gottfried、Philogenの兩教授を然りとす。前者は歴史と文學とに最も精通し、其の學殖の富贍最も欽仰すべきものあり。後者は第一流の文法學者にして、其の希臘文法に關する講義は、最もランケを啓發せしめたり。其の『神系』に關する講義は、彼が語源學上の造詣を示せりとす。ランケは其の指導の下に、主としてテオクリッスを、又散文に於ては、ツキヂデスを研究したり。かくの如くランケがツキヂデスを讀みしは、本來文獻學的研究的の目的に出でしも、彼は此の古代史家に於て非常なる大精神の存在を發見し、之に滿腔の敬意を捧げ、根本的に之を精讀したり。是れやがてランケが史學を以て、畢生の事業とするに至りし端緒なりき。

是と同時に彼に偉大なる感動を與へしはニープールの羅馬史なりき。彼は此の書を見て、近代にも亦史家の存在し得ることを知れりといひ、又『是れ獨逸の史籍中始めて予に印象を惹起せしものなり。其の書が、予の從來嘗て推測だもせざることを含むこと何ぞ多きや』といへり。かくてランケは、歩一步、其の天職

たる史學の分野に向つて進めり。

然れどもランケのライプチヒに於ける研究は固より之に盡きたるに非ず。一面には哲學の研究も亦彼の従事せる所にして、特にカントとフイヒテとは彼の愛讀せし所なり。美術史も亦彼の興味を惹き、彼が一八一七年ライン河まで徒歩旅行を試みたるは、途すがら中世の諸建築、繪畫等を鑑賞せんが爲めなりき。

是の歳ルートの宗教改革三百年記念祭各處に催さる。ランケは獨逸語を根本的に研究せん爲め、ルートの書を讀みしが、漸く其の内容に興味を起し、遂に眞正なる文書を資料として自らルートの正傳を立てんと企圖を起せり。

彼がライプチヒの在學も既に四年餘を経たり。彼の學殖は歳と共に益、豊かに、其の識見亦愈、高きを加へたり。彼の趣味は廣くして、其の爲さんと欲する所益、多し。ツキヂデスに憧憬し、ニープールに敬服せし彼は知らず識らず、其の天職に向つて歩を進めしも、而も彼は當時未だ其の天職の何處にあるを自覺せざるなり。彼の念頭唯、限りなき研究の繼續あるのみ。而も裕かならざる彼の家道は、いつまでも彼をして學生々活を續けしむる能はざりき。偶、オーデル河畔

フランクフルトのギムナジウムに教師を要することあり。彼は一友の紹介によりて、そこに聘せらるゝこととなり、サクソニアの學府を出で、普魯西の中學に入れり。

四 ギムナジウム教師時代

時は一八一八年の秋、齡方に二十三歳のランケはフランクフルトの中學に教鞭を取ること、なれり。『實は研究時期の繼續にして、唯、教ふるの義務ありしのみ』とは、彼が後年此の就職當時を回想して言へる所なり。幸にもフランクフルトの中學は、其の熱烈なる研究心を満たすべき種々の便宜を有せり。就中彼を喜ばしめしはウニステルマン圖書館にして、是れ此の地の大學の某教授の蒐集せし圖書を、遺言してギムナジウムに寄贈せしものに係り、ランケが從來其の名をのみ聞きて、未だ矚目するに及ばざりし史學、文學、其の他諸科學の書を包含せしかば、ランケは此の寶庫に入りて、著任勿々前途に一大光明を認めたるの感ありき。次に同校の校長ポッポは彼がライプチヒ大學以來の舊識にして、而もツキ

ヂデス研究によりて、既に名を知られたる同好の士なりき。而も其の人格は玲瓏透徹、些の虚偽なく、今や全力を學校の改善發展に傾け居れり。彼がランケを股肱として、其の目的を達せんとする信頼は、ランケをして亦之が爲めに其の最善を爲さんと決心せしめたり。

ランケが此の學校に於て最初擔當せし授業は世界史の講義とホーマー及びホラチウスの講讀なりき。世界史に關しては、彼夙に一家の見あり、乾燥無味なる事實の列擧を避け、世界的大事件を貫通せる大聯絡を求めて、茲に始めて眞の世界史を見るを得べしとなす。之が爲めに費やしたる彼の勞苦は甚だ大なりしも、かゝる見地よりせる彼の講義は、彼自身の研究上に大裨益ありしと共に、生徒も亦非常に之を歓迎せり。ホーマー及びホラチウスの講讀も、其の理義の明晰を以て、大に生徒を喜ばしめたり。

後彼は文學史を初級者に講述せんことを求められたり。是亦彼の研究上に非常に効果ありき。彼は世の謂はゆる文學史なる者が、多くは眞の研究の餘に成れるものに非ず、序文すら精讀せざる書の名を列ねて敢て、之を文學史と名づ

くるもの多きを慨し、今や系統的に古代の史書一切を讀破するに決心せり。ツキヂデスは既に幾分か熟せり。ヘロドツスは今回始めて通讀せりとは彼の自白する所なり。かくて彼は古代希臘の史籍は勿論羅馬の史籍特にケーザル、サルスツス、タキツス等を精讀玩味して、一々其の價值を批判し、其の意義を闡明せしかば、彼は其の深遠なる文獻學的智識を以て、今や純然たる史學者となれり。彼後年當時を追憶して『今や予は全然史學者となれり。予をして茲に至らしめたる第一の原因は予の職務なりしなり』といへり。見よ、運命は彼をしてギムナジウムの教師たらしめ、而して彼を其の天職に導きたるなり。

學術に境域なし。されば其の研究に於てはフランクフルトも猶ライプチヒの如し。況んや彼の舊識を校長とせる學校に就職せるランケは、學校に於ては身の異郷に在るを感ずること薄し。然れども學術以外に於ては、サクソニヤより普魯西の一大市に來れる彼は全然異なる環境の中に立てり。彼が此の地に赴任せしは、ライプチヒの大會戰後五年、ワーテルローの大會戰後方に三年にして、社交界に於ては、猶此等諸戰の追憶談盛なりき。是れサクソニヤに於ける

と全く異なる雰圍氣なりき。普魯西の專制的保守的傾向はナポレオン戰役に伴へる諸改革によりて頗る緩和せらるゝ所ありしも、猶ランケの異郷の感をして深からしめざるを得ざりき。

此の新たなる環境の勢力は、從來専ら古代史に没頭せるランケをして、漸次其の研究の歩を近世に向はしめたり。彼が前記ウステルマン圖書館に於て發見せしフーゴー・グロチウスの民族大遷徙に關する史料集は、大に彼を驚喜せしめ、彼は羅馬帝國よりゲルマニヤ諸國の分立に至る過渡期の研究に従事すること、なれり。是と同時に一八二〇年代に於て、國家將來の計は唯、其の國家の根本的歴史的研究によりてのみ確立せらるべきものなりとの説漸く勢力を得たることも、亦ランケをして近世史の研究に興味を有せしめたる一因なり。當時最も流行し、ランケも亦其の數卷を閲讀せしウォルター・スコットの歴史小説が、大に事の真相を失へること、又近世史の初期に關する當時の名著なるギシャルヂニ及びジョヴィウス二氏の書が、大に見解を異にし、世人をして孰是孰非を知るに困ましめたることの如き、ランケをして精確なる史料に基づき、近世史に一大斷案を與へ

んと決心せしむるに大に力ありたり。

是の決心に基づけるランケの研鑽の結果は、一八二四年を以て「*Geschichte Romanischer und Germanischer Völker*」となりて世に現はれたり。是れ實に彼の處女作にして其の叙述の清新なると、其の研究法の斬新なるとは、共に學界を驚かしたり。彼の非凡なる史才と史識とは共に忽ち承認せられたり。無名の中學教師は、此の一書によりて、一躍して伯林大學教授の椅子に移ること、なれり。

五 伯林大學就職以後

一八二五年の初、ランケは三十歳の壯齡を以て伯林大學員外教授の職に就けり。かくの如きは獨逸各大學に於て寧ろ異數に屬せり。大都會伯林の生活は從來の地方都會生活と異なり、彼は活社會各方面の名士と交際し、之が爲めに得る所の智識尠からざるのみならず、伯林圖書館所藏の寫本文書等根本史料の豊富は、彼の豫期以上にして、彼をして驚き且つ喜ばしめたり。彼は是等の史料を普ねく涉獵して、其の前著を繼續せんと勉めしも、第十六世紀の諸國に關する材

料のみにても餘りに多量なるを以て、彼は寧ろ其の一方面に局限するを可とし之が研究に勉めたる結果は、一八二七年の『南歐諸君主及び諸民族』の第一冊となりて現はれたり。
Fürsten und Völker von Südeuropa

伯林圖書館所藏史料の豊富は前記の如くなるも、而も之を伊太利圖書館及び文書館所藏のそれに比するときは、其の内容の貴重なる點に於て遠く後者に及ばざるべきはランケの想到せし所なり。故に彼は伊太利の寶庫に入りて、隠れたる珠玉を拾はんと決心せり。時にヴェニスVenedigの文書館の一部はメッテルニヒMetternichの周旋によりて、奥都ウイーンWienに移されたるを以て、ランケは一八二七年十月先づウイーンに赴き、翌一八二八年十月まで滿一年間そこに留まれり。其の間彼はメッテルニヒの許可を得て、ヴェニス文書館に入り、孜孜としてヴェニス關係の史料を閲したるのみならず、又王宮附屬圖書館にも出入する便宜を得て、ヴェニスの獨逸及び土耳其に關する史料の多數を發見せり。ランケのウイーン滞在は、實にヴェニス史料の蒐集に於て効果を收めたるのみならず、彼は此の地に於て當時セルビヤ人中第一の學者なりしムクニスMuk Stepanowitschと相識るの機會を得たり。ステバノウSchaban

チは彼の蒐集せしセルビヤ史の資料をランケに交付し、猶セルビヤの革命に就て、其の神髓を會得せしめたり。ランケは之が爲めに大に興味をセルビヤの事件に感じ、自ら同國語を學習して、歴史的、政治的に同國を研究し、其の結果は後に

『セルビヤ革命史』となりて現はれたり。

Geschichte der Revolution in Serbien

セルビヤの研究はいはゞウィーン滞在の副産物なりき。ランケの主眼は猶ヴェニスに在りき。故に彼は一八二八年十月ウィーンを發してヴェニスに赴き、翌年二月まで同地に滞在し、それより轉じてフロレンスに至り、フロレンスより羅馬に出で、一八三〇年四月まで同府に留まれり。其の間に彼は南方ナポリへの旅行をも試みたり。其の後再びフロレンスに歸りしときは、佛國の七月革命將さに勃發せんとせる際にして、フロレンスを發してヴェニスに赴く途中、アベニン山上に於て革命勃發の報に接したり。然れども彼は時事問題の爲めに心を奪はるゝが如きことなく、依然として其の主要目的即ちヴェニス關係史料の搜索に力を注げり。偶、ヴェニス文書館使用の許可に接したるを以て、彼は一八三〇年の後半と、翌年前半とを同館裡に送ること、なれり。同館所藏の史料こそ、眞に隠れた

る金玉にして、彼は心ゆくまで之を搜索したり。彼心中の愉快果して如何、『予は此の時ほど多く學び、多く考へ、多く收藏したること未だ嘗て之なかりき』とは、彼が後年述懐せし所なり。

識見時流を抜けるランケは、政界の一波一瀾に浮動して、忽ち甲に黨し、忽ち乙に同するが如き輩にあらず。權勢に諛び、時流を趁ふ曲學阿世者を學ぶ能はず。然れども人は畢竟現在に生きざるべからず。従つて現在を解せざるべからず。進んで現在を導かざるべからず。現在を解せざる學者は、萬卷の書を讀破し、其の智識一世を蓋ふといふも、是畢竟腐儒にあらずや。特に世界史に於て夙に一旗幟を立てんとせるランケならずや。彼が文書館裡に貴重なる古文書を發見して人知れず會心の微笑を漏らせしと共に、多事なりし當時の歐洲の風雲が常に彼の甚大の注意を惹きしは、寧ろ當然ならずや。

然り、當時の歐洲政治界は實に多事なりき。ナポレオンの没落後、正統主義、復舊主義、平和主義は一時全歐を風靡するの觀ありき。然れども佛國革命以來各國の民心に浸潤せる自由主義は、ナポレオンの破壊事業の反動として起れる國

民主義と相抱合して、保守主義と相對抗し、將さに歐洲の局面を打破せずんは已まざらんとす。西班牙とナポリとに起れる革命運動、獨逸大學々生の騷擾の如きは、メッテルニヒの爲めに容易に鎮壓せられたるも、土耳其の抑壓に反抗して起れる希臘の獨立戰爭は、英佛露の援助を得て遂に其の目的を達したるに非ずや。七月革命は自由主義と相容れざるブルボン家を一朝にして仆し、ウィーン會議條約破棄の先例を示したるに非ずや。ランケが其の非凡なる史眼を以て、自由主義國民主義の磅礴せる獨逸の大學に在職し、如何ぞ天下の形勢を雲煙過眼視するを得ん。彼が『南歐諸君主及び諸民族』の第一卷に於て土耳其帝國に就いての研究を載せたるは、希臘獨立の戰爭に刺戟せられたるによること、彼の自白する所なり。彼のウィーンに在るや宮中顧問官ゲントツと相識るの機を得、毎週一回之を訪ふて時事を論談し、是に由りて國際關係の機微に通ずるを得たり。かくて先に古典の專攻より、近世史の研究に移りしランケは、其の研究旅行の間に於て更に其の史眼を以て現代に解決を與ふるの義務あるを見たり。

ランケが其の研究旅行を終りて伯林に歸りしは一八三一年三月にして、當時

七月革命の餘波は猶獨逸の人心を動搖せしめ、革命主義と保守主義との反抗方に盛なりき。ランケは其の伊太利より將來せる新史料によりて『一六一八年、ヴェニスに對する陰謀』といへる一論文を公にせしが、其の後彼は一時其の『ヴェニス史料研究を放棄して、『歴史政治雜誌』を發行せり。蓋し彼は、最近の七月革命及び一般の形勢に就いて研究せる結果、革命主義と保守主義とが必ずしも兩立し難きものに非ざるを見たり。故に彼は嚴正なる批判によりて、此の兩主義を調和するの目的を以て此の舉に出でたるなり。固より彼が大學教授たる地位上、實際主權を有せる者を辯護し、寧ろ革命主義を抑ふるの傾ありしは當然なるが、彼の態度は兩派の人士が共に喜ばざる所なりき。革命主義者は視て極端王黨Ultraとなし、保守主義者は之を以てジャコベンJacobinの色彩を帯ぶるものとなせり。されば雜誌主筆としてのランケは失敗し、五年の後彼は雜誌を廢刊し、再び身を史學の研究に委ぬること、なれり。此の五年間に彼が『歴史政治雜誌』上に發表せし論文中には名論卓説尠からず。予が本書に附録として採録せる二篇の如き、共に此の雜誌中の雄篇を選べるものなり。彼の議論は當然豊富なる史的智識の上に立

脚し、其の論斷は永く讀者を啓發するに足るものあるも、時代の潮流に浮び、冷靜なる判斷力を有せざる一般公衆を讀者とせる雜誌の論說としては餘りに高尙に過ぎたるなり。

彼が先に伊太利より將來せし史料の根本的研究は、雜誌發行の傍ら、既に一八三四年より『羅馬法皇史』となりて順次公刊せられ、法皇の世界史上に占むる價値の公平なる判斷と、法皇と纏綿せる複雑なる政治的宗教的諸動因の明晰なる分解とによりて大に世間の注意を惹起せしが、雜誌を廢して、専心史學の研究に従事するに及びて、眞にランケの大著と稱すべきもの相次いで世に出でたり。

予は茲に是等の書を逐一紹介するの餘白を有せざるを以て、一括して卷末附載の『ランケ著述要目』中に收むるに留め、唯、其の一二に就きて述ぶる所あらん。

ランケは豫て普魯西王國がブランデンブルグ選舉侯國より起りて、歐洲の強國たるに至る迄の歴史を根本的に研究叙述するの志あり。之が爲めに獨逸國内の史料を蒐集せしは固より、佛國に存する史料も亦甚だ必要なるを思ひしが、一八三四年彼は賜暇を得て、巴里に赴き、其の希望を達せり。是より先き佛國の

政治家チエールは『羅馬法皇史』によりてランケを識り、其の史才を尊敬し、先に其の伯林に來るやランケを訪ひて、其の書を賞讃せり。故にランケが今回巴里に赴くや、チエールと親しく往復して政治上の意見を交換せり。ランケの巴里行本來の目的は佛國革命史の研究にありしが、巴里の國立文書館に於ける史料は到底ランケの希望せる徹底的研究の目的を達せしむるに十分ならざるを見た

り。但しフレデリック大王時代普魯西に駐劄せし佛國公使ヴァロリの書翰は、其の

一部既に世に知れたるも、其の未だ知られざるもの意外に多かりき。巴里の外交文書館長ミニューは、ランケに與ふるに自由に所藏文書を使用するの許可を以

てせしかば、ランケは日々そこに通ひて親ら抄録をなし、普魯西に關する豊富な

新史料を携へて伯林に歸れり。其の後彼は普魯西の各文書館に於ても亦同じく史料を手寫し、それ等の材料によりて『普魯西史九卷』を著はし、其の第一冊に

於てはフレデリックウイヤム一世の事業を述べて、從來此の大選舉侯に加へられた

る悪評を除き、第二冊に於ては、フレデリック大王の奧太利戰役を叙述せり。

ランケは當時の獨逸諸君主中に二人の知己を得たり。其の一人は即ち普魯

西王フレデリック・ウィリヤム四世其の人にして、他の一人バヴァリア王マクシミリアン二世即ち是なり。マクシミリアンとランケとの水魚的關係は本書の巻頭に譯載せるアルフレッド・ド・ヴエの進講録原序に詳なるを以て茲に贅せず。ランケと普魯西王との關係は、王が猶皇太子たりし時より始まり、ランケが一八二八年ヴニス修學旅行の際マルクス図書館に於て始めて邂逅せり。其の後數回旅館に於て之に見えたるが、王は夙にランケの偉才を承認し、其の『南歐諸君主及び諸民族』の著に就いて、大に彼を賞讃せり。爾來王は常にランケを愛し、一八四〇年父王の後を承けて王位に即くや侍從武官チーレを介し、ランケを登用して顧問となし、王の努力せし國會開設のことに參與せしめんとせり。然れどもランケは之に應ずるほど普魯西各州の内情に通ぜざりしを以て、辭を卑ふして之を辭せり。彼は自ら『是れ恐らく予が一生中の最も重大なる瞬間に屬す』といへり。かくて王は直接にランケに諮詢するの機なかりしも、一八四八年佛國に二月革命起り、其餘波殆んど全歐に及び、柏林にも亦暴動勃發するに及び、王はランケの意見を聽かんことを欲し、當時の侍從武官、後の元帥マントイフェルをして之を

徵せしめたり。其の後ランケは屢王に謁するの機會を得、其の佛國史の成るや、其の一部分を王の前に講演せり。又英國史に關しても、一六八八年の革命の條を講演せしに王は最も熱心に之を聽き、ランケが臣は次に此の題目を研究せんと欲すといふや、王は大に之を慫慂せり。かくて『第十六及び第十七世紀英國史』は、一八五九年以後續々世に出でたり。

さてランケの官歴を顧みるに、柏林大學就職以後彼の名聲は江湖に馳せ、從つて、其の榮達も亦顯著なるものあり。一八三四年員外教授より進みて正教授となり、一八四一年には普魯西國史館員を兼ね、一八六五年普魯西國王は其の勳功を認めて之を世襲貴族の階級に陞す。

一八五八年バヴァリア王マクシミリアンのミューンヘン學士院の歴史部委員を設くるや、彼を推して其の長となす。一八六七年には則ちプールのメリー勳章局總裁となり、一八八二年二月即ち彼が學士院會員に補せられてより滿五十年の記念祝日を以て、現實樞密顧問官に補せられたり。

一八七一年獨佛戰役は、獨逸の大勝利を以て終局し、第十九世紀初頭以來歐洲

の大宿題たりし、獨逸の統一は茲に解決したり。ランケ時に歳七十六。髮鬢髯共白しと雖も、其の攻學の元氣に至りては、猶壯者を凌ぐものあり。而も久しく大學教授の椅子に倚りて、後進の進路を塞くは彼の欲する所にあらず。乃ち是の歳を以て教授の職を辭せり。則ち辭せりと雖も、決して餘生を風月の間に送らんが爲めに非ず。彼が孜孜として讀み且つ書くこと、今猶昨の如く、大學引退以後に於て、其の著述は頻々として世に出でたり。特に彼が青年時代より抱懷せる理想を實現せんが爲めに、畢生の研究を綜合せる『世界史』の著作に筆を染めしは八十歳以後にして、其の第一卷の始めて世に出でしは、一八八〇年實に彼が八十五歳の時なり。彼が少年時代ドンドルフの學舎に久しく熱に惱み、顔色憔悴し、形容枯槁せし時、彼自らも恐らくかゝる長生を豫期せざりしならん。實にランケをして、其の偉績を成さしめたるもの、一は其の長壽の賜と謂はざるを得ず。然れども天意は奈何ともし難し。彼が最後の名著たる『世界史』稿半ばなるに彼は天に歸れり。時に一八八六年三月二十三日にして彼の世に在ること實に九十年四月。

ランケ著述要目

(初版刊行の順によりて掲ぐ。外國譯あるものは之を註記す)

- 1 『ローマンス及びゲルマニヤ諸民族史』附録『近世史家批判』(英譯あり)
 „Geschichte der Romanischen und Germanischen Völker von 1494 bis 1514.“
 Beilage: „Zur Kritik neuerer Geschichtsschreiber“ Bd. I. Berlin und Leipzig, 1824.
- 2 『第十六及び第十七世紀南歐羅巴諸君主及び諸民族』第一冊(後『オスマン人及び西班牙王國』と改題)(英譯及び佛譯あり)
 „Fürsten und Völker von Süd-Europa im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert.“
 Erster Band. Berlin, 1827. 4. Auflage, Leipzig, 1877 unter dem Titel: „Die Osmanen und die Spanische Monarchie.“
- 3 『セルビヤ革命史』(後全然改訂して『第十九世紀のセルビヤ及び土耳其』と改題)(英譯及びセルビヤ譯あり)
 „Die Serbische Revolution.“ Hamburg, 1829. Unter dem Titel: „Serbien und die Türkei im neunzehnten Jahrhundert.“ völlig umgearbeitet, Leipzig, 1879.

- 4 ヴェネチヤに對する陰謀に就て』附、ヴェネチヤ文書館所藏文書抄
„Über die Verschwörung gegen Venedig, im Jahre 1618.“ Mit Urkunden aus dem Venezianischen Archive. Berlin, 1831.
- 5 『歴史政治雜誌』(一八三二—一八三六年發行)
„Historisch-politische Zeitschrift“ Erster Band. Hamburg, 1832. Zweiter Band. Berlin, 1833-1836.
- 6 『羅馬法皇史』(第十六及び第十七世紀南歐羅巴諸君主及諸民族)第二冊—第四冊
(後『最近四世紀間羅馬法皇史』と改題)(英譯四種佛譯三種及び匈牙利譯一種あり)
„Die römischen Päpste, ihre Kirche und ihr Staat im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert. (2-4. Band des „Fürsten und Völker“) Berlin, 1834-37. 10. Auflage unter dem Titel: „Die römische Päpste in den letzten vier Jahrhunderten.“ Leipzig, 1900).
- 7 『伊太利文藝史論』
„Zur Geschichte der italienischen Poesie“ Berlin, 1837.
- 8 『サントニヤ家時代獨逸帝國編年史』
„Jahrbücher des Deutschen Reichs unter dem Sächsischen Hause“ 3 Bde. Berlin, 1837-40.
- 9 『宗教改革時代獨逸史』(英譯あり)
„Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation.“ 6 Bde. Berlin, 1839-47.
- 10 『九卷普魯西史』(後増補して『十二卷普魯西史』と改題)(英譯あり)
„Neun Bücher preussischer Geschichte“ 3 Bde. Berlin, 1847-48. Neu vermehrte Auflage unter dem Titel: „Zwölf Bücher preussischen Geschichte.“ 5 Bde. Leipzig, 1874.
- 11 『第十六及び第十七世紀佛國史』(佛譯あり)
„Französische Geschichte, vornehmlich im 16. und 17. Jahrhundert“ 1-5. Bd. Stuttgart, 1852-61. 4. Auflage. 6 Bde. Leipzig, 1876-77.
- 12 『第十六及び第十七世紀英國史』(英譯あり)
„Englische Geschichte, vornehmlich im 16. und 17. Jahrhundert.“ 1-6. Bd. Berlin und Leipzig, 1859-67. 3. Auflage. 9 Bde. Leipzig, 1877-79.
- 13 『宗教平和三十年戰役間獨逸史補説』
„Zur deutschen Geschichte. Vom Religionsfrieden bis zum Dreissigjährigen Kriege.“ Leipzig, 1868.
- 14 『ワレンスタイン史』
„Geschichte Wallensteins“ Leipzig, 1869.

- 15 『獨逸諸國及び君主聯合』
„Die deutschen Mächte und der Fürstenband. Deutsche Geschichte von 1780 bis 1790.“ 2 Bde. Leipzig, 1871-72.
- 16 『七年戦役の起源』
„Der Ursprung des siebenjährigen Krieges.“ Leipzig, 1871.
- 17 『論説集』(内二篇日本譯あり)
„Abhandlungen und Versuche“ Leipzig, 1872. Neue Sammlung. Leipzig, 1888.
- 18 『フレデリック・ウァリヤム四世ペンペン間治息抄』
„Aus den Briefwechsel Friedrich Wilhelm IV. mit Bunsen.“ Leipzig, 1873.
- 19 『一七九一年及び一七九二年革命戦役の起源及び開始』
„Ursprung und Beginn der Revolutionskriege 1791 und 1792.“ Leipzig, 1875.
- 20 『アーヘン・ブルツブルグ兩平和條約締結間、埃太利普魯西史補説』
„Zur Geschichte von Österreich und Preussen zwischen den Friedensschlüssen zu Aachen und Hubertusburg.“ Leipzig, 1875.

- 21 『宰相フョーン・ハルデンブルヒ公傳』
„Denkwürdigkeiten des Staatskanzlers Fürsten von Hardenberg“ 5 Bde. Leipzig, 1876-77.
- 22 『史的傳記的研究集』
„Historisch-biographische Studien“ Leipzig, 1877.
- 23 『フレデリック大王及びフレデリック・ウァリヤム四世傳』
„Friedrich der Große. Friedrich Wilhelm der Vierte. Zwei Biographien.“ Leipzig, 1878.
- 24 『ヴェネチヤ史補説』
„Zur venezianischen Geschichte.“ Leipzig, 1878.
- 25 『世界史』(第一冊のみ英譯あり)
„Weltgeschichte“ 9 Bde. Leipzig, 1881-88. Textausgabe. 4 Bde. Leipzig, 1895.
- 26 『第十九世紀獨佛史補説』
„Zur Geschichte Deutschlands und Frankreichs im neunzehnten Jahrhundert.“ Herausgegeben von Alfred Dove. Leipzig, 1887.

27 『世界史論進講錄』(日本譯あり)

„Über die Epochen der neueren Geschichte.“ Vorträge dem Könige Maximilian.
II. von Bayern gehalten. Herausgegeben von Alfred Dove. Leipzig, 1888.

28 『全集』五十四冊

„Sämmtliche Werke“ 54 Bde. Leipzig, 1867-90.

其の他略す。

世界史論進講錄附錄終

大正七年二月廿一日印刷
大正七年二月廿四日發行

世界史論進講錄全 (非賣品)

興亡史論刊行會

編輯兼發行者 右代表者 松宮春一郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷者 本間十三郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷所 日清印刷株式會社
東京市神田區今川小路一丁目一番地

製本者 山縣純次
東京市麴町區下二番町六十八番地

.....
有所權著作
.....

發行所

外交時報社內 興亡史論刊行會

電話番町二五六六番
振替東京三七八二七番

興亡史論刊行の趣旨

其盛なるや玉樓花笑ひ、其衰ふるや殘壁草悲む。歴史の長江に掉し、兩岸の風光に對して、靜に一國の興亡一世の盛衰に想到すれば、朝雲暮雨誰か感慨なからんや。

事は遠き古のみならず、今や曠古の大戦亂は大幾多の民族を驅つて其渦中に投ぜしめ、小國家にして滅亡せんとするあり、大國家にして革命せるあり、舊民族の衰退せるあり、新民族の興起せんとするあり、世界を舉げて時運方さに一大轉機に際す。實に吾等は最近の數年間に於て、吾等の過去の數十年、吾等の祖先の數百年に於けるよりも、より多くの大事變に會せり。想ふに現戰亂が

生み、現戰亂が遺さんとする事象は、更に溢かるべく、國家民族の前途豈夫れ容易ならんや。苟くも此間に立ちて、興國的意氣を有し深遠なる謀慮を致すの國民は、國際的優者として興るべく、然らざる者は劣者として亡ぶべきあるのみ。而も歴史は繰返す、以て鑑戒と爲すべし。去れば吾等新興國民たる者は、興亡の迹を踪ね、盛衰の理を究め、他山の石宜しく取つて我璞を磨くべきにあらずや。

茲に於てか、吾等は「興亡史論刊行會」を新設し、廣く古今東西に互り、國家民族の興亡盛衰を論究せる世界的名著を採擇纂譯し、十二卷を編して一叢書と爲し、普く江湖に提供せんと欲す。吾等は自ら力を揃はずと雖、幸に斯學大家の熱誠なる指

導と援助とにより漸く書目の選定を經たり。咸是れ千古不磨の大著、絶大の國民的自覺と無限の國家的教訓とを與ふるに於て、眞に興國史叢の權威なりとす。加ふるに翻譯は孰れも斯學專攻家の巨腕に埃ち、原書の面目を躍如たらしむるに於て遺憾なきを期す。政治經濟、軍事外交、文藝美術、哲學宗教、彼是錯綜す。而も其間互に脈絡あり、照應あり、以て國民知識の寶庫たると共に、蔚然として我文壇の偉觀たるものあらむか。

先哲曰く、盛衰の理は天命なりと云ふと雖、豈人事に非ざらんや、憂勞は以て國を興すべく、逸豫は以て身を亡すべしと、深く自ら覺り自ら努むべき也。興亡史論刊行會成る。謹んで大方君子の賢叢を仰ぐと云爾。(大正六年九月)

刊行書目 (有島生馬裝幀意匠)

- 第一卷 世界史論進講録 ランケ 原著
- 第二卷 時^{ケトザル}代羅馬史論 ナボレオン三世原著
- 第三卷 露西亞史論 クリッチェフスキ原著
- 第四卷 佛蘭西革命史論 スターイン 原著
- 第五卷 英國膨脹史論 シーリー 原著
- 第六卷 普魯西勃興史 トライチケ 原著
- 第七卷 君主經國策 マキャヴェル 原著
- 第八卷 英國憲政論 バヂオット 原著
- 第九卷 歐洲思想史 ウィンデルバンド 原著
- 第十卷 宋 朝 史 論 王 船 山 原著
- 第十一卷 史論叢錄(上) 諸 大 家 原著
- 第十二卷 史論叢錄(下) 諸 大 家 原著

編輯顧問及翻譯者

東京帝國文科大 學教授文學博士	箕作 元八	早稻田大學教授	吉田巳之助
東京帝國文科大 學教授文學博士	白鳥 庫吉	早稻田大學教授	北 吟吉
東京帝國文科大 學教授文學博士	建部 遜吾		前川 三郎
東京帝國文科大 學教授文學博士	市村瓚次郎	理 學 士	田邊 尚雄
東京帝國文科大 學教授文學博士	村川 堅固	東京高等師範學 校講師文學士	綿貫 哲雄
東京帝國文科大 學講師文學博士	大類 伸	文 學 士	内藤 智秀
ドクトル、フイ ロソフイエー	長瀬 風輔	外國語學校 伊籍教授	吉田 彌邦
文 學 士	煙山專太郎		齊藤 茂
陸軍大學教授	司馬亨太郎	文 學 士	加藤政司郎
文 學 士	松井 等	學習院學士	松宮春一郎
學習院教授 文學士	堀 竹雄		(外數氏)

編輯顧問及び翻譯の勞を執らるゝ別記諸先生以外に
特命全權公使法學博士安達峯一郎、海軍大學校長海
軍中將佐藤鐵太郎、法學博士戸水寛人、東京法科大
學教授法學博士松崎藏之助、同農法學博士新渡戸稻
造、廣島高等師範學校長文學博士幣原坦、法學博士
嶋川新、學習院教授文學博士瀨川秀雄、伯爵副島道
正、竹越三又、田中王堂の諸先生は、本叢書の採擇
編輯等に關し、特に懇切なる指導と注意とを與へら
れたり。

略 規

一 會費 一時拂前金貳拾貳圓毎月拂前金貳圓入會
金貳圓(但最終會費に充當す)
別に送本料を要す每卷左の通り
東京市内 金四錢 地 方 金八錢
暹朝樺支 金十四錢 海 外 金三十錢
一 刊行 大正七年一月開始同十二月終了毎月一卷
宛刊行四六版洋裝九ポイント新活字印刷每卷五
百頁以上

悠久堂書店

東京 神田

¥ 230

入
書
店

NO. 083

終

